

---

# 令和5年度 外部評価実施結果報告書

---

令和6年3月  
株式会社富士通総研



## 目次

第1章	外部評価の概要	1
1-1	外部評価の目的	1
1-2	外部評価の実施方法とスケジュール	1
1-3	外部評価の基準	2
第2章	外部評価の実施	3
2-1	外部評価対象事業の抽出	3
2-2	ヒアリング結果	4
	・健康管理事業（安全衛生管理課）	5
	・ふるさと納税活用推進事業（市民活動支援課）	18
	・障がい者手当給付事業（障害福祉課）	29
	・こども医療費給付事業（子ども福祉課）	39
	・児童発達支援センター運営事業（子ども福祉課）	49
	・歯科健康診査等事業（健康づくり推進課）	63
	・修理再生等啓発事業（資源循環推進課）	77
2-3	評価結果	90
	・健康管理事業（安全衛生管理課）	91
	・ふるさと納税活用推進事業（市民活動支援課）	93
	・障がい者手当給付事業（障害福祉課）	95
	・こども医療費給付事業（子ども福祉課）	98
	・児童発達支援センター運営事業（子ども福祉課）	100
	・歯科健康診査等事業（健康づくり推進課）	103
	・修理再生等啓発事業（資源循環推進課）	105
2-4	外部評価の総括	107
参考資料	対象事業に対する市民意見募集結果	108
	A) 意見の募集	108
	B) 結果	108

# 第1章 外部評価の概要

## 1-1 外部評価の目的

越谷市では越谷市自治基本条例に基づく行政評価制度を運営し、所管課による内部評価と外部の有識者等による外部評価によって、市が行う事務事業の効果等を点検・評価し業務改善につなげることで、効率的、効果的な市政運営を推進することとしている。

本業務で行う外部評価は、所管課による内部評価に加えて中立的かつ専門性をもつ外部の評価を実施することで、行政評価の客観性、透明性を確保することを目的とする。

越谷市の外部評価は、平成16年度に試行を行い、翌平成17年度より本実施を開始している。以後改善を加えて継続実施し、本年度は実施15回目にあたる。

なお、令和5年度は今までの手法を見直し、市民参加の促進を図るため、市民からの意見を募集した。また、外部評価対象事業について、これまで公表していた事務事業評価表のほかに、ヒアリング概要を併せて公表する形式とした。

## 1-2 外部評価の実施方法とスケジュール

外部評価は、準備段階、実施段階及び報告段階の3段階で実施した。

準備段階では、全庁各課から提出された事務事業評価表を踏まえ対象事業の選定を行い、対象事業の内部評価結果や実施状況を確認した。

実施段階では、対象課作成の事務事業評価表をもとに、現在の事務事業の実施状況に関する不明点等について事前調査を行い、書面にて確認を行った。その後、各課に対しヒアリングを実施した。

報告段階では、ヒアリング結果に基づき報告書を作成し、報告内容を踏まえ、対象課に報告を行い、今後の方向性や具体的な改善方策に対する助言を行った。

業務項目			令和5年度											
大項目	中項目	実施内容	6月		7月		8月		9月		10月		11月	
			上	下	上	下	上	下	上	下	上	下		
準備段階	評価対象事業の抽出・選定	越谷市とコンサルタントの協議のもと、外部評価対象事業の選定を行った												
	内部評価等の事前確認	事務事業評価表をもとに内部評価結果や事業の実施状況を確認した												
実施段階	事前質問の実施	事務事業評価表を踏まえ、現在の事務事業の実施状況等の不明点についてヒアリング前に事前質問を実施した												
	ヒアリング実施	対象事業ごとに事業内容や評価結果に関するヒアリングを実施した ヒアリングは1事業当たり1時間とした												
報告段階	外部評価実施結果報告書作成	ヒアリング結果に基づき対象事業の評価結果を確定し、実施経過及び結果をまとめた報告書を作成した												

### 1-3 外部評価の基準

対象事業の外部評価結果は、ヒアリング結果をもとに総合評価として決定した。

総合評価の決定にあたっては、内部評価と同様に「必要性」「有効性」「効率性」の3視点から事業を分析した。

評価の視点	内容
必要性	社会的なニーズや市が実施すべき妥当性を有するか
有効性	事業目的に照らし有効であるか、ニーズを満たすものであるか
効率性	活動量に対し適切な成果が達成できているか、受益者負担が適正であるか

総合評価は市が実施した内部評価同様、A・B・C・Dの4段階評価とした。

総合評価の種類	内容
A	事業内容は適切である
B	課題が少しあり事業の一部見直しが必要
C	課題が多く事業の大幅な見直しが必要
D	事業の休・廃止を含めた検討が必要

また、評価結果には、総合評価で認識した課題を踏まえ、今後の事業の方向性や具体的な改善方策を示した。

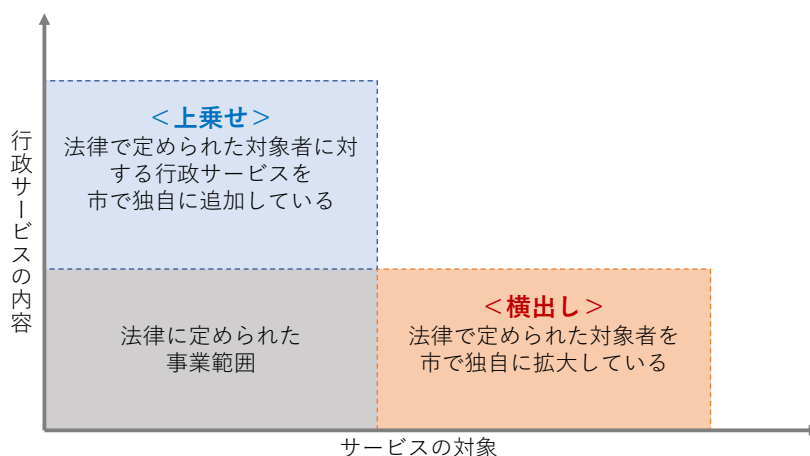
## 第2章 外部評価の実施

### 2-1 外部評価対象事業の抽出

令和4年度に実施した事業のうち、事務事業評価の対象となった423事業から、7事業を選定した。

#### 【選定の観点】

- ・市の独自事業または上乘せ・横出しをしている事業
- ・民間事業者の活用等、業務改善の可能性がある事業
- ・今後の実施の方向性について外部からの意見を取り入れる意向がある事業



選定は市と協議の上で実施した。抽出過程を以下の表に示す。

事務事業評価表作成事業423事業から、抽出条件として設定した①～⑧のうち、優先順位が高いものとして条件③、⑤、⑧に合致するものが20事業、優先順位が中程度として条件②、④、⑥に重複して該当する事業が6事業、計26事業から、個別に優先順位が高いと考えられる事業を選定した。

<b>1 事後評価表作成事業数</b>		<b>423事業</b>
重複含む	①業務改善対象課(子ども福祉課、障害福祉課)の事業	2事業
	②給付費で、見直しの余地があると考えられる事業	38事業
	③法令等に基づき義務付けられている事務のうち「上乘せ事業」や「横出し事業」に該当する事業	13事業
	④委託化の可能性がある事業	44事業
	⑤事業の廃止・縮小を検討する事業	6事業
	⑥目標に対する成果の達成度が低い事業※( )内はコロナの影響によるものを含む	25(42)事業
	⑦外部評価未実施の事業	107事業
	⑧外部有識者の意見を取り入れる意向ありとした事業	4事業
	⇒優先順位「高」と判断(③、⑤、⑧に該当)	20事業
⇒優先順位「中」と判断(②、④、⑥に重複して該当)	6事業	
<b>(選定基準による抽出結果)</b>		<b>26事業</b>
⇒26事業から個別に優先順位が高いと考えられる事業を抽出		
<b>2 抽出条件適用後の事業数</b>		<b>7事業</b>
重複含む	①業務改善対象課(子ども福祉課、障害福祉課)の事業	2事業
	②給付費で、見直しの余地があると考えられる事業	2事業
	③法令等に基づき義務付けられている事務のうち「上乘せ事業」や「横出し事業」に該当する事業	4事業
	④委託化の可能性がある事業	2事業
	⑤事業の廃止・縮小を検討する事業	0事業
	⑥目標に対する成果の達成度が低い事業	0事業
	⑦外部評価未実施の事業	2事業
	⑧外部有識者の意見を取り入れる意向ありとした事業	3事業

対象となった7事業は以下のとおりである。

No.	部名	課名	事業名
1	総務部	安全衛生管理課	健康管理事業
2	市民協働部	市民活動支援課	ふるさと納税活用推進事業
3	福祉部	障害福祉課	障がい者手当給付事業
4	子ども家庭部	子ども福祉課	こども医療費給付事業
5		子ども福祉課 児童発達支援センター	児童発達支援センター運営事業
6	保健医療部	健康づくり推進課	歯科健康診査等事業
7	環境経済部	資源循環推進課	修理再生等啓発事業

## 2-2 ヒアリング結果

ヒアリングは、各課の担当者と対面形式にて実施した。

また、ヒアリングは各課1時間程度と限られており、ヒアリング内で現在の実施状況における課題・問題点を明らかとするため、事務事業評価表等の公開資料では不明確な実施内容や実績については、書面にて事前調査を行い、各課より回答を得た。

以下に、各事業に対する事前質問及びヒアリングの回答結果について、事務事業評価表の構成に合わせて整理した。

実施日時	所 管 課	事業名
令和5年8月31日(木) 10:00~11:20	安全衛生管理課	健康管理事業

## I 事業の概要 (Plan:計画)

### (1) 事業の分類①

**質問1** ● 「法令等に基づき義務付けられている事業(上乘せ)」とあります。上乘せとなっている取組の内容を教えてください。

(回 答)

【定期健康診断等】

- ① 特定健康診査項目の追加：BMI、ヘマトクリット値、血清クレアチニン、眼底検査
- ② 炎症反応や腎機能等を確認できる血液検査の追加：白血球数、尿酸、尿素窒素、e-GFR、総コレステロール
- ③ 職場の特性を考慮し追加：保育所施設職員への腰痛健診

【予防接種】

職員の安全配慮の観点から、業務における感染防止対策の一環として実施。

【職員健康相談】

産業医による長時間勤務者への面接指導については労働安全衛生法に義務付けられている対象(月100時間以上、月2~6か月平均80時間以上)の他、2か月連続45時間超の長時間勤務の職員並びに月80時間超の長時間勤務の職員に対しても、疲労蓄積度チェックを実施し、その度合が高い職員も産業医指導対象者としている。

**質問2** ● 上記の取組を実施するに至った背景や理由を教えてください。

(回 答)

定期健康診断では、年齢要件にとらわれず、採血項目等を追加することで、効率的に職員の健康状態を把握し効果的な健康管理を行えるため。

**質問3** ● 疲労蓄積度チェックの実施方法を教えてください。

(回 答)

国の様式を活用し、電子申請にて実施している。疲労度の度合は国の規定を活用して判断し、産業医による面接指導を実施している。また、実施結果は所属長にフィードバックされる。

**質問4** ● 上記の取組について、他自治体も同様に実施されているのか教えてください。

(回 答)

【定期健康診断等】



他自治体の実施状況は不明であるが、本市の上乗せ分は国の通知にて推奨されている項目である。

【予防接種】

県内の同規模自治体は実施されている。

【職員健康相談】

県内に限らず、多くの自治体で長時間労働の削減等に取り組まれている。

(2) 事業内容

質問 5	● 事業内容欄の記載に関し、もう少し、以下の点に分けて詳細を教えてください。現在の記載からわかる範囲で埋めていますが、修正・加筆等願います。
------	--

(回 答)

①事業の目的 (何が、どういう状態となることを目指しているのか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場における職員の安全と健康の確保</li> <li>● 快適な職場環境の形成</li> <li>● 公務災害や疾病の未然防止</li> </ul>		
②事業の対象	<p>【定期健康診断等】 本庁舎、児童福祉施設、環境資源事業、学校給食、消防署等の職員及び会計年度任用職員のうち雇用期間（予定を含む）6か月以上で、かつ、週の勤務時間が常勤職員の1/2以上の職員</p> <p>【予防接種】 業務上必要な、消防署の救急隊や保健所職員などを対象にB型肝炎、破傷風、麻しん風しん予防接種について実施。</p> <p>【職員健康相談】 全ての職員</p> <p>【ストレスチェック】 ①雇用期間の定めのない職員、②再任用職員、③会計年度任用職員（業務職員）のうち雇用契約の更新により1年以上使用されることが予定されている者又は1年以上引き続き使用されている者、④会計年度任用職員（期間職員）のうち雇用契約の更新により1年以上使用されることが予定されている者又は1年以上引き続き使用されている者であって週所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上であるもの</p>		
量的な推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	[健] 3,096人 [予] B型肝炎：94人 破傷風：82人 麻しん風しん：3人 [相] 1,306件 [ス] 2,616人	[健] 3,154人 [予] B型肝炎：82人 破傷風：78人 麻しん風しん：2人 [相] 1,684件	[健] 3,157人 [予] B型肝炎：63人 破傷風：78人 麻しん風しん：0人 [相] 1,237件

		[ス] 2,627人	[ス] 2,771人
③実施内容・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (公財) 埼玉県健康づくり事業団への業務委託にて一般健康診断を実施</li> <li>● 定期健康診断の結果、治療中も含め要受診・要精密検査が通知された職員に対し、再検査結果報告書の提出を求め、医療機関受診を促す</li> <li>● 予防接種、職員健康相談の一部、ストレスチェックを、専門的な知識と技能を有する事業者へ業務委託</li> </ul>		

## II 事業の実施 (Do : 実施)

### (1) 活動量について

質問6	● この事業の実施内容に関し、具体的にどの程度の活動を行ったのかを表す数量の推移を、目標値（あれば）・実績値を分かる範囲で教えてください。
-----	---

### (回 答)

	活動量のデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「職員の安全と健康の確保」に関する活動量	目標値 (あれば)	—	—	—
	データ名：再検査結果報告書の提出率	実績値	50.45%	38.53%	35.29%
	データ名：定期健康診断未受診者の把握と受診勧奨	実績値	100%	100%	100%
2	「快適な職場環境の形成」に関する活動量	目標値 (あれば)	月1回開催	月1回開催	月1回開催
	データ名：衛生委員会の開催	実績値	月1回開催	月1回開催	月1回開催
3	「公務災害や疾病の未然防止」に関する活動量	目標値 (あれば)	—	—	—
	データ名：衛生委員会の開催と結果の周知	実績値	月1回開催と報告	月1回開催と報告	月1回開催と報告
	データ名：庁内掲示板での公務災害の注意喚起	実績値	年度内1回 年度内の発生原因別件数・職種別件数を集計、各所属あてに通知を発出し、全職	年度内1回 年度内の発生原因別件数・職種別件数を集計、各所属あてに通知を発出し、全職	年度内1回 年度内の発生原因別件数・職種別件数を集計、各所属あてに通知を発出し、全職

活動量のデータ 名・説明	実施年度		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	員に対し注意 するよう促す	員に対し注意 するよう促す	員に対し注意 するよう促す

<b>質問7</b>	● 本事業の実施にあたって、人工（常勤職員 2.63 人・会計年度任用職員 0.98 人）は、どのような業務にどの程度従事しているのか、補足説明をお願いします。
------------	--

(回答)

令和4年度決算及び令和5年度当初予算の常勤職員の人工を訂正する。誤) 2.63 正) 3.55

(2) 人件費

<b>質問8</b>	● 本事業の実施にあたって、人工（常勤職員 3.55 人・会計年度任用職員 0.98 人）は、どのような業務にどの程度従事しているのか教えてください。
------------	---

(回答)

事務事業名	常勤職員(人工)	会計年度任用職員(人工)
労働安全衛生管理体制の整備	0.34	0.00
本庁舎衛生委員会の事務	0.51	0.00
ハラスメント相談等の対応	0.15	0.00
ストレスチェック事業	0.10	0.06
健康診断の実施	0.61	0.27
予防接種の実施	0.05	0.06
新採用職員メンタルヘルス面談	0.20	0.18
健康診断事後指導	0.05	0.06
職員健康情報等の管理	0.20	0.00
健康講座の開催	0.05	0.00
健康相談室の開設	0.84	0.00
外部相談窓口に関する事務	0.05	0.00
人間・脳・併診ドック及びインフルエンザ予防接種費用の補助事業	0.05	0.23
各課医薬品等の補充	0.05	0.00
休憩室の管理（クリーニング）	0.06	0.12

※常勤職員（人工）については、他、時間外人工 0.24 足し合計 3.55

<b>質問9</b>	● 上記の人員には専門職は配置されていますか。配置されている専門職の職種と人工を教えてください。
------------	--

(回答)

専門職として保健師・看護師が配置されている。

当課には、常勤職員は保健師 1 人工・看護師 1 人工、会計年度任用職員の看護師が 0.6 人工、再任用職員の保健師・看護師が 0.5 人工ずつの配置である。このうち、当該業務の人工が 2.98 人工（常勤職員）、0.98 人工（会計年度職員）となっている。

(3) 事業費が増減した理由

<b>質問 10</b>	<b>● 事業費が増減した理由を教えてください。</b>
------------------	------------------------------

(回答)

令和 4 年度当初予算と決算における人件費の増加は、「業務分担整理表」における職務内容（区分）の見直し、並びに、集計範囲の拡大（職員の健康管理・健康診断のみ→細々節「健康管理費」内の全ての事業）によるものです。

(4) 成果

<b>質問 11</b>	<b>● この事業の成果として、事務事業評価表に記載の成果指標の推移の他に、以下の観点でのデータがあれば推移を教えてください。</b>
------------------	---

(回答)

	成果に関するデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「職員の安全と健康の確保」に関する達成状況	目標値 (あれば)	100%	100%	100%
	データ名：健康診断受診率(定期・人間ドック)	実績値	96.24%	96.48%	95.90%
2	「快適な職場環境の形成」に関する達成状況	目標値 (あれば)	月 1 回	月 1 回	月 1 回
	データ名：衛生委員会の開催と結果の周知	実績値	月 1 回	月 1 回	月 1 回
3	「公務災害や疾病の未然防止」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：公務災害・労働災害・条例適用の発生件数(合計)	実績値	72 件	85 件	71 件
	データ名：長期病気休暇・休職者数(1 か月以上)	実績値	89 人	128 人	123 人
4	「疲労蓄積度チェック」に関する活動量	目標値 (あれば)	(延) — (実) —	(延) — (実) —	(延) — (実) —

	成果に関するデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
	データ名： 対象者数（延べ人数と実人数）※わかる範囲で記載をお願いします	実績値	（延）422人 （実）—	（延）683人 （実）—	（延）373人 （実）—

<b>質問</b> 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務事業評価表に記載の成果指標の推移では、目標値 100%に対し 96%前後で微増減をしています。なぜそのような推移となっているのか、考えられる要因を教えてください。</li> </ul>
-----------------	---

**（回答）**

定期健康診断の受診勧奨は、健診案内、個別通知、年度内のほかの会場への案内等、機会を通して行っているが、毎年一定数出てしまうのが現状である。休暇中（育休・病休・介護休暇等）以外での未受診者は把握しており、受診いただくよう電話にて連絡している。

<b>質問</b> 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病気休暇・休職者数について、休職者の中には 1 か月未満の病休者もおられますが、安全衛生管理課での把握状況について教えてください。</li> </ul>
-----------------	---

**（回答）**

1 か月未満の病気休暇・休職の届け出は人事課へ報告され、安全衛生管理課では所属長等から相談があった場合を除いては、タイムリーに把握できない。

<b>質問</b> 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長期病気休暇・休職者数について、全国的に公務員のメンタル不調者が増加傾向にあると報道されていますが、越谷市の状況を教えてください。</li> </ul>
-----------------	---

**（回答）**

越谷市においても同様に増加傾向にある。

また、年度によっては、全職員に対するメンタル不調による休職者の割合が全国平均を上回っている場合がある。

なお、休職者数は 20 代～50 代まで同程度で年齢層による差異は少ない。また、部署別の傾向は特にない。

<b>質問</b> 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メンタル不調者による休職者は増加傾向にあるとのことですが、その理由をどのように分析されているか教えてください。</li> </ul>
-----------------	---

**（回答）**

休職が長期化する傾向がある。

また、メンタル不調に対する社会全体の考え方の変化により、精神科・心療内科の受診に対する敷居が低くなっており、受診しやすくなったためではないかと考える。

<b>質 問 16</b>	● 疲労度チェックについて、令和3年度の対象者数が急増した理由を教えてください。
-------------------	--

**(回 答)**

コロナ対応及び選挙対応があったため。

(5) 事業の実績

<b>質 問 17</b>	● 以下の数について、それぞれ過去3年間の推移を教えてください。
-------------------	----------------------------------

**(回 答)**

			令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			実数	割合	実数	割合	実数	割合
1	定期健康診断受診者のうち、治療も含め要受診・要精密検査が通知された職員の数・割合	越谷市	1,443 人	49.52%	1,487 人	50.58%	1,503 人	51.42%
2	公務災害や疾病の発件数・割合	越谷市	72 件	1.72%	85 件	1.92%	71 件	1.60%
		埼玉県 (公災のみ)	-	0.88%	-	0.91%	-	-

<b>質 問 18</b>	● メンタル不調のある職員に対する現在の取組について、予防段階・治療段階（休職前・休職中）・復帰段階それぞれの具体的な内容を教えてください。
-------------------	--

**(回 答)**

**【予防段階】**

- ・ 産業医、精神科医、産業カウンセラー、安全衛生管理課所属の保健師・看護師の保健スタッフ職員による、健康相談の実施。
- ・ 新採用職員への全員面談とストレス度のチェック。
- ・ フォローが必要な職員の継続支援と所属長との連携による職場環境の調整
- ・ 長時間勤務の職員に対する疲労蓄積度による産業医面接指導の実施

**【治療段階】**

- ・ 休職者との定期連絡と必要な情報提供

**【復帰段階】**

- ・ 職員が心身の故障等により長期の療養が必要な場合など、健康管理上の諸事項に関して、関係者と協議を行う場として「越谷市職員健康管理協議会」を設置し、服務上の取り扱いや職場復帰支援プログラムの作成、復職する職場の環境整備などについて、産業医の意見等を参考にしながら必要な協議を実施している。

- ・ 復職後も約1年に渡り、産業医面談での復職後の支援を継続し、所属課との環境調整等を図っている。

<b>質問 19</b>	・ <b>メンタル不調者の要因はどのように把握されていますか。また、要因にはどのような傾向がありますか。</b>
------------------	--

**(回答)**

まずは、所属長にその理由を把握してもらい、その情報を確認の上、健康管理協議会での協議前に保健スタッフが本人と面談を行い、メンタル不調の契機を把握している。

要因の傾向は一概には言えず、業務内容や職場での人間関係等、様々である。なお、長時間勤務を契機とする方は多くないと捉えている。

<b>質問 20</b>	・ <b>健康相談の実施方法及び実施状況について教えてください。</b>
------------------	--------------------------------------

**(回答)**

原則本人希望、場合によっては不調者の上司や同僚が相談に来られる場合もある。状況を把握するため、匿名での相談はできないが、職場に知られたくない場合は配慮している。

健康相談はまず保健スタッフで相談概要を聞き取り対応するほか、必要に応じて産業医や産業カウンセラーに繋ぐ形式をとっている。聞き取り内容は継続して支援できるよう相談記録として保管している。

実績は令和元年度：1,650件、令和2年度：1,306件、令和3年度：1,684件、令和4年度：1,237件で、そのうち6～7割が保健スタッフにて実施している面談である。

なお、埼玉縣市町村職員共済組合にてカウンセリングの助成事業があり、職員の中には健康相談ではなく外部のカウンセリングを受けている可能性があるが、安全衛生管理課では把握できない。

<b>質問 21</b>	・ <b>越谷市職員健康管理協議会の構成を教えてください。</b>
------------------	-----------------------------------

**(回答)**

本人と所属長、産業医、安全衛生管理課長、保健スタッフ（産業医担当＋保健師）で構成されている。

<b>質問 22</b>	・ <b>「職場復帰支援プログラム」について、①プログラムに規定する項目を教えてください。また、②所属長に対してはどのようなフォローを実施されていますか。</b>
------------------	---

**(回答)**

①職場復帰支援プログラムの規定項目

【確認項目】

- ・ 生活リズム（起床時間・就寝時間・睡眠の状態・日中活動状況）
- ・ 休職なったきっかけの分析・対処方法ができているか
- ・ 受診状況・病状確認
- ・ リワークに通所している場合は、その利用状況報告書の確認

#### 【復職支援の項目】

- ・ 復職にあたって留意すべき点
- ・ 復帰の計画

#### ②所属長に対するフォロー

所属長を含めた健康管理協議会での協議を実施し、どのような配慮が必要か理解いただいたうえで、プログラムに沿って復帰支援がされているか所属長に経過記録を作成いただき、必要に応じてフォロー・助言を行っている。

<b>質 問</b> 23	・メンタル不調者を生まないためには早期発見が必要ですが、マネジメントを行う所属長に対して教育活動は実施されていますか。
------------------	---

#### （回 答）

管理職に昇格した方など、人事課で実施されている階層別研修にてセルフケアやラインケアについて研修を実施している。

また、長時間労働による産業医面談の実施結果のフィードバックや、高ストレス職場には産業医による面接指導を行うなど、今度の取組についても明確化している。

### Ⅲ 事業の評価（Check：見直し）

#### (1) 必要性

<b>質 問</b> 24	・委託化の可能性が「一部あり」とあります。既に業務委託をされていますが、現行以上に委託可能な範囲があると考えられていますか。その場合はどのような業務を想定されているか教えてください。
------------------	---

#### （回 答）

現時点で委託できる部分は既に委託している。

#### (2) 有効性

<b>質 問</b> 25	・定期健康診断についての考察が記載されていますが、「再検査結果報告書の提出を求め、医療機関受診を促す」取組は、職員の健康の確保においてどの程度奏功しているのか教えてください。
------------------	---

#### （回 答）

各個人の再検査結果報告書を確認し、不足している部分や再検査結果報告書が未提出の職員へは、看護師が各個人に電話連絡をし、受診を勧めている。なお、心電図や便潜血等の異常及び大幅に基準値から外れている職員には直ちに個人へ電話連絡を必要に応じて複数回お知らせを行い、受診・治療に結び付けている。前年度の結果を確認し、前年・当年の変化を踏まえて助言する場合もある。



提出率は 35%程度。今後も提出率の向上を図り、健康への意識を高めていくよう努める。

<b>質 問</b> 26	<ul style="list-style-type: none"><li>● 要受診・要精密検査が通知された職員は毎年 1,500 人程にのぼる中、全てを電話で通知することは非常に大きな工数を要すると思いますが、再検査を促す際に電話連絡で実施されている理由を教えてください。</li></ul>
------------------	--

**(回 答)**

電話でのお知らせは会計年度任用職員の看護師も活用しており、スムーズに実施できている。今後はお知らせ手段の検討が必要だと考えているが、電話は直接対象者と話せるため効果大きい。

<b>質 問</b> 27	<ul style="list-style-type: none"><li>● 電話での案内を実施されているにも関わらず、依然として 3 割程度は再検査をされていない理由としてどのように分析されていますか。</li></ul>
------------------	---

**(回 答)**

健康診断で指摘され、医療機関を受診しても、結果が軽度だと判断され経過観察とされるパターンがあり、そのような対応をされた職員の中には再検査を受けない方がいる。

<b>質 問</b> 28	<ul style="list-style-type: none"><li>● 定期健康診断についての考察が記載されていますが、予防接種、職員健康相談、ストレスチェック等のその他の取組についても、職員の健康の確保においてどの程度奏功しているのか教えてください。</li></ul>
------------------	--

**(回 答)**

予防接種については、職員の安全配慮の観点から、業務における感染予防対策の一環として実施しており、感染予防に役立っている。

ストレスチェックでは、個人の結果及び職場ごとの集団分析も行っている。

個人結果はセルフケア対策に活かしており、職場分析は結果及び結果の見方について所属長にお知らせし、より風通しがよく円滑な職場環境の改善、ラインケア等に活かしている。高ストレス職場に対しては、産業医との面接指導の機会を設け、今後の取組などのアドバイスを行っている。

<b>質 問</b> 29	<ul style="list-style-type: none"><li>● ストレスチェックによる高ストレス職場と休職者には相関関係はありますか。</li></ul>
------------------	---

**(回 答)**

これまでの結果では、特に相関関係はないと捉えている。

(3) 効率性

<b>質 問</b> 30	<b>● 健康診断、予防接種、職員健康相談、ストレスチェックについて、専門的な知識と技能を有する事業者に業務委託をされていますが、委託業務の委託先の選定方法について補足説明をお願いします。</b>
------------------	--

(回 答)

【健康診断・予防接種】

直近の5年間については、データの継続性や効率性を踏まえ、委託先は特命で契約している。

令和5年度はプロポーザル方式で委託先を選定したが、これまでと同一の事業者による一社入札となった。

【職員健康相談】

産業医・精神科医の派遣契約については、埼玉県健康づくり事業団に委託しており、業務の特殊性および相談者への対応の継続性を確保するため、特命で契約している。

【ストレスチェック】

指名競争入札。

<b>質 問</b> 31	<b>● 職員健康相談について、県内他自治体も同様に埼玉県健康づくり事業団に委託されていますか。</b>
------------------	--

(回 答)

相談業務において医師の役割をどのようにするかは、自治体によって様々であり、本市においては、病休者等、同じ方を継続して支援する機会が多いことから、より効果的な体制を考慮し継続して埼玉県健康づくり事業団に委託している。

(4) 総合評価/総合評価の説明

<b>質 問</b> 32	<b>● 総合評価では「課題が少しあり事業の一部見直しが必要」が選択されていますが、少しある「課題」とはどのような課題なのか、「一部見直し」とはどのような見直しが必要なのか、補足説明をお願いします。</b>
------------------	---

(回 答)

受診率向上のための効果的な勧奨、健診結果を活かした保健指導。

<b>質 問</b> 33	<b>● 総合評価の説明では、唐突に「健康診断後の事後指導が重要」「人間ドックや予防接種など適正な助成が必要」とされていますが、それぞれ、必要である根拠（内容的に不要とは言えないものですが、これらに費用等を投じて注力する必要性・緊急性、深刻な課題等）について、補足説明をお願いします。</b>
------------------	--

(回 答)

健診は受けるだけでなく、健診で見つかった生活習慣病のリスクに関して、重症化予防を図るため事後指導を実施することが健康を維持するために必要である

ため。要治療の段階になってからでは、病気治療のための休職等になることも考えられ、必要性は高い。

人間ドックの助成については、職場で設定した健診機会を逃した場合などに行っており、受診機会の拡大と捉えている。

予防接種に関しては、職場の安全配慮の観点からも、集団感染や職員の療養で起こる業務の停滞などを防ぐため、予防接種で予防できる疾患は避けるべきであると考えている。

※人間ドック・予防接種の助成については、職員の福利厚生として実施している。

#### IV 今後の方向性 (Action:改革改善)

##### (1) これまでの改善

<b>質 問</b> 34	● これまで、所管課としてどのような見直し・改善を行ってきたのか教えてください。
------------------	--

##### (回 答)

##### 【実施内容の見直し】

平成 26 年度から段階的に 産業カウンセラーの相談回数増加

平成 27 年度 産業医の勤務月 1 回半日対応→週 1 回 1 日勤務に強化

平成 29 年 11 月から庁内 LAN インターネットを活用し、「厚生労働省のこころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」を職員各自のセルフケアに利用。

その他、定期健診項目の追加を随時

<b>質 問</b> 35	● 産業カウンセラーや産業医の稼働日数を増やしているが、稼働状況はいかがでしょうか。
------------------	--

##### (回 答)

産業カウンセラーの相談予定はほぼ埋まっており、十分に稼働できている。また、産業医についても、長時間労働の職場巡視、休職者の支援面談・フォローアップにより、十分に稼働されている。

<b>質 問</b> 36	● メンタルヘルスの取組の最優先のターゲットの設定はありますか。
------------------	----------------------------------

##### (回 答)

特に新規採用職員を最優先に捉えている。学生から社会人への大きな生活環境の変化があること、病休者は繰り返し体調を崩す傾向があり若いうちからのケアを行うことで予防効果を高めること、が理由である。入職後 3 ヶ月を目途に新規採用職員全員に対し保健スタッフによる面談を行い、メンタル不調者の早期発見やメンタルケアの助言を実施している。

その他、全庁に対しては、階層別研修でのセルフケアの実施や、イントラネットでのセルフケアの広報・周知を実施している。

## (2) 今後の取組

<b>質 問</b> 37	●メンタルヘルスの取組について、今後新たに実施を予定している取組があれば教えてください。
------------------	--

### (回 答)

今後は休職者の主治医や医療リワークとの連携を強化したいと考えている。

主治医については、これまでも必要に応じて主治医と所属長や保健スタッフが面談をする場合や診察に同席する取組を実施していたが、併せて今後は診断書にて復職に関する意見を聴取し、休職の再発防止に取り組みたい。

医療リワークについては、復職前に医療リワークに通っている方に関して、通所の状況を把握することで、職場復帰のスムーズかつ着実な実施に繋がりたいと考えている。

## V その他

### (1) 組織について

<b>質 問</b> 38	●多くの自治体では職員の安全衛生を人事部署で担う事例が多く見られますが、安全衛生管理課として独立して設置されている経緯や目的を教えてください。
------------------	---

### (回 答)

人事権をもつ人事課と相談事業を行う担当課が同じであると、安心して相談ができないという意見があり、検討の結果、独立して設置している。

<b>質 問</b> 39	●心身の不調がある場合には、人事面での配慮も必要になる場合がありますが、人事部署との連携の取組について教えてください。
------------------	---

### (回 答)

病気休暇・休職者の把握、復職支援のタイミングなどを共有している。

その他必要な事項は随時相談している。

実施日時	所 管 課	事業名
令和5年8月21日(月) 9:30~10:30	市民活動支援課	ふるさと納税活用推進事業

## I 事業の概要 (Plan:計画)

### (1) 事業内容

**質問1** ● 事業内容の詳細について教えてください。

**(回 答)**

①事業の目的 (何が、どういう状態となることを目指しているのか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の財源の確保、流失を防ぐ</li> <li>● 市の特産品などを知ってもらう (市のPR)</li> <li>● 市との関わりを持ってもらい、市を知ってもらう</li> </ul>
②実施内容・実施方法	● 越谷市の特産品等で、地域産業の活性化や地域経済への波及効果が期待されるものをふるさと納税返礼品として登録し、寄附者にはその中から希望する返礼品を選定してもらう。

**質問2** ● 事業目的を3つあげられていますが、優先順位はありますか。

**(回 答)**

本事業は当初、自治体間の競争に参加するのではなく、市内で製造・加工などされたすぐれた商品を、越谷市が認定する『こしがやブランド』を提供する場として活用するつもりだった、しかし、税額の流出が大きい(約9億円)ため、流出をそのままにしておいては市民に申し訳が立たないと考えている。

しかし、収入を上げることは優先順位が低く、あくまで市の特産品をPRすることで、越谷市を多くの方々に知っていただくことが最優先である。また、地場の事業者の商品を知っていただくことで、事業者の役に立ちたいと考えている。

周知が進み人気がある返礼品が出てくれば、財源の確保も自ずとできるだろうと思う。

**質問3** ● ふるさと納税を通じて寄附者に越谷市を認知いただくことを目的とされているということですか。

**(回 答)**

寄附者に越谷市に対する興味関心を持ってもらい、越谷市へ転入いただくような想定である。

## II 事業の実施 (Do:実施)

### (1) 活動量について

**質問4** ● この事業の実施内容に関し、具体的にどのような活動を行ったのか教えてください。

**(回 答)**

	活動量の説明	実施年度		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「返礼品の登録」に関する活動	事業者説明会	商工会議所を通じてチラシ配布	事業者向けマニュアル作成
2	「(市外)寄附申込の向上」に関する活動	—	—	新規返礼品登録数の追加

<b>質問5</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者説明会、チラシ配布はそれぞれ単年度のみの実施でしょうか。また年あたりの説明会の実施回数とチラシ配布枚数を教えてください。</li> </ul>
------------	---

**(回答)**

それぞれ単年度のみ実施している。

説明会は令和2年度に1回実施し、チラシ配布数は記録がないため詳細は不明。

<b>質問6</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの寄附者を集めるには返礼品を増やす必要があり、そのためには事業者の勧誘が有効であると思われませんが、各取組が単年のみの実施に留まっている理由を教えてください。</li> </ul>
------------	---

**(回答)**

事業者説明会は商工会議所を通じて実施した。地場事業者の多くは商工会議所に所属されていることから、既に1回で地場事業者に十分周知が図れたと考えている。新規の事業者が増加した数年後にまた実施したいと考えている。

また、現在は登録商品の人気の偏りがあり、登録はしても人気伸びない可能性がある中で、ふるさと納税用に生産量を確保いただくことをお願いしにくい状況にある。

<b>質問7</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附申込向上に関する活動量として、①現在活用しているふるさと納税ポータルサイトの名前と利用料（R2～R4年度実績）、②当該サービスを選定した理由を教えてください。</li> </ul>
------------	---

**(回答)**

①ふるさと納税ポータルサイトの利用料実績

サイト名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふるさとチョイス	49,500円	49,500円	798,985円

利用料金はベース金額が月3,750円(税抜)で、ふるさとチョイスを通じた寄附金額が1,000万円を超過した月からは、寄附金額から1,000万円を減じた額に5%を乗じた金額となる。その他決済手数料がかかる。

②ふるさとチョイスを選定した理由

ふるさとチョイスはふるさと納税制度が始まった初期からあるサービスで一番最初に契約した、その後、他のサービスの拡充はしていないため、現在はふるさと

とチョイスのみである。しかし、来年度以降は他のサービスの活用も検討している。

<b>質問 8</b>	<b>・ポータルサイトの年間ページビュー数を把握されている場合は、R2～R4年度のそれぞれの実績を教えてください。</b>
-------------	---

(回 答)

サイト名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふるさとチョイス	10,012PV	16,268PV	19,460PV

(2) 人件費

<b>質問 9</b>	<b>・本事業の実施にあたって、人工（常勤職員 0.7 人・会計年度任用職員 0.5 人）は、どのような業務にどの程度従事しているのか、説明をお願いします。</b>
-------------	--

(回 答)

- ・常勤職員…新規事業者登録、寄附受領証明書の発行、事業者への発送依頼
- ・会計年度任用職員…寄附受領証明書の発行・確認、ワンストップ申請書類の確認・入力作業

担当職員は他の業務と併任であり、上記の業務は週1回の事務日を定め、その日に一括して進めているが、件数によっては週1回で済まないこともある。ここ3年で寄附件数・金額ともに5倍程度の伸びがあるが、人工は増加していないため、返礼品の発送が追い付かないことがある。これ以上件数が増加すると現在の体制での対応は厳しい。

(3) 成果

<b>質問 10</b>	<b>・この事業の成果として、事務事業評価表に記載の成果指標の推移の他に、以下の観点でのデータがあれば推移を教えてください。</b>
--------------	--

(回 答)

	成果に関するデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「返礼品の登録」に関する達成状況	目標値 (あれば)	—	—	—
	データ名：返礼品の登録数	実績値	40 種類	58 種類	94 種類
2	「(市外)寄附申込の向上」に関する達成状況	目標値 (あれば)	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
	データ名：寄附件数・金額	実績値	件数 191 件 金額 5,128,000 円	件数 445 件 金額 8,837,000 円	件数 1,085 件 金額 25,774,000 円

	成果に関する データ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
3	「(市内)寄附申 込の向上」に関 する達成状況	目標値 (あれば)	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
	データ名： 寄附件数・金 額	実績値	件数 29 件 金額 2,127,147 円	件数 17 件 金額 7,236,000 円	件数 15 件 金額 588,000 円
4	「市の財源の確 保」に関する達 成状況	目標値 (あれば)	—	—	—
	データ名： 控除額につい て	実績値	▲555,313,000 円	▲724,046,000 円	▲942,918,000 円
5	「返礼品の登 録」に関する達 成状況	目標値 (あれば)	—	—	—
	データ名： 返礼品の登録 事業者数 (新 規)	実績値	5 事業者	5 事業者	10 事業者

**質問 11** ● 返礼品の実際の品目はどのくらいありますか。

(回 答)

表の 94 種類 (令和 4 年度) はセット売りのものも 1 種類とカウントしており、実際の品目は全体の 1/2~2/3 程度になる。

**質問 12** ● 登録事業者の総数を教えてください。また、1 社あたりの返礼品の登録数を教えてください。

(回 答)

現在は約 40 事業者で、1 社あたりの返礼品登録数は 1~2 点である。

**質問 13** ● 事務事業評価表に記載の成果指標について、指標名は件数ですが数値は%となっています。①算出の定義、②そのような定義としている理由、③目標値の設定の根拠、について説明をお願いします。

(回 答)

①算出の定義

目標は特段設定していないが、前年度比の寄附件数の増加率を記載している。

②そのような定義としている理由

寄附件数の増加率の推移を把握するため。

③目標値の設定の根拠

目標は特に定めていない。



質問 14	● 成果指標について、寄附金額ではなく寄附件数とされている理由を教えてください。
-------	--

(回 答)

いずれも指標として適当であるが、寄附金額の場合、一部高額寄附者の合計金額により、算出結果が左右されてしまうため、寄附件数を主な指標としている。

質問 15	● 令和2年度から令和4年度にかけて寄附件数は4倍以上、金額は3倍以上となっておりますが、考えられる要因を教えてください。
-------	---

(回 答)

返礼品登録数の増加やふるさと納税事業への関心が高まっていることが考えられる。また、テレビで放送されるなどメディアで取り上げられたことによる効果も考えられる。

質問 16	● 事業の目的に「寄附件数及び金額の増加により、市の財源の流失を防ぐこと」とありますが、流出額の何割を補填することを目標とされていますか。
-------	---

(回 答)

原則75%は国から補填されるため、25%を目標にしたいと考えている。ただし、現状は目標とかけ離れているため、現段階で目標は設定していない。少しずつでも寄附額を増やせるように努めていく。

#### (4) 事業の実績

質問 17	● 寄附者のターゲット層の設定を教えてください。
-------	--------------------------

(回 答)

返礼品のみで寄附先を選ぶ方ではなく、本市を愛し、応援しようとする個人の方を想定している。

質問 18	● 寄附のターゲットとして「返礼品のみで寄附先を選ぶ方ではなく、本市を愛し、応援しようとする個人の方」とありますが、その方々は既に越谷市にゆかりがある方（越谷市に住んでいたことがある、親族が住んでいる、通勤している等）を想定されているのか、それともそのような関係性が無く越谷市を知ってファンになってくれる方を想定されているのか、具体的なイメージを教えてください。
-------	---

(回 答)

既に越谷市にゆかりがある方及び、越谷市を知ってファンになってくれる方どちらも想定している。

質問 19	● 前問のターゲットに対し特化した広報や制度周知の取組をされているのであれば、その内容を教えてください。
-------	--

**(回 答)**

現在特段実施していない。今後は広報に注力したいが、現状は寄附受領証明書発行業務や返礼品発送業務等で手一杯な状況である。余裕が生まれれば、寄附のリピーターを抽出し、更にレポートしてもらえようようなアプローチをしたいと考えている。

**質問 20** ● 寄附者の居住地域別・年齢別・男女別の人数・金額が分かれば、教えてください。

**(回 答)**

年齢・男女別での算出はできないが、居住地の把握は可能。

ただし、ワンストップ特例制度を活用している寄附者であれば年齢の把握は可能であるが、現在は余力が無く集計を行っていない。

**質問 21** ● 事業者を確保するための取組があれば教えてください。

**(回 答)**

事業者向けのチラシの作成（令和3年度）や事業者向けマニュアルの作成（令和4年度）、市HPに「ふるさと納税返礼品協力事業者を募集します」というタイトルで新規事業者の募集を行っている。その他、農政・商工部門から情報提供を受けて登録に繋がることもある。

**質問 22** ● 返礼品の登録事業者の確保に向けた取組は、現在はチラシやマニュアルの作成等の事業者側から申し出ていただくことを待つ取組となっています。越谷市で人気がある事業者を市側からスカウトするような取組はされないのでしょうか。

**(回 答)**

事業者を開拓する余地は十分にあると思われるが、現状の体制では職員は寄附対応（返礼品の発送手続き等）の業務に追われ、時間を割くことは難しい。

**質問 23** ● 寄附件数合計・寄附金額合計が多い返礼品の種類と金額をそれぞれ上位5つ教えてください。

**(回 答)**

R2 年度	寄附件数上位5種類		寄附金額上位5種類	
	返礼品	1件当たり 金額	返礼品	1件当たり 金額
1位	江戸切子オールドグラス	20,000円	江戸切子オールドグラス	20,000円
2位	Fly Station 1 フライ ト+T シャツ	20,000円	Fly Station 2 フラ イト/タクシーフライ 体験チケット	36,000円
3位	おいしさは米の糠から わいて出る こめ油	10,000円	Fly Station 1 フライ ト+T シャツ	20,000円

R2 年度	寄附件数上位5種類		寄附金額上位5種類	
	返礼品	1件当たり 金額	返礼品	1件当たり 金額
4位	Fly Station 2 フライト ／タクシーフライ体験 チケット	36,000 円	おいしさは米の糠から わいて出る こめ油	10,000 円
5位	山東菜漬	10,000 円	こしがや鴨ネギ鍋 ギフトセット	20,000 円

R3 年度	寄附件数上位5種類		寄附金額上位5種類	
	返礼品	1件当たり 金額	返礼品	1件当たり 金額
1位	おいしさは米の糠から わいて出る こめ油 (3本セット)	10,000 円	Flystation 1 フライ体 験チケット	17,000 円
2位	Flystation 1 フライ 体験チケット	17,000 円	おいしさは米の糠から わいて出る こめ油 (3本セット)	10,000 円
3位	江戸切子オールドラ ス	20,000 円	江戸切子オールドラ ス	20,000 円
4位	おいしさは米の糠から わいて出る こめ油 (5本セット)	16,000 円	おいしさは米の糠から わいて出る こめ油 (12本セット)	37,000 円
5位	冷凍食品ハンバーグ 詰め合わせセット	10,000 円	Fly Station 2 フラ イト／タクシーフライ 体験チケット	36,000 円

R4 年度	寄附件数上位5種類		寄附金額上位5種類	
	返礼品	1件当たり 金額	返礼品	1件当たり 金額
1位	おいしさは米の糠から わいて出る こめ油 (3本セット)	10,000 円	おいしさは米の糠から わいて出る こめ油 (3本セット)	10,000 円
2位	おいしさは米の糠から わいて出る こめ油 (5本セット)	16,000 円	おいしさは米の糠から わいて出る こめ油 (12本セット)	37,000 円
3位	おいしさは米の糠から わいて出る こめ油 (12本セット)	37,000 円	おいしさは米の糠から わいて出る こめ油 (5本セット)	16,000 円
4位	Flystation 1 フライ体 験 チケット	17,000 円	Flystation 1 フライ体 験 チケット	17,000 円
5位	冷凍ハンバーグ 詰め合わせセット	11,000 円	Fly Station 2 フラ イト／タクシーフライ 体験チケット	36,000 円

**質問 24** ● 各返礼品の寄附件数に傾向があれば教えてください。

(回 答)

最近は日用品への寄附件数が多い。特にこめ油に集中しており、令和4年度の約80%はこめ油である。こめ油はテレビで取り上げられたことで人気が沸騰したと考えられる。一方で、登録されているものの1件も寄附が無い返礼品もある。

### Ⅲ 事業の評価 (Check : 見直し)

#### (1) 必要性

**質問 25** ● 委託化の可能性が「一部あり」とあります。既に委託を実施している・実施予定の業務があれば教えてください。

(回 答)

現在は業務委託を行っていない。

今年の10月から制度改正が予定され必要経費の基準が変更になることと併せて、ポータルサイト機能の活用や事業者への業務委託によって、寄附受領証明書発行・返礼品発送業務や、新規事業者や商品の発掘・登録勧誘を行うことを検討したい。

#### (2) 有効性

**質問 26** ● 事務事業評価表には市内在住者の寄附についての考察が記載されていますが、「市内在住者に寄附を周知する」取組は、①現在の寄附者は何の事業を希望しているのか、②現在の周知方法について補足説明をお願いします。

(回 答)

#### ①現在の寄附者の希望

指定寄附やNPO支援の寄附方法があり、寄附者の方に希望する事業や施設を特定して寄附してもらう制度となっており、寄附者の希望に沿った寄附ができている。

#### ②現在の周知方法

現在は周知を行っていない。今後、市の広報紙に掲載するなど周知をはかっていく予定である。

**質問 27** ● 前問で指定寄附やNPO支援の寄附方法があるとのことですが、希望する事業や目的別に寄附された件数・金額を教えてください。

(回 答)

目的	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
NPO支援	-	-	-	-	199件	4,704,000円
新型コロナウイルス感染症	68件	2,194,000円	64件	2,460,000円	31件	510,000円

目的	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
対策						
動物愛護	-	-	-	-	284 件	3,334,554 円

※この他に法人による寄附 3 件 70,000 円がある

※その他個別に寄附事業を設定せず、寄附者の方の希望に応じた事業担当課が受領しているものがある。

### (3) 効率性

<b>質問 28</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「財源の確保」との記載がありますが、①何らかの使用目的が予め定められて寄附金を募集しているということ（寄附対象事業における財源の確保という意味）でしょうか、あるいは②集まった寄附金の使途は定まっているのでしょうか。</li> </ul>
--------------	---

#### (回 答)

使用目的が予め定められている寄附もあれば、定めのないものもある。

寄附用途については、一般寄附（市政全般に活用するための寄附）、越谷しらこぼと基金条例に基づく寄附（同条例に基づく 7 つの事業分野に対する寄附）、指定寄附（応援したい公共施設や事業を指定した寄附）に分かれており、寄附者に寄附の用途を選んでいただいている。

<b>質問 29</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附の有無が事業実施の可否に影響を与えるのでしょうか。</li> </ul>
--------------	---

#### (回 答)

寄附が集まらなると事業費が無いというわけではなく、事業は実施される。また、寄附が集まったとしても事業の資金が必ずしも上乘せされるわけではない。

指定寄附の場合は当年中に歳入・歳出まで実施される。分野のみ選択するしらこぼと基金では一定期間経過するか、一定金額が溜まると当該分野に係る一般財源に移される流れである。

<b>質問 30</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>越谷市の PR との記載がありますが、寄附者数のリピート・新規の割合が分かれば教えてください。</li> </ul>
--------------	---

#### (回 答)

リピート状況の把握は可能であるが、余力が無く集計は行えていない。

### (4) 総合評価の説明

<b>質問 31</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「魅力的な返礼品を登録」「効果的な周知」が必要との記載がありますが、それぞれ、具体的に①どのような課題があり、②どのような改善策を想定されていますか、補足説明をお願いします。</li> </ul>
--------------	---

#### (回 答)

・魅力的な返礼品を登録

①課題…どのような返礼品が人気となるか分からない

②改善策…返礼品の幅を広げる、事業者のノウハウを活用し商品や事業者の発掘

・効果的な周知

①課題…積極的な広報活動に取り組むことができていない

②改善策…より直接的な周知を行うため、返礼品を掲載するポータルサイトを増やす方向で検討

#### IV 今後の方向性 (Action:改革改善)

##### (1) これまでの改善

<b>質問 32</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、所管課としてどのような見直し・改善を行ってきたのか、変更した内容について、次表の①～④の4つの観点に分けて、簡潔に補足説明をお願いします。</li> </ul>
--------------	--

##### (回 答)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①対象の見直し	—	—	—
②実施内容の見直し	—	商工会議所を通じてチラシ配布を行った	NPO等支援事業を実施した 寄附件数：196件 寄附金額：4,634,000円
③実施方法の見直し	—	支払い方法にマルチペイメント払いを取り入れた	—
④その他の見直し	—	返礼品の価格を柔軟に設定できるようにした	—

##### (2) 今後の方向性

<b>質問 33</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今度はどのような返礼品をどうやって増やしていきたいと考えていますか。</li> </ul>
--------------	--

##### (回 答)

商品の数だけでなく、体験型商品（Bリーグ関連等）や食品以外の実用品（自転車等）といった幅を増やせたら魅力向上に繋がると考えている。

市としては魅力的な謝礼品として見込んでいる商品がいくつかあるが、現在の寄附件数の偏りを見た事業者としては、返礼品登録が自社商品の売上に繋がるか不明瞭なため、積極的にならないこともあり、どのような商品が人気なのか事業者のノウハウを活用して発掘し、勧誘に取り組みたい。

ただし、その場合、他自治体でも人気の商品を取り扱うことにもなるため、商品名で検索されると埋もれてしまう可能性があり、越谷市を選んでいただくためにもより一層リピーターを大事にしていく必要がある。

## V その他

### (1) 組織について

<b>質問 34</b>	<b>● 本事業が市民活動支援課にて所掌される経緯・目的を教えてください。</b>
--------------	---

#### (回 答)

寄附の受け皿となっている越谷しらこぼと基金所管課であり、事業開始以前より寄附全般を所管していたため。

<b>質問 35</b>	<b>● 返礼品の登録の際し農政部署や商工部署との連携が必要と考えられますが、現在の連携状況について教えてください。</b>
--------------	--

#### (回 答)

関係部署（農政、商工、税、広報、財政、政策）と、制度改正や手続が変わる際に年1～2回程度の会議を行い、現状報告や課題検討を行っている。

また、新規事業者に繋がりそうな事業者がいれば情報共有を依頼しているが、所管業務があり繁忙な中で対応が難しいと感じる。

また、今後は関係部署だけでなく市職員全体にアイデアを提供してもらうような仕組みづくりを検討している。

実施日時	所 管 課	事業名
令和5年8月21日(月) 10:30~11:30	障害福祉課	障がい者手当給付事業

I 事業の概要 (Plan:計画)

(1) 事業の分類①

質問1	● 事務事業評価表に「法令等に基づき義務付けられている事務(横出し)」とありますが、横出しとなっている取組の内容を教えてください。
-----	---

(回 答)

国の制度である特別障害者手当等の支給対象とならない重度心身障がい者の経済的な負担軽減を図るため、市が独自に重度心身障害者手当を支給している。

なお、一部の対象に対する支給には県の補助があるが事業の実施は自治体の任意であり、かつ、越谷市では県の補助対象よりも広い対象に手当の支給を行っている。

(2) 事業内容

質問2	● 事業内容の詳細について教えてください。
-----	-----------------------

(回 答)

①事業の目的 (何が、どういう状態となることを目指しているのか)	● 重度心身障がい者の生活の向上と福祉の増進 障がいがあることによる就労機会の制限や、通院等の医療費といった経済的又は精神的負担を軽減することを目的とする		
②事業の対象	定義	● [重度心身障害者手当] 在宅の重度心身障害者に手当を支給することにより、障がい者の生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とした手当 ● [特別障害者手当] 在宅での日常生活において、重度の障がいゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するために創設された手当 ● [障害児福祉手当] 在宅の重度障がい児に対する福祉の措置の一環として実施されている手当 ● [経過的福祉手当] 昭和61年の制度改正以前の福祉手当受給者のうち、制度改正後、障害基礎年金も特別障害者手当も受けられない人に支給される手当	
	量的な推移(人)	令和2年度	令和3年度
		[重] 6,475人 [特] 271人 [障] 194人 [経] 2人	[重] 6,419人 [特] 275人 [障] 205人 [経] 1人
			令和4年度
			[重] 6,494人 [特] 276人 [障] 202人 [経] 0人



③実施内容・実施方法	● 障がいの程度や状態に応じて、重度心身障害者手当（市独自事業）、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当（法定受託事務）を支給する
------------	---

質問3	● 本事業は対象者に着実に各手当を支給することが任務と理解してよいでしょうか。
-----	---

(回 答)

お見込みのとおり。

## Ⅱ 事業の実施 (Do : 実施)

### (1) 活動量について

質問4	● この事業の実施内容に関し、具体的にどの程度の活動を行ったのかを表す数量の推移を、目標値（あれば）・実績値を分かる範囲で教えてください。
-----	---

(回 答)

	活動量のデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「重度心身障害者手当」に関する活動量	目標値（あれば）	-	-	-
	データ名：支給件数	実績値	63,734件	63,147件	63,974件
	データ名：支給金額	実績値	280,939,000円	275,668,000円	276,975,500円
2	「特別障害者手当」に関する活動量	目標値（あれば）	-	-	-
	データ名：支給件数	実績値	3,051件	3,207件	3,262件
	データ名：支給金額	実績値	83,366,400円	87,711,150円	88,862,150円
3	「障害児福祉手当」に関する活動量	目標値（あれば）	-	-	-
	データ名：支給件数	実績値	2,085件	2,111件	2,251件
	データ名：支給金額	実績値	30,991,070円	31,381,200円	33,275,220円
4	「経過的福祉手当」に関する活動量	目標値（あれば）	-	-	-
	データ名：支給件数	実績値	33件	15件	3件

	活動量のデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
	データ名：支給金額	実績値	490,500円	223,200円	44,610円

<b>質問5</b>	● 重度心身障害者手当について、3,500円/月（対象：療育B、精神2級）に該当する件数及び金額が分かれば教えてください。
------------	---

(回答)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
療育B	6,509件	22,781,500円	6,735件	23,574,000円	6,893件	24,125,500円
精神2級	18,550件	64,913,000円	19,750件	69,095,500円	21,329件	74,645,500円

(2)人件費

<b>質問6</b>	● 令和4年度当初予算から会計年度任用職員の計上がされていませんが、なぜ会計年度任用職員が活用されなくなったのか教えてください。
------------	--

(回答)

令和3年度は、3年に一度実施する重度心身障害者手当現況届などの事務処理を集中して行うため、通年で会計年度任用職員1人を活用していた。

その他の年度では常勤職員にて事務を実施している。

<b>質問7</b>	● 会計年度任用職員の活用可能な事務は無いのでしょうか。
------------	------------------------------

(回答)

会計年度任用職員が従事可能な業務は新規申請の入力作業等の一部の業務に限られ、会計年度任用職員を活用するほどの人工を確保できない。

他の業務は業務難易度から会計年度任用職員での実施はできないと考える。

<b>質問8</b>	● 横出し部分（重度心身障害者手当の支給事務）にかかる常勤職員の人工（令和4年度実績）を教えてください。
------------	--

(回答)

重度心身障害者手当：1.6人工

(3)実施状況について

<b>質問9</b>	● 各手当の受給者数や受給率を教えてください。
------------	-------------------------

(回答)

	成果に関するデータ名	実施年度		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「重度心身障害者手当」対象者に対する受給者の割合	認定者：6,475人 受給者：5,217人 (80%)	認定者：6,419人 受給者：5,362人 (83%)	認定者：6,494人 受給者：5,408人 (83%)
2	「特別障害者手当」対象者に対する受給者の割合	認定者：271人 受給者：264人 (97%)	認定者：275人 受給者：271人 (98%)	認定者：276人 受給者：269人 (97%)
3	「障害児福祉手当」対象者に対する受給者の割合	認定者：194人 受給者：178人 (91%)	認定者：205人 受給者：191人 (93%)	認定者：202人 受給者：184人 (91%)
4	「経過的福祉手当」対象者に対する受給者の割合	認定者：2人 受給者：2人 (100%)	認定者：1人 受給者：1人 (100%)	認定者：0人 受給者：0人

<b>質問 10</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「経過的福祉手当」以外の手当について、受給率が 100%でない理由について教えてください。</li> </ul>
--------------	---

**(回 答)**

認定者のうち所得制限に該当する者は手当を受給することができないため。  
特に、重度心身障害者手当の支給対象は住民税非課税者のみであり、他の手当よりも制限が厳しいことから受給率が低い。

<b>質問 11</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手当の受給条件を満たすが申請されていない方はいらっしゃいますか。</li> </ul>
--------------	--

**(回 答)**

手帳交付時に漏れなく説明を行っているので、殆ど発生していないと考える。

#### (4) 事業の実績

<b>質問 12</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各手当は年 4 回、定例月に支給されていますが、それぞれの支給時期を教えてください。また、複数の手当を合算して支給している場合は、その旨も記載してください。</li> </ul>
--------------	--

**(回 答)**

##### ① 支給時期について

5 月 (2~4 月分)・8 月 (5~7 月分)・11 月 (8~10 月分)・2 月 (11~1 月分)

##### ② 複数の手当を合算して支給している場合について

平成 30 年 7 月 1 日までに特別障害者手当等を受給中である者は、重度心身障害者手当との併給が可能である。なお、併給分の重度心身障害者手当は、埼玉県障

害者生活支援事業補助金交付要綱における補助金の対象外となるため、全額市費負担で支給している。

**質問 13** ● 現在併給されている受給者数を教えてください。

(回 答)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
併給されている受給者の数	174 人	140 人	127 人

**質問 14** ● 上記の支給時期について、時期の根拠を教えてください。

(回 答)

各手当の支給時期は以下の法令を根拠としている。

- ・ 重度心身障害者手当 越谷市重度心身障害者手当支給条例施行規則 第 7 条
- ・ 特別障害者手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 26 条の 5
- ・ 障害児福祉手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 19 条の 2

**質問 15** ● 「重度心身障害者手当」の支給時期の根拠は市の施行規則であることから、支給回数を減らすことで事務の効率化が図られると考えますが、①これまでに検討の有無、②（検討したことがある場合は）検討時に生じた課題、について教えてください。

(回 答)

①これまでの検討の有無について

令和 4 年度に、支払回数を年 4 回から年 2 回への変更を検討した。

②検討時に生じた課題

現在のシステムでは重度心身障害者手当の支払と特別障害者手当の支払が連動して処理され、重度心身障害者手当単独での支払い処理が不可能である。

変更するにはシステム改修が必要だが、令和 7 年度にシステム標準化によるシステム更改が予定され、現在の残り少ない稼働期間で改修を行うことは費用対効果が低いため、標準化後に改めて検討することとしている。

**質問 16** ● 事務事業評価表に「重度心身障がい者の生活の向上と福祉の増進につながった」とありますが、具体的に①どのように生活が向上したのか、②福祉が増進しているのか（福祉の増進とはどのようなことか）、また③全ての受給者が向上・増進したのか、一部の受給者のみなのか、について説明をお願いします。

(回 答)

①生活の向上について

使用用途が限られる補助金とは違い、手当は受給者が個々の事情に応じて生活上必要とする費用に充てることができることから、本人及び介護者の生活のための負担軽減につながっている。

②福祉の増進について

福祉は普段の暮らしの幸せと捉えられると考えており、例えば手当を交遊費に使う等、障がい者がより良く暮らすために使っていただけると考えている。

③向上・増進した者について

全ての受給者が向上・増進したと考えている。

**質問 17**

● 前問に「全ての受給者が向上・増進した」とありますが、受給者の経済状況や生活状況によって、現在の手当金額で十分な方もいれば不足している方、なくても十分に生活できる方がいると思われませんが検討されていますか。

**(回 答)**

現在の受給対象者の生活状況を確認して不足する金額として手当を設定しているわけではない。手当の金額からするとあくまで補助的な収入であり、今の金額が足りている/足りていないの検討は難しいと考えている。現時点で手当額の引き上げは検討していない。

**質問 18**

● 重度心身障害者手当はあくまで補助的な収入とのことですが、市としてはどのような用途を想定されているのか教えてください。

**(回 答)**

特に用途の想定はしていない。個々の事情に合わせて、障がいによる通院や福祉サービスの活用等といった医療費に充てる、支援を活用して外出する等、どのような使い道でもよいと考えている。

**質問 19**

● 本事業が他の事業に業務上で影響を与えていることはありますか。

**(回 答)**

本業務の給付対象に精神手帳 2 級が含まれたことで、精神手帳 2 級を取得する契機となっている側面はある。精神手帳は取得時の申請対応だけでなく、2 年に 1 回の更新手続きの対応が発生する。

Ⅲ 事業の評価 (Check : 見直し)

(1) 有効性

**質問 20**

● 事務事業評価表に「経済的な支援をすることで、対象者の生活水準を維持することができた。」とありますが、重度心身障害者手当の支給金額と、金額設定理由を教えてください。

**(回 答)**

5,000 円/月 (対象：身体 1・2 級、療育○A・A、精神 1 級)

埼玉県障害者生活支援事業補助金の対象 (県 1/2・市町村 1/2) であるが、交付要綱において県の補助が 2,500 円 (手当支給額 5,000 円) を上限としているため。

3,500 円/月 (対象：療育 B、精神 2 級)

重度心身障害者手当の前身である障害児児童福祉年金制度において、療育 B を

3,500円としていたことから、前身の制度を引き継いだものと思われる。

また、平成30年度から精神2級を助成対象に追加したが、その際、同じく中度の障がいである療育Bと同額とした。

<b>質問 21</b>	<b>● 前問にて、平成30年度に助成対象の追加を行ったとありますが、その経緯を教えてください。</b>
--------------	--

**(回答)**

平成28年度に精神手帳2級所持者を支給対象に追加する請願を受け、平成30年度に議会で採択され追加することとした。

<b>質問 22</b>	<b>● 重度心身障害者手当のうち、5,000円/月（対象：身体1・2級、療育OA・A、精神1級）は埼玉県全自治体の取組、3,500円/月（対象：療育B、精神2級）は越谷市独自の取組と理解してよいでしょうか。間違いや補足があれば追記をお願いいたします。</b>
--------------	--

**(回答)**

お見込みのとおり。

ただし、5,000円/月の取組は必須ではなく、自治体の判断に任せられている。金額は自治体より様々であるが、多くは5,000円としている。

<b>質問 23</b>	<b>● 越谷市独自の取組部分について、①県内他自治体でも同様に取組まれているか（その場合は知っている範囲で自治体名も記載ください）、②県外の自治体で同様の取組を実施されているか、ご存じであれば教えてください。</b>
--------------	---

**(回答)**

①県内自治体の取組状況について

- ・療育B …さいたま市ほか25市町村
- ・精神2級…さいたま市ほか11市町村

金額は自治体によって越谷市の3,500円よりも高い場合も低い場合もある。

②県外自治体の取組状況について

県外の実施状況は不明。

<b>質問 24</b>	<b>● 重度心身障害者手当の支給について、①障がい者の生活水準の維持においてどの程度奏功しているのか、②その程度の奏功となっている要因、について教えてください。</b>
--------------	---

**(回答)**

定期的に定額の手当が支給されることにより、障がい者が生活設計を行う上での一助として、生活水準の維持につながっているものとする。

また、生活の基盤となる収入としては、障害年金等の制度があるため、本手当は、あくまで部分的な補助としての位置づけとなると考える。

(3) 効率性

質問 25	● 事務事業評価表に「システムの改修により事務負担を減らすことができた」とあります。具体的な効果（人工の削減・時間外勤務時間の削減等）を教えてください。
-------	--

(回答)

定例払い支払処理に係る業務について、これまで手作業で行っていた作業を自動化することで年間 256 時間の業務従事時間を削減できた。

【内訳】

- ・ 所得の確認作業 : 128 時間の削減  
改修前) 8 時間×2 人×3 日×4 回=192 時間  
改修後) 8 時間×2 人×1 日×4 回=64 時間
- ・ 有効期間の確認作業 : 128 時間の削減  
改修前) 8 時間×2 人×4 日×4 回=256 時間  
改修後) 8 時間×2 人×2 日×4 回=128 時間

(4) 総合評価/総合評価の説明

質問 26	● 事務事業評価表の課題に「障がい者手当の受給資格要件について周知すること」とありますが、制度の周知や申請を促す取組について①現在実施されている取組内容、②改善すべき点や今後の改善の方向性、③現在どのくらいの周知漏れが発生しているか、について補足説明をお願いします。
-------	---

(回答)

①現在の取組について

手帳交付時の窓口案内、ホームページでの制度案内、制度概要のパンフレットを関係各課へ配架。(障害福祉課、子ども福祉課、なんでも相談窓口)

②今後の取組について

手帳交付の際、制度対象者への周知漏れがないよう丁寧に説明・案内する。

質問 27	● 事務事業評価表の課題に「申請に係る標準処理期間の設定の必要性」とありますが、①現在の処理期間の状況、②必要である根拠、③1 か月よりも短くすることは検討しているか、について説明をお願いします。
-------	--

(回答)

①現在の処理期間の状況について

今年度はおおむね一か月以内で処理ができています。

②設定の必要性について

埼玉県から、標準処理期間を設けるよう口頭助言があった。

③1 か月よりも短くすることについて

手当は毎月支給ではなく 3 か月に 1 回であるため、申請受理後に支払の遅延が生じない処理期間が 1 か月であり、1 か月よりも短くなったとしても受給者への支給が早まるわけではなく、対応不要であると考えます。

#### IV 今後の方向性 (Action:改革改善)

##### (1) これまでの改善

質問 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、所管課としてどのような見直し・改善を行ってきたのか、変更した内容について、次表の①～④の4つの観点に分けて、簡潔に補足説明をお願いします。</li> </ul>
-------	--

##### (回 答)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①対象者の見直し	-	-	-
②実施内容の見直し	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況届の取り扱い</li> <li>未申告者への支給</li> <li>システム改修</li> </ul>
③実施方法の見直し	-	-	-
④その他の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則改正 (様式の変更)</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払決定通知書の廃止</li> <li>規則改正 (様式変更、届出の運用変更)</li> </ul>

##### ②実施内容の見直しについて

3年に一度、施設入所の確認のため全対象者へ現況届を送付し確認していたが、関係課との情報連携を行うことによって確認することができるため、現況届を廃止し、事務の効率化に努めた。

また、住民税未申告者は手当の支給を停止していたが、埼玉県や県内他市町村が未申告を支給対象としていることから、障がい者の手続き負担の軽減のため未申告者を令和5年8月分から支給対象とした。

##### ④その他の見直しについて

事務の効率化のため、令和2年度及び令和4年度に、各様式の記入箇所の削減を行い、障がい者の申請時の手続き負担の軽減を行った。加えて、受給資格が消滅した者全員に送付していた喪失通知書を、未届出者のみ通知することに変更した。

また、各手当の支払決定通知書は、郵送物から周囲に障がい者であることを知られたくない等の市民からの要望や、定例かつ定額の手当であることを踏まえ、また他の制度の状況を鑑み、令和5年2月及び5月の周知期間を設けて8月定例払い分から廃止した。

質問 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況届が廃止され、各手当の受給者は認定時の申請以降には手続きを行うことは無い (自動的に支払われる) のでしょうか。</li> </ul>
-------	--

##### (回 答)

資格内容の変更や資格喪失事由に該当する際は、原則、本人または相続人が市に届出することとしている。なお、条例規則上、公簿で確認できる事項については、手続きを省略することが可能である。



**質問 30**

- 事務事業評価表に「県の事務監査における指摘事項。」とあります。指摘時期と指摘事項の内容を教えてください。

**(回 答)**

令和3年11月実施の埼玉県特別障害者手当等支給事務の助言において、当時は新規申請の認定に2か月程要していたため、新規申請の標準処理期間の設定することが望ましい旨、口頭での助言を受けた。

現在は、おおむね1か月を処理期限とし、遅延することがないように努めている。

**質問 31**

- これまで2か月を要していた理由があれば教えてください。

**(回 答)**

医療・手当担当内で医療費助成担当と障がい者手当担当とで完全に分割しており、事務全体を把握している職員がいなかったため、病休者が発生した際や繁忙期に対応できる職員が限られていた。

実施日時	所 管 課	事業名
令和5年8月22日(火) 13:30~14:30	子ども福祉課	こども医療費給付事業

## I 事業の概要 (Plan:計画)

### (1) 事業の分類①

質問1	● 「法令等に基づき義務付けられている事業（横出し）」とあります。横出しとなっている取組の内容を教えてください。
-----	--

#### (回 答)

①対象年齢の拡大（中学生まで）、②所得制限の撤廃、③自己負担金の撤廃の3点である。

質問2	● 上記の取組を実施するに至った背景や理由を教えてください。
-----	--------------------------------

#### (回 答)

子どもの保健増進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために実施している。  
また、少子化に伴い、国において児童手当の対象や金額も拡大・増額されてきた経緯があり、こども医療もそうした時流や国民・市民のニーズに沿って徐々に拡大している。

質問3	● 近隣自治体の実施状況を分かる範囲で教えてください。
-----	-----------------------------

#### (回 答)

全ての県内自治体において、上記「質問1」の「横出しとなっている取組」を実施している。ただし、自治体によって①の対象年齢の拡大は高校生までとするところもある。

### (2) 事業内容

質問4	● 事業内容の詳細について教えてください。
-----	-----------------------

#### (回 答)

①事業の目的 (何が、どういう状態となることを目指しているのか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもが必要な医療サービスを受けられること</li> <li>● 子育て世帯の経済的負担を軽減すること</li> </ul>			
②事業 の対象	定義	● 中学校修了までの子ども		
	量的な推移(人)	令和2年度 45,979人	令和3年度 45,732人	令和4年度 44,617人
③実施内容・実施方法	● 中学校修了までの子どもに対し、医療保険制度による医療費の自己負担分等(高額療養費及び附加給付は除く)を支給する			

## II 事業の実施 (Do : 実施)

### (1) 活動量について

<b>質問 5</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この事業の実施内容に関し、具体的にどの程度の活動を行ったのかを表す数量の推移を、目標値（あれば）・実績値を分かる範囲で教えてください。</li> </ul>
-------------	---

#### (回 答)

	活動量のデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「子どもの保健福祉の向上」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：支給件数（現物給付）	実績値	552,799 件	611,168 件	651,340 件
2	「子どもの保健福祉の向上」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：支給件数（償還払い・県内医療機関）	実績値	18,426 件	16,961 件	15,701 件
3	「子どもの保健福祉の向上」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：支給件数（償還払い・県外医療機関）	実績値	5,437 件	5,655 件	5,984 件
4	「子どもの保健福祉の向上」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：就学児支給件数※支給件数（横出し部分）	実績値	280,872 件	322,555 件	340,528 件

※本来、就学児分・所得制限対象者分・自己負担発生分の件数になるが、そのうち2つないし3つが重複するケースもあり、その重複件数が抽出できないため、やむを得ず就学児の支給件数とした。

<b>質問 6</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給件数について、コロナ禍以前の件数のピークを教えてください。</li> </ul>
-------------	---

#### (回 答)

過去5年間の支給件数のピークは、平成30年度の約74万件で、その後は減少傾向にある。

質問 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度から令和3年度にかけて、全体の支給件数は増加した一方、償還払い（県内）の件数が減少した理由はどのように分析されていますか。</li> </ul>
------	--

**(回答)**

コロナの感染症の感染リスク軽減のため、償還払いの申請を窓口に来る件数が減少したと考えられる。また、同様の感染リスク軽減のために、やむを得ない場合を除き市外に越境して受診することを回避した可能性もあると考えられる。

質問 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度から令和3年度にかけて、償還払い（県外）の件数は増加した理由はどのように分析されていますか。</li> </ul>
------	---

**(回答)**

コロナ禍の受診控えが緩和されてきたこと、及び、県外受診の方は継続して当該医療機関を受診していることが多く、償還払い申請の流れが定着している分、緊急事態宣言が発動されなくなった令和3年度の時点から、それまでにコロナ禍で手を控えていた申請が提示されたことによるものと考えている。

質問 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>償還払い（県外）のうち、件数が多い病院所在自治体とおおよその割合を教えてください。（例：東京都3割、千葉県2割、その他5割）</li> </ul>
------	--

**(回答)**

令和4年度実績から、東京都：約5割・千葉県：約2割・その他：3割である。

質問 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童1人あたりのレセプト件数・支給金額について、他自治体との比較結果があれば教えてください。</li> </ul>
-------	--

**(回答)**

そのような統計はない。

質問 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>無償化や負担軽減を行う場合、他の給付事業（例えば生活保護や高齢者医療等）では過剰な受診等の不正受給が問題となっています。本事業ではどのような対策をされていますか。</li> </ul>
-------	---

**(回答)**

子どもは急変する可能性もあり、受診を控えていただくような声掛けは妥当ではないと考えている。医療証交付時に同封するチラシやホームページで、適正受診を周知・啓発を行っている。

(2) 人件費

質問 12	● 令和5年度の人件費について、県内現物給付の実施によって人工の減少としない理由を教えてください。また、令和6年度以降の見込み（傾向）についてわかる範囲で教えてください。
-------	---

(回 答)

令和4年10月分から県内現物給付化したため、今後償還払いの件数の減少が見込めるが、令和5年度は、令和4年度に制度を改正し周知したことで償還払い件数の減少は限定的であると想定されること（制度周知によりこれまで未申請だった償還払いの申請がある）ため、人工の減少はないと考えた。

令和6年度以降は、償還払いの書類を確認する会計年度任用職員数の減少は期待できるが、①常勤職員の支給処理の処理工程は変わらないこと ②対象年齢の拡大や、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する常勤職員の調査・研究、の2点が予測されるため人工は増加すると思われる。

質問 13	● 令和5年度の償還払いの申請件数は以前と比較し減少していますか。
-------	-----------------------------------

(回 答)

今年度は前年度と比較し減少している。例えば7月では、これまで月1,500～2,000件程度であった申請数が1,000件と1/3～1/2程度減少している。

償還払いのうち、過去に県内の医療機関で受診された分の申請は今後減少していく想定であるが、県外の月500件は今後も存続すると思われる。

質問 14	● 今後は制度改正を検討されているとのことですが、どのような改正をいつごろまでに実施することを検討されているか教えてください。
-------	---

(回 答)

制度改正としては、支給対象年齢の拡大と食事療養費の助成が考えられる。

まず、対象年齢の拡大については、拡大した場合には支給額が1億8千万円程度増加する見込みであり、実施するには慎重な判断が必要である。

食事療養費の助成については県内での実施自治体数が過半数に達しておらず、本市においても今のところ実施の予定はない。

質問 15	● 昨年度の業務量・業務プロセス調査結果を確認したところ、償還払いの審査業務に常勤職員の約0.6人工がついています。①県内の償還払いが少なくなることこの業務はどの程度減るのか、②審査のプロセスで何を確かしているか、の2点を教えてください。
-------	---

(回 答)

①業務量の減少について

県外受診分は償還払いの約25～27%を占めているため、県内の償還払いが少なくなることでこれまでに対し約3割の件数に減少するということになる。しかし、実際は県内の償還払いがゼロにはならないため（出生後すぐの資格認定前の受診、加入医療保険の切り替え中の受診など）、約4割程度の件数になる可能性もある。

## ②審査内容について

領収書の内容を申請書に転記する作業や、申請内容をシステムへの入力する作業は会計年度任用職員が実施しているため、常勤職員は申請書の記載内容が正しいか、及び申請書とシステムの入力内容が一致しているかを確認する。

審査時には、受診月・一部負担額（医療費の2・3割）・入院と外来の別（入院の場合は日数も）・受診区分・県内外区分・確認区分（領収書添付か医療機関の証明か）を確認している。

<b>質問 16</b>	<b>● 常勤職員の人工は令和3年度決算時の1.4人工から令和4年度には1.1人工に減少していますが、なぜでしょうか。</b>
--------------	---

### (回答)

会計年度任用職員の活用範囲が増加している。一方、常勤職員は制度改正の検討に係る対応を実施している。また、他業務との併任があり、本業務に従事できる職員数が減ったことが要因である。しかし、業務量は変わらないため、常勤職員の時間外勤務により人員減をカバーした。

<b>質問 17</b>	<b>● 現在、償還払いは10日締め翌月末支払とされていますが、①根拠となる規定・規則はありますか、②支給処理に係る業務量を削減するために支払回数を減らす（例えば奇数月のみの支給とする等）ことが考えられますが検討されたことがあるか、2点を教えてください。</b>
--------------	---

### (回答)

#### ①根拠となる規定・規則について

規定・規則はない。

#### ②支払回数の削減について

検討したことはない。現在は「10日締め翌月末払い」だが、低所得の方や高額医療を継続的に受けている方を考慮し、削減については検討の必要性はないと認識している。

## (3)成果

<b>質問 18</b>	<b>● この事業の成果として、事務事業評価表に記載の成果指標の推移の他に、以下の観点でのデータがあれば推移を教えてください。</b>
--------------	---

### (回答)

	成果に関するデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「子どもの保健福祉の増進」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名： 支給対象者数（実人数）※	実績値	46,083 人	45,983 人	46,170 人
2	「子どもの保健福祉の増進」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名： 支給金額合計	実績値	1,120,536,993 円 (1 件 2,027 円)	1,307,805,435 円 (1 件 2,139 円)	1,366,764,593 円 (1 件 2,098 円)
3	「子どもの保健福祉の増進」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名： (県内医療機関の償還払いのみ) 支給金額合計	実績値	65,134,273 円	60,030,533 円	58,714,791 円
4	「子どもの保健福祉の増進」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名： (横出し部分の)支給金額合計	実績値	863,898,426 円	904,096,216 円	1,020,921,246 円

※支給対象者数が利用者数より多いのは、①利用者数は各年度の 3/1 現在の実人数であること ②支給対象者数は子どもの住民コードをキーとして集計しているため、同年度内に一度転出し再転入した子どもは重複すること ③会計の翌日から 5 年分は支給可能であるため、中学校卒業後やすでに転出した子どもの“対象

者だったときの医療費”に対して支給した分が含まれること が影響したと考えられる。

<b>質問 19</b>	<b>● 事務事業評価表に記載の成果指標では、医療費の支給件数の増加率を指標に設定されていますが、その理由を教えてください。</b>
--------------	--

**(回答)**

子どもの医療費の支給件数や金額は「多ければいい」「少なければいい」という性質のものではないため、成果指標を定めることが難しいと感じているが、子どもが必要な医療サービスを受けられることや子育て世帯の経済的負担が制度の目的であることから、設定するとなれば支給件数であると判断したため。

<b>質問 20</b>	<b>● 県内現物給付化により支給件数が増加していますが、その理由と伸び率の見込みを教えてください。</b>
--------------	--

**(回答)**

利便性が向上したことが理由と考えられる。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態が徐々に緩和され受診控えが減少したことと、県内現物給付化の両方が影響していると思われるが、県内現物給付化以降は、各月とも前年度の同月に比べ約 1.01～1.07 倍に伸びており、令和 5 年度の支給実績額は 14 億 4,000 万円程度と想定している。

### Ⅲ 事業の評価 (Check : 見直し)

#### (1) 有効性

<b>質問 21</b>	<b>● 「適正水準の確保」とありますが、①何を適正水準と設定しているのか、②横出しがどの程度奏功しているのか、について補足説明をお願いします。</b>
--------------	--

**(回答)**

#### ① 適正水準について

子どもの医療費の支給件数や金額は「多ければいい」「少なければいい」という性質のものではなく、子どもが必要な医療サービスを受けることができ、子育て世帯の経済的負担を図れる制度設計を維持することが適正の判断基準であると考えられる。

#### ②横出しがどの程度奏功しているかについて

就学児や所得の高い子育て世帯であっても、病気やけがをするリスクや高度医療 (= 高額な医療) を受けるリスクは未就学児や低所得世帯と大きく変わらないため、横出しによって年齢や所得層の不公平感を解消している。また、自己負担がないことについては、低所得世帯の受診控えを防ぐとともに、医療機関の事務負担及び市民の経済的負担の解消に繋がっている。

<b>質問 22</b>	<b>● 審査支払機関への委託等、既に外部委託を行っている業務があれば、業務内容と委託費用を教えてください。</b>
--------------	--



(回 答)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業者	・埼玉県国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金埼玉支部	・埼玉県国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金埼玉支部	① 埼玉県国民健康保険団体連合会 ② 社会保険診療報酬支払基金埼玉支部 ③ 株式会社アイネス
委託内容	現物給付に関する審査および支払事務	現物給付に関する審査および支払事務	上記①②：現物給付に関する審査および支払事務 上記③：県内現物給付化に伴う新受給資格証の出力・印刷・封入封緘
委託料	32,114,230 円	36,011,807 円	上記①②：41,828,635 円 上記③：819,898 円

質問 23	● 現物給付に関する審査および支払事務の委託料について、①契約形式は単価契約であるか。②令和4年度の金額上昇は県内医療機関の現物給付化による対象件数増加の影響であるか、の2点を教えてください。
-------	--

(回 答)

①契約形式について

単価契約である。入院・外来、医科・歯科・調剤等の種別ごとに1件当たりの単価が決められている。

②令和4年度の金額上昇について

お見込みのとおりである。

(2) 総合評価/総合評価の説明

質問 24	● 総合評価では「課題が少しあり事業の一部見直しが必要」が選択されていますが、少しある「課題」とはどのような課題なのか、「一部見直し」とはどのような見直しが必要なのか、補足説明をお願いします。
-------	--

(回 答)

現在は中学生までが対象だが、高校生相当の子どもに対する保護者の経済的負担の軽減が課題である。児童手当が高校生まで支給対象を拡大することが国で検討されており、こども医療もそうした時流や国民・市民のニーズに沿って支給対象年齢を拡大すべきか検討が必要だと考えている。

(3) 効率性

質問 25	● 「定期的に事業の実施手順の見直しを行い」とありますが、どのような見直しを行ってきたのか補足説明をお願いします。
-------	---

(回 答)

これまでに実施した主な見直しとして以下の4点が挙げられる。

(1)各書式の見直し

市民が記入する箇所を減らせるように、かつ市で管理する紙の量が減らせるようにレイアウトを変更した。

(2)窓口支援システムの活用

市民が記入する箇所を減らせるよう、氏名や住所等が自動印字され書式が出力されるシステムが導入された。

(3)市民課によるワンストップサービスの開始

出生届や転入届等の際に市民課でこども医療等の手続きも行えるようになった。

(4)公式ホームページに接骨院等向けの書式を掲載

接骨院・整骨院向けの書式と手続きの流れをホームページに掲載することで、郵送や問合せに関する対応件数を減らした。

**質問 26**

- 償還払いの電子申請化が困難となっている原因の一つである領収書原本の提出について、根拠となる法令または規則を教えてください。

**(回 答)**

法令や規則はないが、埼玉県のレファレンスブック（マニュアルのようなもの）に領収書は「原則原本とする」とのQ&Aが記載されている。規則ではないものの、レファレンスブックの記載内容を守らなかった場合に県の補助金が未交付になる可能性が全く無いとは言えず、原則守るべき取り決めと認識している。

**質問 27**

- 申請者に領収書の原本を提出いただく理由を教えてください。

**(回 答)**

この運用は福祉分野で広くみられるものであり、不正受給を防ぐためだと認識している。当課では他の公費の活用や、保険金の受給状況が不明なため、原則申請主義としている。基本的には領収書は再発行されないため、原本を提示いただいたということは他の申請の際に提示していない、つまり他の給付申請を行っていないことの証左であると考えている。

ただし、この運用は電子申請の活用を想定していない時代に定められたものであり、時代の変遷に合わせて検討が必要だと感じている。

#### IV 今後の方向性 (Action:改革改善)

##### (1) これまでの改善

<b>質問 28</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、所管課としてどのような見直し・改善を行ってきたのか、変更した内容について、次表の①～④の4つの観点に分けて、簡潔に補足説明をお願いします。</li> </ul>
--------------	--

##### (回 答)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①対象者の見直し			
②実施内容の見直し			
③実施方法の見直し			県内現物給付化
④その他の見直し			

##### (2) 次年度を取組内容

<b>質問 29</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「県の補助制度」とありますが、①どのような内容なのか、②その制度が市の取組にどんな影響を与えるのか、補足説明をお願いします。</li> </ul>
--------------	--

##### (回 答)

県は各市町村に対し、未就学児に対する支給金額及び審査支払機関への委託費の1/2相当額を補助している。

各市町村が補助対象の拡大を検討する場合、補助対象ではない市の横出し部分(独自実施部分)が大きくなり、財政的な課題から検討が進みにくい。

<b>質問 30</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市の制度のあり方を検討」とありますが、具体的に想定されている「あり方」について、補足説明をお願いします。</li> </ul>
--------------	---

##### (回 答)

現在は、中学生までが対象だが、高校生相当の子どもに対する保護者の経済的負担の軽減が課題と感じている。児童手当が高校生まで支給対象を拡大することが国で検討されており、こども医療もそうした時流や国民・市民のニーズに沿って支給対象年齢を拡大すべきか検討が必要である。

実施日時	所 管 課	事業名
令和5年8月22日（火） 15：00～16：00	子ども福祉課	児童発達支援センター運営事業

## I 事業の概要（Plan:計画）

### (1) 事業の分類①

質問 1	● 事務事業評価表に「市独自事業」とありますが、事業を実施するに至った背景や理由を教えてください。
------	---

#### (回 答)

平成5年より、市内各所に点在していた知的障害者通所授産施設しらこぼと職業センター、知的障害児通園施設みのり学園、肢体不自由児通園施設あけぼの学園の3施設について、その機能やサービスを拡充し、柔軟で継続性のある効率的なサービスが提供できるような複合施設を念頭に計画し、具体化に向けた協議を重ねていた。

しかし、平成15年度に措置制度が廃止され、新たに支援費制度が導入されたことで、障がいのある人が地域とともに暮らすための支援が求められるようになったことや、平成18年度には障がい福祉サービスの抜本的な改革として障害者自立支援法が施行され、施設体系を含めた障がい者福祉の枠組みが大きく変更されるなど、社会情勢の変化を受け、障がい児施設を「越谷市児童発達支援センター」として、また本施設に隣接する障がい者施設を「しらこぼと」として、それぞれ整備した。

質問 2	● 県内自治体の児童発達支援センターの設置状況について教えてください。
------	-------------------------------------

#### (回 答)

小規模自治体以外の殆どの自治体で設置されており、直営で運営されている施設が多い。

### (2) 事業内容

質問 3	● 事業内容の詳細について教えてください。
------	-----------------------

#### (回 答)

①事業の目的 (何が、どういう状態となることを目指しているのか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心身の発達に支援を必要とする就学前の児童に対し、その発達に合わせた療育を積み重ねることで、基本的な生活習慣を身に着け、集団生活を過ごしやすくし、将来にわたって家族や地域の中で生活できる力を養う</li> <li>● 保護者に対する子育てに関する不安や負担の軽減</li> </ul>
②事業の対	<p>定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 心身の発達に支援を必要とする就学前の児童（療育が必要と認められた児童）</li> </ul> <p>[児童発達支援事業] ぐんぐん：（肢体不自由児）1歳6か月～、（知的発達）2歳～、のびのび：保育所や幼稚園などに通っている満3歳～就学前の児童</p>

象	[保育所等訪問支援事業] 保育所等に通う児童			
	量的な推移 (人) ※実績ではなく対象者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		[支援を必要とする就学前児童] [児] 404 [保] 43	[支援を必要とする就学前児童] [児] 478 [保] 60	[支援を必要とする就学前児童] [児] 531 [保] 85
③実施内容・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心身の発達に支援を必要とする就学前の児童に、日常生活に必要な基本的動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う</li> <li>● 支援を必要とする児童や保護者に対する発達に関する相談や指導・助言</li> <li>● 児童発達支援事業：「ぐんぐん」では週5日通所（原則バス）し、基本的生活習慣を身に付けながら集団生活への適応力を高め、情緒の安定や丈夫な身体作りを図る 「のびのび」では月1回程度保護者と通所し、少人数での遊びや集団生活を通して専門の療育を行い、社会性や適応する力を養う</li> <li>● 保育所等訪問支援事業：センターの専門職が本事業を契約した児童の所属先（未就学児のみ・公営民営は問わない）を月1回程度訪問し、集団生活を楽しく送れるよう専門的な支援を行う。また、児童だけでなく所属先に対する支援方法等の指導も行う</li> <li>● 早期療育教室：保育所や幼稚園などに通う年齢以前の児童と保護者を対象に月2～4回程度集団生活への適応をしやすくするための療育を行う</li> <li>● 外来（発達）相談：児童の成長発達に不安や心配事を抱えている保護者に対する相談窓口で保健師による初回相談後、言語聴覚士、作業療法士、公認心理師ら専門職による評価や相談等に繋げる</li> </ul>			

※ [支援を必要とする就学前児童] は越谷市内の障害児通所サービス受給者である。

質問4	● 本事業の取組について、①特に効果が出ている取組と課題がある取組、②ニーズを踏まえて取組は見直されているのか教えてください。
-----	---

**(回答)**

①効果・課題について

どの事業も効果は上がっていると認識している。児童発達支援事業のうち「のびのび」について現状は月1回程度の実施であるが、一部の保護者から実施回数を増やして欲しいとの声があるので、必要性について検討したい。

また、保育所等訪問支援事業は令和3年度から取組を始めたばかりであり、ニーズを把握しながら拡充を行いたい。

②取組の見直しについて

児童発達支援事業は児童福祉法に則って実施する事業であり、センター前身の施設の時から実施している取組である。

<b>質問 5</b>	<b>● [児童発達支援事業] の対象数はどのように算定された数字でしょうか。</b>
-------------	---

**(回 答)**

越谷市子ども福祉課で通所給付決定された受給者数である。

《参考》通所給付決定の流れ

(1) 支給申請

障害児通所支援の利用について障害児通所給付費の支給を受けようとする障がい児の保護者は、市町村に対して支給申請を行う。

(2) 障害児支援利用計画案の提出依頼

通所給付決定の申請若しくは通所給付決定の変更の申請に係る障がい児の保護者に対し、障害児支援利用計画案の提出を依頼する。

(3) 調査

市町村は、支給申請があったときは、当該申請に係る障がい児又は障がい児の保護者と面接をし、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査を行うとともに、当該障がい児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向を聴取する。

(4) 障害児支援利用計画案の提出

市町村から障害児支援利用計画案の提出を求められた障がい児の保護者は、指定障害児相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画案を提出する。

(5) 児童相談所等の意見聴取

市町村は、必要に応じて、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関（以下「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができる。

(6) 通所支給要否決定

市町村は、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定する。

<b>質問 6</b>	<b>● 早期療育教室は1歳6か月健診または3歳児健診において「要観察」と判定された子どもを対象とされていますが、判定された子どもの数の推移が分かれば教えてください。</b>
-------------	---

**(回 答)**

1歳6か月児健康診査または3歳児健康診査において継続的に援助が必要と思われる児童に対し、保健センターでは継続相談が行われている。

継続相談は、『健康診査等において「要経過観察」とされた児童、育児不安を抱えている母親等の不安解消の効果が期待される児童等のうち、原則として保育所等に入所措置されていない児童が対象で、医師、心理判定員、言語聴覚士等が個別面談を定期的に行い、課題の分析と方向づけを行う』とされている。

すでに医療機関において援助を受けている児童や、保育所・園など集団に所属している児童は原則として対象となっていないため、継続相談の実施回数、相談の実人数及び延べ人数を参考までに提示する。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	29 回	34 回	33 回
実人数(人)	117 人	158 人	162 人
延べ人数(人)	169 人	206 人	217 人

## Ⅱ 事業の実施 (Do : 実施)

### (1) 活動量について

質問7	<ul style="list-style-type: none"> <li>この事業の実施内容に関し、具体的にどの程度の活動を行ったのかを表す数量の推移を、目標値（あれば）・実績値を分かる範囲で教えてください。</li> </ul>
-----	---

### (回 答)

	活動量のデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「児童発達支援事業」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：ぐんぐん受入可能人数	実績値	56 人	56 人	56 人
2	「児童発達支援事業」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：のびのび受入可能人数	実績値	40 人	40 人	40 人
3	「保育所等訪問支援事業」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：訪問施設数	実績値	-	11 施設	15 施設
4	「早期療育教室」に関する活動量	目標値 (あれば)	232 回	265 回	278 回
	データ名：開講回数	実績値	210 回	272 回	260 回
5	「外来(発達)相談」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：心理相談時間数	実績値	484 時間	542 時間	552 時間

質問8	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近3年間の「児童発達支援事業」は受入可能人数に変更がありませんが、今後の増減の予定はありますか。</li> </ul>
-----	---

### (回 答)

「ぐんぐん」を利用する肢体不自由児の減少、知的発達障がい児の増加により、令和5年度から「ぐんぐん」の1クラスを肢体不自由から知的発達クラスに変更したことで、受入可能人数が3名増加し59人となった。

質問9	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保育所等訪問支援事業」は月1回の現地訪問が必要となり業務量が多く発生する認識ですが、契約者数は何名を上限としていますか。</li> </ul>
-----	---

### (回 答)

現在の2名での訪問体制（保育士1名は専属、その他専門職1名は他業務との兼務）では20名が上限と考えている。また、今後の拡充に向け増員を要望している。

(2) 人件費

<b>質問 10</b>	<b>● 本事業の実施にあたって、人工（常勤職員 33.7 人・会計年度任用職員 5.5 人）は、どの様な業務にどの程度従事しているのか、補足説明をお願いします。</b>
--------------	---

(回 答)

・常勤職員：

療育に係る業務 24.9 人工、外来相談に係る業務 2.12 人工、心理判定員による療育指導 0.3 人工、健康診断、歯科検診に係ること 0.22 人工、給食調理等に係る業務 4 人工、センターの事務に係る業務 1.2 人工、関係機関との連絡調整に係る事務 1.03 人工

・会計年度任用職員：

療育に係る業務 4.6 人工、センターの事務に係る業務 0.9 人工

<b>質問 11</b>	<b>● 配置されている専門職の種類と、配置人数を教えてください。</b>
--------------	---------------------------------------

(回 答)

・常勤職員：

作業療法士 2 名、理学療法士 1 名、言語聴覚士 2 名、その他保育士 27 人（うち 3 名は育休中）が配置されている。

※R5 年度は作業療法士 1 名が育休中のため会計年度任用職員で代替

・非常勤講師：

心理士 3 名、言語聴覚士 3 名

<b>質問 12</b>	<b>● 療育に係る業務に常勤職員が 24.9 人工の従事がされていますが、①療育に係る業務はどの職種の職員が担っているのか、②担う職員は障がい児教育等の専門性を持つなどの必要とされるバックグラウンド等はあるか、③職員の育成方法、の 2 点について教えてください。</b>
--------------	--

(回 答)

①療育の実施について

療育に係る業務に従事している職員は専門職と保育士になります。よって療育は主に保育士が担当しています。

②保育士の専門性について

障がい児教育の経験有無に関係なく、公立保育所との間でローテーションによって配置される。なお、公立保育所には障がい児が通園していることが少なくなく、初めてセンターに配置される場合であっても障がい児教育の経験が全く 0 というわけではない。



### ③育成方法について

ローテーション（異動）の頻度は凡そ5～6年であり、センターにいる5～6年の間にOJT形式にて知識を習得し経験を重ねる。新人のOJTの際にはメンターを配置し、適宜指導・助言を行う。また、県などが実施する各種研修に参加し、スキルアップに努めている。

### (3) 事業費

<b>質問 13</b>	<b>● 事務事業評価表の「その他の財源」とはどのような財源か、補足説明をお願いします。</b>
--------------	--

#### (回 答)

障害児通所給付費：障害児通所支援を提供した場合、これに要する費用を厚生労働大臣が定める基準により報酬額を算定し保護者の家計の負担能力に応じた額（当該よりも報酬額の1割相当が低い場合は1割相当）を利用者が負担し、残りを障害児通所給付費として所在地の市町村へ請求し、支払いを受ける。障害児通所給付費は市町村が支弁した額の1/2を国、1/4を埼玉県が負担している。

### (4) 成果

<b>質問 14</b>	<b>● この事業の成果として、事務事業評価表に記載の成果指標の推移の他に、以下の観点でのデータがあれば推移を教えてください。</b>
--------------	---

#### (回 答)

	成果に関するデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「保育所等訪問支援事業」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：実人数	実績値	-	11人	16人
2	「早期療育教室」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：実利用者数	実績値	81人	96人	89人
3	「外来(発達)相談」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：相談件数（延べ人数）	実績値	1,617人	1,790人	1,885人
4	「児童発達支援事業」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：ぐんぐん契約者数	実績値	55人	56人	48人
5	「児童発達支援事業」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：のびのび契約者数	実績値	39人	36人	33人

質問 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「児童発達支援事業（ぐんぐん）」では目標・実績共に待機児童数 0 人が続いています。0 人が維持できている要因について、どのように分析されているか教えてください。</li> </ul>
-------	---

**(回 答)**

発達障がい認識の広がりに伴い、児童発達支援を必要とする児童数は年々増加している。需要の高まりに伴い、越谷市内の児童発達支援を提供する民間事業所数はセンター設立時の 4 施設から、令和 5 年 8 月現在 49 施設まで増加しており、身近な地域で療育が受けられる体制が整ってきていると考えられる。

質問 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「身近な地域で療育が受けられる体制が整ってきている」とのことですが、児童発達支援センターと民間事業者の立ち位置や役割に棲み分けはなされているのでしょうか。</li> </ul>
-------	---

**(回 答)**

越谷市では現在「児童発達支援センター」は公設公営 1 カ所、「児童発達支援」は民間事業所が指定を受けているが、指定を受ける上で公営であるか・民営であるかの規定はない。

「児童発達支援センター」「児童発達支援事業所」の役割の違いについては、どちらも利用障がい児やその家族に対する支援を行うことは共通である。「児童発達支援事業所」が専ら利用障がい児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場として、地域に多く設置されているのに対し、人員基準や設備基準で明確に区別される「児童発達支援センター」である本施設は専門職（作業療法士 2 名、理学療法士 1 名、言語聴覚士 2 名、心理士）を多数配置しているため専門性の高い支援が可能であり、地域における障がい児教育の中核的役割を果たしている。

質問 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい児の保護者が専門性の高いセンターではなく民間事業者を選択する理由について、どのように分析されていますか。</li> </ul>
-------	---

**(回 答)**

主に 3 つの要因が考えられる。

- ・ 日時の選択の自由度

センターでは平日のみの対応であり、時間も決められている一方、民間事業者によっては土曜日や長時間の対応が可能な場合がある。

- ・ 交通の利便性

民間事業者では送迎を実施している場合があり、保護者の送迎が不要である。また、交通の利便性の高さから民間事業者を選択される場合がある。

- ・ 親の負担

センターでは親子一緒に療育を行うことを重視しており、週に 2 回程度の親子通園を実施しているため親の負担が大きい側面があると思われる。

**質問 18**

- 民間事業者が充実してきた中で、市が事業を直営で実施し続けることの意義や必要性について、どのようにお考えか教えてください。

**(回答)**

心身に発達の遅れがある児童には、障がいの早期発見、早期療育が必要であり、発達段階に応じた療育・相談が適切に行われるよう市の関係機関との連携が必要である。

具体的には

- ・保健センターでの1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、その後の継続相談、児童発達支援センターで実施している早期療育教室や外来発達相談などにおいて、保健師、保育士、言語聴覚士などが相互に連携しながら、最善の療育を行っていく必要があること、
- ・公立保育所における特別支援保育との連携を強化する必要があること、
- ・学校や教育センター、児童相談所などとの連携を図る必要があること、

等が挙げられる。

これら連携の対象は越谷市を始めとした公的機関であり、同じく市の機関である児童発達支援センターであれば連携が図りやすい事から、平成22年3月に策定した「整備方針」において越谷市の直営で運営することとしている。また、公的機関が実施していることで、保護者や連携先からの信頼を得やすい側面もある。

また、令和4年度厚生労働省「障害児通所支援に関する検討会」において、「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でないことが報告されている。

そのため、今後は「センター」を中心とした地域の障害児通所支援の体制整備として①幅広い専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能④地域の発達支援に関する入り口としての相談機能の4つの機能を十分備えるセンターを、中核拠点型として整備していく方向性が打ち出されている。

この4つの機能を備えるためには、一定程度の知識と技量を有する幅広い職種の配置と、保健センターや保育所をはじめとする子育て施設や医療機関等との密な連携が必要である。現時点で児童発達支援センターの指定を受けている民間の事業所は市内になく、またセンターの役割が明確化されたことで、家族支援（ペアレントプログラム等）や療育の入り口としての相談機能等の収益化しにくい役割が増えたため、民間が参入しにくい側面もあるのではないかと考える。よって、今後も直営での管理運営が望ましいと考える。

<b>質問 19</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後は「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」が求められていますが、①現在の民間事業者との連携状況について、②民間事業者への指導・助言の実施状況について教えてください。</li> </ul>
--------------	--

**(回 答)**

①現在の連携状況について

市内の49施設と連携や協議を行う場は設置していない。

②民間事業者への指導・助言について

49施設全てと接点を持っているわけではないが、今年度は一部の民間事業者からセンターに研修講師の依頼があり、センターの事例を発表した。また、児童がセンターと民間事業者の両方を活用している場合は、民間事業者が情報共有のためにセンターを訪問することがある。

Ⅲ 事業の評価 (Check : 見直し)

(1) 必要性

<b>質問 20</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務事業評価表に「地域全体の障がい児支援の質の底上げ」とありますが、具体的にどのようなことができているのか、補足説明をお願いします。</li> </ul>
--------------	--

**(回 答)**

公立・民間保育所等の職員と共に療育に対する知識の向上や理解を深めるため、センター専門職、外部講師による療育に関する研修を実施している。また保育所等訪問支援を実施し、支援が必要な児童を地域で安心して受け入れるためのサポートを行っている。

<b>質問 21</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和2年度～令和4年度に実施した研修について、研修別に実施内容・講師・参加者（または参加機関）数を教えてください。</li> </ul>
--------------	---

**(回 答)**

研修は①センター職員が講師となり、職員の持つノウハウをセンター職員に伝授することを目的とするもの、②外部講師を呼び、センター職員にないより高い専門性を学ぶことを目的とするもの、の2種類に分けられる。

①については市の保育士（公立保育所）も参加可能、②については規模を大きくし、民間保育園関係者も参加可能としている。

その他、下記以外にセンター職員が依頼を受け市民向けの研修講師を実施する場合もある。

年度	内容(テーマ)	講師	参加者数
令和2年度	運動発達について(リズム)	センター職員（理学療法士）	センター職員 30名 公立保育所 - 名
	子どものアレルギーについて	センター職員（看護師・保健師）	センター職員 30名 公立保育所 - 名
	ことばの発達について	センター職員（言語聴覚士）	センター職員 30名 公立保育所 16名

年度	内容(テーマ)	講師	参加者数
	運動発達について 手の発達を促すために	センター職員（理学療法士）	センター職員 16名 公立保育所 11名
	特別支援教育について	埼玉県立越谷西特別支援学校コーディネーター 西澤 香織 氏 鈴木 風太郎 氏	センター職員 25名 公立保育所 15名 民間保育園 6名
令和3年度	運動発達について (リズム)	センター職員（理学療法士・作業療法士）	センター職員 36名 公立保育所 13名
	摂食について	センター職員（言語聴覚士・作業療法士・理学療法士・看護師）	センター職員 32名 公立保育所 - 名
	手先について	センター職員（作業療法士）	センター職員 27名 公立保育所 - 名
	ことばの発達について	センター職員（言語聴覚士）	センター職員 25名 公立保育所 - 名
	子どものアレルギーについて	センター職員（看護師・保健師）	センター職員 34名 公立保育所 6名
	子ども達の示す様々な行動の理解（背景）とその支援	特定非営利活動法人正讃会 公認心理師 上村 誠也氏	センター職員 29名 公立保育所 12名 民間保育園 15名
令和4年度	運動発達について (リズム)	センター職員（理学療法士・作業療法士）	センター職員 28名 公立保育所 12名
	手先について	センター職員（作業療法士）	センター職員 21名 公立保育所 8名
	ことばの発達について	センター職員（言語聴覚士）	センター職員 28名 公立保育所 2名
	子どものアレルギーについて	センター職員（看護師・保健師）	センター職員 32名 公立保育所 7名
	音楽療法について	獨協医科大学埼玉医療センター 音楽療法士 飯島 千佳氏	センター職員 34名 公立保育所 9名 民間保育園 15名

※一部の研修で、新型コロナウイルス感染症対応のため保育所の受け入れを中止している。

<b>質問 22</b>	<b>● 研修内容はどのような基準で選定されているのか教えてください。</b>
--------------	---

**(回 答)**

センター副所長、研修担当で会議の上、年間計画を策定している。

<b>質問 23</b>	<b>● 「児童発達支援」及び「保育所等訪問支援事業」の利用は所得による利用料の負担があるようですが、設定金額の根拠を教えてください。</b>
--------------	---

**(回 答)**

利用料については、厚生労働大臣が定める基準により事業に要した費用を算定し保護者の家計の負担能力に応じた額（当該よりも報酬額の1割相当が低い場合は1割相当）を利用者が負担する。ただし、令和元年10月から3歳～5歳の児童は、幼児教育・保育の無償化対象となり利用者負担はない。（給食費は除く）  
（無償化所要金額は障害児通所給付費として収入となる）

区 分	定率負担上限月額	
生活保護世帯	施設給付	0円
低所得1(市民税非課税世帯かつ80万円以下)	施設給付	0円
低所得2(市民税非課税世帯、低所得1に該当する者を除く)	施設給付	0円
一般1(市民税課税世帯、所得割28万円未満)	施設給付	4,600円
一般2(市民税課税世帯、一般1に該当する者を除く)	施設給付	37,200円

給食費については、越谷市児童発達支援センター運営規程により下記のとおりとしている。

- (1) 生活保護、低所得（市民税非課税）世帯負担額 70円/1回
- (2) 一般（市民税課税）世帯負担額 230円/1回

<b>質問 24</b>	<b>● 「児童発達支援」及び「保育所等訪問支援事業」の事業費と利用料合計が分かれば教えてください。</b>
--------------	--

**(回 答)**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	事業費	13,647,991円	14,769,131円	15,038,452円
	利用料合計	1,804,604円	2,069,247円	1,857,063円
保育所等訪問支援事業	事業費	—	—	—
	利用料合計	—	30,842円	67,483円

※1：児童発達支援と保育所等訪問支援の事業費は分かれていない。

※2：事業費に常勤職員・会計年度任用職員の人件費は含めていない。

<b>質問 25</b>	<b>● 事業費のうち、委託料は含まれますか。委託料が含まれる場合、①金額、②委託業務の内容、③事業者の選定方法について教えてください。</b>
--------------	--

**(回 答)**

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金額	-	-	330,000円
委託業務内容	-	-	メール配信サービス
選定方法	-	-	越谷Cityメールと連携しているため特命※

※選定業者は広報シティプロモーション課による越谷Cityメールサービスを委託されており、センターが委託するサービスは、そのオプション契約で行うため、契約の相手方としている。

なお、令和3年度までは保育施設課と共用していたため委託料が不要であった。（保育施設課が令和4年度から別システム導入したため、当センターで契約が必要になった）

## (2) 有効性

<b>質問 26</b>	<b>● 事務事業評価表に保育所等訪問支援事業についての考察が記載されていますが、地域のインクルージョン推進に繋がる取組内容（地域とどのような連携を実施しているか）について補足説明をお願いします。</b>
--------------	--

### (回 答)

- ・地域の保育所に定期的に専門職が訪問し、観察や直接支援することで利用児が過ごしやすい環境を作る
- ・所属先の環境に合わせた支援を助言・相談を受けることで、地域の保育所等のスキルや経験を広げ、発達に支援が必要な児童を受け入れやすくする
- ・所長会や園長会で周知し事業理解を進め障がい児の受入れを促進する

## (3) 効率性

<b>質問 27</b>	<b>● 事業所評価の内容と、評価結果について教えてください。</b>
--------------	-------------------------------------

### (回 答)

児童発達支援センターでは、市内の保育所（園）、幼稚園、教育センター、医療機関（中川の郷療育センター、獨協医科大学埼玉医療センター、市立病院）等と情報の共有などの連携を図りながら、一人ひとりのお子さんの発達の段階に応じて療育を行っている。また、保育所等訪問支援事業、ペアレントプログラムを令和3年度から開始し地域支援や保護者支援の充実も図っている。

令和4年度に実施した児童発達支援ガイドラインに基づく保護者からの事業所評価（ぐんぐん）では、適切な支援の提供：92%～96%、満足度 84%という結果となっており概ね保護者のニーズに応えられていると考えている。

## (4) 総合評価/総合評価の説明

<b>質問 28</b>	<b>● 事務事業評価表の総合評価では「課題が少しあり事業の一部見直しが必要」が選択されていますが、少しある「課題」とはどのような課題なのか、「一部見直し」とはどのような見直しが必要なのか、補足説明をお願いします。</b>
--------------	---

### (回 答)

児童発達支援センターの中核機能のうち、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション（支援内容等の助言・援助）が未実施のため、実施内容、方法などの具体的な検討が必要である。

また、共働き家庭や民間児童発達支援事業所の増加、保育所等の一般保育施設や幼稚園での支援が必要な児童の受け入れが広がっている事などを踏まえ、市民

ニーズに合ったサービス提供について、見直しの必要性について検討する時期にきていると考えている。

<b>質問 29</b>	● 前問に「市民ニーズに合ったサービス提供」とありますが、具体的にどのようなニーズがあるのか教えてください。
--------------	--

(回 答)

現時点では、市民ニーズを把握する調査は実施していない。

#### IV 今後の方向性 (Action:改革改善)

##### (1) これまでの改善

<b>質問 30</b>	● これまで、所管課としてどのような見直し・改善を行ってきたのか、変更した内容について、次表の①～④の 4 つの観点に分けて、簡潔に補足説明をお願いします。
--------------	--

(回 答)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
① 対象者の見直し	—	—	—
②実施内容の見直し	・ 保育所等訪問支援開始準備	・ 保育所等訪問支援開始 ・ パarentプログラム開始	・ 保育所等訪問支援の受け入れ人数拡大
③実施方法の見直し	—	—	・ 保育所等訪問支援事業に対する理解を深めるため、受け入れ施設に対し、個別に事業内容の説明を丁寧に行う
④その他の見直し	—	—	・ ぐんぐん肢体クラスのパンフレット作成 ・ HP 掲載内容を見直し、広報誌や子育てネットでPRをした

##### (2) 次年度の取組内容

<b>質問 31</b>	● 「スーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）を発揮できる体制を整備」とありますが、現在検討している取組内容について教えてください。
--------------	--

(回 答)

外部講師による越谷市内児童発達支援事業所を対象とした研修の実施や、センター専門職による他団体等へ研修講師の派遣を検討している。



<b>質問 32</b>	<b>● 現在は民間事業者との連携はされていないとのことですが、どのようにして研修内容を決定される想定ですか。</b>
--------------	---

**(回 答)**

事業所からの声を吸い上げ、必要な研修を実施したいと考えている。そのために今年度中に研修に参加する市内の事業所を対象とした意見集約（アンケート）を実施したうえで研修を行う予定としている。

研修会では併せて情報交換し、市からの助言・援助にどのようなニーズがあるか調査し探りたい。

<b>質問 33</b>	<b>● 地域の事業者に対してスーパーバイズ・コンサルテーションを行うには、高度な専門性や豊富な経験、事業者との関係性の構築が必要となると考えます。現在市においてこれらの対応が可能な職員の育成がなされているのでしょうか。</b>
--------------	--

**(回 答)**

前述の児童発達支援センターに求められる4つの中核機能のうち、地域の事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーションが最も取り組みが不十分な項目であり、今後の課題と考えている。経験が豊富な職員はいるものの、他事業所への助言・指導についてはさらに高度な専門性が必要と思われる。外部講師を活用した研修会の実施や連絡会の立ち上げなど、現在の機能で実施できるところから始め、地域の通所支援事業所の現状やニーズの把握をしたいと考えている。

実施日時	所 管 課	事業名
令和5年8月22日(火) 9:30~10:30	健康づくり推進課	歯科健康診査等事業

## I 事業の概要 (Plan:計画)

### (1) 事業の分類①

質問 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務事業評価表に「法令等に基づき義務付けられている事業（横出し）」とあります。横出しとなっている取組の内容を教えてください。</li> </ul>
------	--

#### (回 答)

歯周病検診について、法令に定められた対象年齢 40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳に、35 歳、45 歳、55 歳、65 歳を加え検診対象者を拡大している。

その他、口腔がん検診、歯科健康フェアは市独自の取組である。

質問 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歯周病検診の対象拡大を実施するに至った背景や理由を教えてください。</li> </ul>
------	---

#### (回 答)

歯周病検診は、地域の歯科医師会と協議したうえで 5 歳刻みの年齢で実施し、健康増進に寄与している。傾向として 40 歳以上は疾病率が高くなるため、35 歳から意識付けを行うことで予防に取り組んでいただくためである。

近年は、国で国民全員に歯科健診を行う方向で議論がされており、時代の潮流にあった取組であると考えている。

質問 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歯周病検診について近隣自治体においても同様に対象拡大を実施されているのか、ご存じであれば教えてください。</li> </ul>
------	--

#### (回 答)

- ・ 草加市、八潮市、川越市は本市と同様に 5 歳刻みで実施している。
- ・ 春日部市は 5 歳刻みではないが、年齢幅を拡大している。
- ・ 松伏町については、本市と同様に 5 歳刻みでかつ年齢幅も拡大している。

### (2) 事業内容

質問 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業内容の詳細について教えてください。</li> </ul>
------	---

#### (回 答)

①事業の目的 (何が、どういう 状態となること を目指している のか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯を通じて自らの歯で食べる楽しみを享受し、豊かな人生を送ることが出来ること。また、歯科口腔保健の正しい知識の啓発や歯科口腔疾患の予防や疾病の早期発見・早期治療につなげ健康の保持増進を図る。</li> </ul>
---	---

② 事業の 対象	定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>● [歯周病検診] 35歳以上70歳以下（5歳刻み）の方を対象に問診・口腔内（歯・歯肉）検査を実施する。</li> <li>● [歯科検診・相談] 問診及び口腔内（歯・歯肉）検査、相談、ブラッシング指導等を実施する。</li> <li>● [口腔がん検診] 40歳以上の方を対象に問診及び口腔内（口腔粘膜・舌）検査を実施する。</li> <li>● [歯科健康フェア] 口腔保健に関する正しい知識を市民に普及啓発するとともに、歯科疾患の予防措置の徹底を図り、併せてその早期発見・早期治療を励行することにより、歯の寿命を延ばし、市民の健康の保持増進に資することを目的とする。</li> <li>● [在宅訪問歯科保健事業] 寝たきり状態にある高齢者や障がい者に対し、訪問による健康診査・指導を実施する。</li> </ul>		
	量的な 推移 (人) ※実績 ではなく 対象 者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	[歯周病] 36,543人 [歯科検診] 市民 344,682人 [口腔がん] 205,815人 [健康フェア] 市民 344,682人 [在宅訪問] 在宅の寝たきり又は、これに準ずる者（便宜上要介護度4・5の該当者数） 【参考値】2,550人	[歯周病] 35,574人 [歯科検診] 市民 345,487人 [口腔がん] 207,719人 [健康フェア] 市民 345,487人 [在宅訪問] 在宅の寝たきり又は、これに準ずる者（便宜上要介護度4・5の該当者数） 【参考値】2,715人	[歯周病] 36,269人 [歯科検診] 市民 344,674人 [口腔がん] 209,056人 [健康フェア] 市民 344,674人 [在宅訪問] 在宅の寝たきり又は、これに準ずる者（便宜上要介護度4・5の該当者数） 【参考値】2,986人	
③実施内容・ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歯科口腔保健に関する知識を普及啓発し、歯科疾患の予防を図るとともに早期発見・早期治療を行う</li> <li>● 歯周病検診は個別通知により勧奨し、実施する。歯科健診・相談及び口腔がん検診を実施した。越谷市歯科医師会への業務委託により実施</li> <li>● 歯科健康フェアを越谷市歯科医師会と共催にて開催</li> </ul>			

## II 事業の実施 (Do : 実施)

### (1) 活動量について

質問 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>この事業の実施内容に関し、具体的にどの程度の活動を行ったのかを表す数量の推移を、目標値（あれば）・実績値を分かる範囲で教えてください。</li> </ul>
------	---

#### (回 答)

	活動量のデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「歯周病検診」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：実施日数	実績値	6/1～翌年 2/15	5/1～翌年 2/15	5/1～翌年 2/15
2	「歯科検診・相談」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：実施日数	実績値	8日	12日 (月1回)	12日 (月1回)
3	「口腔がん検診」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：実施日数	実績値	6/1～翌年 2/15	5/1～翌年 2/15	5/1～翌年 2/15
4	「歯科健康フェア」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：実施日数	実績値	コロナのため 未実施	コロナのため 未実施	コロナのため 未実施
5	「在宅訪問歯科保健事業」に関する活動量	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：実施日数	実績値	通年	通年	通年

質問 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>検診の期間が5月～翌年2月までである理由があれば教えてください。</li> </ul>
------	--

#### (回 答)

委託契約は単年契約で、年度末に受検件数に応じて委託料の精算をおこなっている。よって、年度初めの4月の契約締結、翌年3月の精算に対応できる最大の範囲で期間を設けている。

### (2) 人件費

質問 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の実施にあたって、人工（常勤職員0.75人・会計年度任用職員0.90人）は、どのような業務にどの程度従事しているのか、補足説明をお願いします。</li> </ul>
------	--

#### (回 答)

- 常勤職員

事業実施起案、報告、事業周知、委託料支払い

・会計年度任用職員

事業実施書類の準備、書類配送準備、検診実施後の予診票確認、結果のシステム入力

**質問 8** ● 現在常勤職員が担っている業務は、常勤職員でなければならない高度な専門性を要する業務でしょうか。

(回 答)

既に会計年度任用職員を活用可能な業務の一部は会計年度任用職員にて実施しているが、常勤職員が担っている業務のうち、検診の実施報告や周知・広報は会計年度任用職員にて対応が可能であると考え。今後拡大できる余地があるか検討したい。

(3) 事業費が増減した理由

**質問 9** ● 事業費が増加した理由を教えてください。

(回 答)

歯周病検診、口腔がん検診の委託料の支払いが増加したため。

委託料の単価に変更はないが、受診件数が増加している。件数は見込みが難しく、令和元年度には 4,000 人程度からコロナ禍で受診控えが生じて下がっていたが、近年復調してきている。

**質問 10** ● 歯周病検診の横出し部分（35・45・55・65 歳）に係る①事業費、および②人工を教えてください。

(回 答)

事業費、人工ともに算出は難しい。

(4) 成果

**質問 11** ● 事務事業評価表に記載の値はいずれも合算値かと思われしますので、取組別の値を教えてください。

(回 答)

	成果に関するデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
	総数	目標値	6,898 人	6,064 人	6,500 人
		実績値	5,064 人	5,449 人	6,339 人
1	「歯周病検診」受診者数	目標値	-	-	-
		実績値	1,688 人	1,839 人	2,130 人
2	「歯科検診・相談」受診者数	目標値	-	-	-
		実績値	85 人	142 人	149 人
3	「口腔がん検診」受診者数	目標値	-	-	-
		実績値	3,289 人	3,468 人	4,058 人
4		目標値	-	-	-

	「歯科健康フェア」来訪者数	実績値	0人	0人	0人
5	「在宅訪問歯科保健事業」利用者数	目標値	-	-	-
		実績値	2人	0人	2人

<b>質問 12</b>	<b>● 事務事業評価表に記載の目標値の設定の根拠について、教えてください。</b>
--------------	--

(回答)

前年度実績に歯科健康フェアの来訪者数の想定として1,000人を上乗せした。

<b>質問 13</b>	<b>● 事務事業評価表に記載の成果指標の推移では、15%程度増加しています。なぜそのような推移となっているのか、上の取組別の実績値の推移を踏まえて、考えられる要因を教えてください。</b>
--------------	---

(回答)

健診対象者数の増加に伴う、受検者の増加。

<b>質問 14</b>	<b>● この事業の成果として、事務事業評価表に記載の成果指標の推移の他に、以下の観点でのデータがあれば推移を教えてください。</b>
--------------	---

(回答)

	成果に関するデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「歯周病検診」に関する達成状況	目標値(あれば)	-	-	-
	データ名：受診率	実績値	4.6%	5.2%	5.9%
2	「歯周病検診」に関する達成状況	目標値(あれば)			
	データ名：疾患有となった市民の治療割合	実績値	不明	不明	不明
3	「歯科検診・相談」に関する達成状況	目標値(あれば)			
	データ名：疾患有となった市民の治療割合	実績値	不明	不明	不明
4	「口腔がん検診」に関する達成状況	目標値(あれば)	-	--	-
	データ名：受診率	実績値	1.6%	1.7%	1.9%
5	「口腔がん検診」に関する達成状況	目標値(あれば)			
	データ名：疾患有となった市民の治療割合	実績値	不明	不明	不明

<b>質問 15</b>	<b>● 歯周病検診の年齢別の受診率(%)を教えてください。</b>
--------------	------------------------------------

(回 答)

	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳
令和 2 年度	4.5%	4.0%	3.1%	3.8%	4.2%	4.5%	6.9%	7.0%
令和 3 年度	5.4%	4.5%	4.4%	4.2%	3.9%	5.9%	6.7%	7.7%
令和 4 年度	4.5%	5.1%	5.0%	4.9%	5.3%	6.5%	7.8%	9.6%

**質問 16** ● 歯周病検診の受診率は全国平均や他自治体と比較して高い・低い、のどちらか教えてください。

(回 答)

県内自治体、全国と比較しても高い方である。

**質問 17** ● 歯周病検診の受診率について、①コロナ前との比較、②目標値、を教えてください。

(回 答)

①コロナ前との比較について

コロナ禍の受診控えで減少していた受診率は復調傾向にあり、令和 4 年度には 5.9%とほぼコロナ前の水準に戻った。

②目標値について

県内で唯一越谷市よりも高い受診率となっている春日部市の 7.0%を目標としている。

**質問 18** ● 歯周病検診の受診率について、春日部市との差が生じている理由をどのように分析されていますか。

(回 答)

春日部市は高齢者を無料で実施されており高齢者の受診率が高いことから差が生じていると考える。

なお、越谷市では別事業にて妊婦向けに歯科健診を実施しており、対象 2,300 人中 900 人が受診されている。その方々を含めると若年層の受診率はもう少し高くなると思われる。

**質問 19** ● 歯周病検診の受診率について、若い世代の受診率が低い理由をどのように分析されていますか。

(回 答)

対象医療機関は越谷市内のため、平日市外に通勤している方々は受診しにくい可能性がある。

**質問 20** ● 口腔がん検診の受診率は全国平均や他自治体と比較して高い・低い、のどちらか教えてください。

(回 答)

県内自治体、全国と比較しても高い方である。

<b>質問 21</b>	<b>● 口腔がん検診の受診率が高い理由をどのように分析されていますか。</b>
--------------	--

**(回 答)**

口腔がん検診自体を実施している自治体がそもそも少なく、県内では川口市、草加市、本市であると認識している。

勧奨通知を郵送することで自身が受診対象であることが分かることや、がん検診の一覧に記載していることで認識率を高めていること、の2点が高い受診率に繋がっていると考えている。

<b>質問 22</b>	<b>● 本事業の目的は「市民の歯が健康であること」に行きつくこととなりますが、現在の取組の寄与度・達成度をどのように捉えていますか。</b>
--------------	---

**(回 答)**

若年層に健診対象を拡大していることや、妊婦検診に歯科健診を付けていることなど（別事業）、市の取組としては若い人にも健診を実施できている。

一方で、歯が健康か、という視点に立つと、歯周病検診の疾病発見率が80%超と、高い印象があり、現在の取組が全般的にどこまで寄与できているかという不安がある。

(5) 事業の実績

<b>質問 23</b>	<b>● 各取組で分かった有疾患者の数について、過去3年間の推移を教えてください。</b>
--------------	---

**(回 答)**

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
1	歯科健診受診者のうち、治療中も含め疾患があると分かった市民の数・割合	-	-	-	-	-	-
2	歯周病検診受診者のうち、治療中も含め疾患があると分かった市民の数・割合	1,391人	82%	1,480人	81%	1,597人	75%
3	口腔がん検診受診者のうち、治療中も含め疾患があると分かった市民の数・割合	44人	1.34%	40人	1.15%	41人	1.01%

※項目2, 3の実数は受検者の要精検となった人数、割合は精検率。



<b>質問 24</b>	● 歯周病検診・口腔がん検診の精検率は全国平均や他自治体と比較して高い・低い、のどちらか教えてください。
--------------	--

(回 答)

比較データはない。

### Ⅲ 事業の評価 (Check : 見直し)

#### (1) 必要性

<b>質問 25</b>	● 事務事業評価表に委託化の可能性が「一部あり」とあります。既に業務委託をされていますが、現行以上に委託可能な範囲があると考えられていますか。その場合はどのような業務を想定されているか教えてください。
--------------	--

(回 答)

歯周病検診受診対象の抽出、発送業務

#### (2) 有効性

<b>質問 26</b>	● 歯科健康フェアについて、①実施目的、②実施内容、③越谷市歯科医師会との役割分担、④事業費、について教えてください。
--------------	---

(回 答)

#### ①実施目的

口腔保健に関する正しい知識を市民に普及啓発するとともに、歯科疾患の予防措置の徹底を図り、併せてその早期発見・早期治療を励行することにより、歯の寿命を延ばし、市民の健康の保持増進に資することを目的とする。

フェア形式とすることで、歯科健診に対する興味を持っていただく、歯科受診への抵抗感を軽減したいと考えている。

#### ②実施内容

歯科全般にわたる相談、歯科健診相談、ブラッシング指導、フッ化物塗布等による虫歯予防 等

#### ③歯科医師会との役割分担

越谷市歯科医師会が実際の健診・相談等のコーナーで実務及び実施にあたって特に必要な物品の準備を行い、市がフェアの周知や一般的な物品の準備を行う。会場レイアウト等は協議して決定する。

#### ④事業費

800,000 円

<b>質問 27</b>	● 歯科健康フェアの来場者としてターゲットとしている属性（小学生の子供がいる家族連れ、等）の設定があれば、その理由と併せて教えてください。
--------------	---

(回 答)

ターゲットは市民で、フェアでは歯科全般にわたり各年齢層に対応可能な企画の実施している。

市としては最優先の対象として特に小～中学生と考えている。若年から歯の重要性を意識し、歯を大切にすることを意識付けをしていきたい。

歯科医師会の認識を把握していないので、今後のフェアの方向性・取組内容を含め協議したいと考えている。

<b>質問 28</b>	<b>● 歯科健康フェアでは、各年齢層に向けどのようなコンテンツを揃えているのか教えてください。</b>
--------------	--

**(回 答)**

全年齢を対象としたコンテンツとしては、歯科全般にわたる相談、歯科健診相談等がある。

高齢者に対しては、80歳で20本以上の自分の歯を持つ方の表彰を行っている。

児童に対しては、歯に関する図画コンクールの表彰、サッカーやバスケットボールの教室等を実施している。

サッカー・バスケットボール教室の前には歯科医師によるスポーツ講話を行い、スポーツでは歯を食いしばる必要があるため歯を大切にしないといけないことを説くことで、児童への意識付けを行っている。

各ブースでは来場者数を集計し、人気が無い(=来場者数が少ない)ブースは翌年度に企画の見直しを行うことで、多くの来場者に興味を持ってもらえるコンテンツ作りを心掛けている。

<b>質問 29</b>	<b>● 歯科健康フェアについて、令和5年度の実施実績を教えてください。</b>
--------------	--

**(回 答)**

例年同様、歯と口の健康週間に合わせて6月の第一日曜日に開催した。

今年度からは市の保健センターを会場とした。保健センターは駅から距離があるが、駐車場は確保した。

来場者数は940～950人程度と思われ、例年の来場者数は1,000人程度であることからほぼ例年同様の人数である。

<b>質問 30</b>	<b>● 歯科健康フェアについて、来場者は約950人とのことであるが、施設のキャパシティは1,000人程度が上限なのでしょうか。</b>
--------------	--

**(回 答)**

今回初めての施設で実施したこと、コロナ対応で一部の会場が使えない部分があったことから、施設のキャパシティは不明確である。

<b>質問 31</b>	<b>● 歯科健康フェアについて、市民の口腔環境の向上においてどの程度奏功しているのか教えてください。</b>
--------------	---

**(回 答)**

来場者の名簿を把握しないため、歯科健康フェアに来場した者とそうでない者の口腔環境の向上に関する比較が困難である。来場者アンケートは令和5年度は実施しておらず、どの年代がどれだけ来ているのかも不明である。

**質問 32** ● 公共機関でのポスター掲示について、①実施目的、②実施内容、③掲示箇所、について教えてください。

(回答)

- ①実施目的: 事業実施の周知
- ②実施内容: 掲示板への貼付
- ③掲示箇所: 庁舎、地区センター・公民館、児童館、歯科医療機関等

**質問 33** ● 公共機関でのポスター掲示について、市民の口腔環境の向上においてどの程度奏功しているのか教えてください。

(回答)

歯科関連のポスター掲示と口腔環境の変化に関する調査はなく奏功については、不明である。

**質問 34** ● 歯周病検診・口腔がん検診の受診案内・勧奨について、①対象者への通知文書の見本やパンフレットをご提供ください。②案内送付等で受診を促す工夫をされていたら教えてください。

(回答)

①通知見本

ハガキ (個別通知)

保健ガイド (全戸配布)



郵便区内特別

**【歯周病検診受診券】**  
 この検診は期間中1回の受診に限り、  
 (重複して受診された場合の費用は自己負担となります)  
 (牙周病検診と重複受診はできません)

- 1 期 間: 令和5年5月1日～令和6年2月15日
- 2 会 場: 真田の市内歯科医療機関 (要予約)
- 3 対 象: 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに  
 35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・  
 60歳・65歳・70歳 になる方
- 4 内 容: 歯周病等の検診・指導 (治療は行いません)
- 5 持ち物: このはがき (受診券) と費用、保険証など  
 年齢が確認できるもの
- 6 費 用: 500円

※詳細はホームページをご覧ください

..... 【お知らせ】 .....

このはがきが重なる  
 50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる男性の方は、  
**前立腺がん検診の対象者です。**  
 下記、実施期間内に受診をお願いします。

- 1 実施期間: 令和5年6月1日～令和5年11月10日
- 2 受診方法: 実施医療機関に直接申込み  
 ※実施医療機関は、ホームページをご覧ください
- 3 費 用: 800円  
 ※前立腺がん検診は、受診券は不要ありません。

※市町村別課税標準の区分は無料になります。事前に市町村別の課税標準も確認してください。  
 歯谷市健康づくり推進課 (歯谷市保健センター)

歯とお口の健康		検診等の費用が無料になる方については、8ページの表②をご覧ください。
検診名	口腔がん検診 <b>コハツ</b>	歯周病検診 <b>コハツ</b>
期 間	5月1日～令和6年2月15日	5月1日～令和6年2月15日
会 場	歯科医療機関	歯科医療機関
申込み	歯科医療機関へ(要予約)	歯科医療機関へ(要予約)
対 象	年度年齢40歳以上の方	年度年齢 35・40・45・50・55・60・65・70歳の方 ※4月末に対象者へ受診券を郵送します。
方法・内容	視触診検査	歯周病等の検診・指導
自己負担額	900円	500円
結果通知	歯科医療機関で確認	歯科医療機関で確認

②受診を促す工夫

がん検診一覧に口腔がん検診を追加することで認識率を高めている。また、個別通知の内容について、国の通知よりナッジ理論を活用することを推奨されているため取り組んでいる。

<b>質問 35</b>	● 個別通知にナッジを活用されているとのことですが、どのような文面だと効果的であるか等の効果検証はされていますか。
--------------	---

(回 答)

特にしていない。

(3) 効率性

<b>質問 36</b>	● 事業実施に際し、専門的な知識と技能を有する越谷市歯科医師会に業務委託をされていますが、①委託業務の内容と、②委託費がどの程度変わっているか（金額・診療報酬以外の算出基準等）、について説明をお願いします。
--------------	---

(回 答)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
歯周病検診	業務内容	問診、検査等	問診、検査等	問診、検査等
	委託費			
歯科健診・相談	業務内容	口腔内健診、相談等	口腔内健診、相談等	口腔内健診、相談等
	委託費	執務手当 歯科医師 (27,500円) 歯科衛生士 (5,500円)	執務手当 歯科医師 (27,500円) 歯科衛生士 (5,500円)	執務手当 歯科医師 (27,500円) 歯科衛生士 (5,500円)
口腔がん検診	業務内容	問診、視診、触診等	問診、視診、触診等	問診、視診、触診等
	委託費			
在宅訪問歯科保健事業	業務内容	問診、口腔内診査、指導	問診、口腔内診査、指導	問診、口腔内診査、指導
	委託費	歯科衛生士執務手当 (5,500円)	歯科衛生士執務手当 (5,500円)	歯科衛生士執務手当 (5,500円)

(4) 事業を実施した上での課題等

<b>質問 37</b>	● 事務事業評価表に「検診については、経年で受検者が漸増」とありますが、遡増している要因をどのように分析されているか、補足説明をお願いします。
--------------	---

(回 答)

受検対象者の増加によるものである。

<b>質問 38</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務事業評価表に「健診相談については事業形態の見直しが課題」とありますが、具体的にどのような課題なのか、補足説明をお願いします。</li> </ul>
--------------	--

(回 答)

健診相談利用定員の未充足。

<b>質問 39</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「歯科検診・相談」について充足率（受診者数/定員数）を教えてください。</li> </ul>
--------------	---

(回 答)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
充足率 (%)	53.1%	59.2%	62.1%

<b>質問 40</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「歯科検診・相談」の近隣自治体の実施状況（実施の有無・回数・対象）について、ご存じであれば教えてください。</li> </ul>
--------------	---

(回 答)

実施無し。

<b>質問 41</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「歯科検診・相談」を市で行う必要性・根拠について教えてください。</li> </ul>
--------------	--

(回 答)

心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする健康相談のひとつ。

本市では健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 17 条第 1 項に基づき市町村が実施することとされている健康増進事業として位置づけている。

(5) 総合評価/総合評価の説明

<b>質問 42</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務事業評価表の総合評価では「課題が少しあり事業の一部見直しが必要」が選択されていますが、少しある「課題」とはどのような課題なのか、「一部見直し」とはどのような見直しが必要なのか、補足説明をお願いします。</li> </ul>
--------------	--

(回 答)

国民皆歯科健診の実施の動向を踏まえ、健診相談事業から新規事業への転換を検討。

<b>質問 43</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合評価の説明では、公共機関でのポスター掲示や歯科講演会等の実施が記載されていますが、健診・検診以外での取組について、補足説明をお願いします。</li> </ul>
--------------	---

(回 答)

歯周病検診対象者へ個別に受診券を送付している。また、通知には口腔がん検診等の情報も併せて掲載した。

#### IV 今後の方向性 (Action:改革改善)

##### (1) これまでの改善

質問 44	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、所管課としてどのような見直し・改善を行ってきたのか、変更した内容について、次表の①～④の4つの観点に分けて、簡潔に補足説明をお願いします。</li> </ul>
-------	--

##### (回 答)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①対象者の見直し			
②実施内容の見直し			
③実施方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科健診相談の実施会場の変更</li> <li>老人福祉センターでの実施を取りやめ、児童館での実施回数を増やした。</li> </ul>		
④その他の見直し			

質問 45	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に「歯科検診・相談」の実施会場を変更した理由・狙いを教えてください。</li> </ul>
-------	---

##### (回 答)

児童等の若い世代への啓発や意識付けを強化するため、長期休みを利用して、来館している親子連れを対象とし、相談利用者の確保と歯科の健康づくりの啓発に繋げることを狙いとしている。

事前予約が無い時には、児童館内で声掛けを行い、積極的に児童の参加を促している。

##### (2) 次年度の取組内容

質問 46	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業評価表に「健診データの管理を適切に行い、健診結果による検診受診者のフォローが確実に行われていることを確認」とありますが、データ管理やフォローについての現在の取組内容や課題について補足説明をお願いします。</li> </ul>
-------	---

##### (回 答)

精密検査対象者の転機について、検診結果を受けて適切な対応がなされるよう歯科医療機関からの精密検査結果連絡票の確実な返却と、精密検査受診状況の把握で検診の有用性を高めていく。

質問 47	<ul style="list-style-type: none"> <li>精密検査受信状況の把握について、①把握できている割合、②把握するためにやっている工夫について教えてください。</li> </ul>
-------	--

##### (回 答)

①把握できている割合について

全体の8割程度である。

②把握するための工夫について

- ・結果未提出の歯科医療機関へは、委託先の歯科医師会事務局からの指導を徹底。
- ・事務フローを配布し確実な提出を促す。
- ・提出用の予診票に注意が向くよう、用紙を色付け。

実施日時	所 管 課	事業名
令和5年8月21日（月） 13：30～14：30	資源循環推進課	修理再生等啓発事業

## I 事業の概要（Plan:計画）について

### (1) 事業内容について

<b>質問 1</b>	<b>● 事業内容の詳細について教えてください。</b>
-------------	------------------------------

### (回 答)

①事業の目的 (何が、どういう状態となることを目指しているのか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ減量・循環型社会の実現に向けて市民の関心を高める</li> <li>● 児童生徒への環境教育に貢献</li> </ul>			
② 事業の対象	定義	● 粗大ごみから修理・再生した家具の販売点数		
	量的な推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		995 点	1,271 点	1,623 点
	定義	● リサイクルプラザの施設見学件数		
	量的な推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		11 件	24 件	27 件
定義	● 出張講座の実施件数			
量的な推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	8 件	14 件	22 件	
③実施内容・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物減量等推進員制度関係</li> <li>● 再生家具販売関係</li> <li>● 施設見学/出張講座</li> <li>● 雑紙/小型家電回収 BOX 関係</li> <li>● 食品ロス削減/フードドライブ関係</li> <li>● 非電動型生ごみ処理器関係</li> <li>● 減量及びリサイクル啓発関係</li> </ul>			

## II 事業の実施（Do：実施）について

### (1) 事業費について

<b>質問 2</b>	<b>● 本事業の実施にあたって、人工（常勤職員 0.6 人・会計年度任用職員 1.5 人）は、どのような業務にどの程度従事しているのか教えてください。</b>
-------------	--

### (回 答)

業務	常勤職員人工	会計年度任用職員人工
廃棄物減量等推進員制度関係	0.1 人	0.35 人
再生家具販売関係	0.1 人	0.25 人
施設見学/出張講座	0.1 人	0.35 人
雑紙/小型家電回収 BOX 関係	0.05 人	0.1 人
食品ロス削減/フードドライブ関係	0.05 人	0.1 人
非電動型生ごみ処理器関係	0.1 人	0.15 人
減量及びリサイクル啓発関係	0.1 人	0.2 人



**質問3**

- **本事業の取組のうち、特に効果があり今後も注力したい取組・あまり効果がみられず今後は見直しが必要な取組をそれぞれ教えてください。**

**(回答)**

本事業は実施効果が数字で表れにくく効果が見えにくいものである。しかし、ごみ収集と啓発は両輪の関係でありどちらも併せて進めていかななくてはならない。住民が収集に協力いただけるよう、今後も収集方法等の啓発を行うことが大切だと考えている。

本事業の中でも有意義に感じている取組は、児童向け（小4・保育所等）の施設見学・出張講座である。児童の反応も良く、職員も意欲的に取り組んでいる。

特に効果が出ていない・継続不要という取組は無いと考える。

**質問4**

- **廃棄物減量等推進員制度の実施内容について教えてください。**

**(回答)**

推進員は自治会単位で推薦いただいた方に対し、市長から委嘱を行っている。（任期2年、報酬無し）

業務内容としては、3か月に1度・年4回のごみ集積所の排出状況報告書報告書の提出をお願いしている。報告結果が芳しくない場合は、課のパトロール班の職員が集積所を確認のうえ、地域に指導・助言を行う。また、各地域のごみのアドバイザーとして、住民からごみの出し方の相談を受けている。

**質問5**

- **事務事業評価表に「令和4年度まで休止していた生ごみ処理機補助金制度を廃止して、令和5年度より非電気型生ごみ処理機キエーロ事業を開始する」とありますが、①事業内容と、②開始の経緯や目的・根拠について教えてください。**

**(回答)****①事業内容について**

家庭から出る可燃物のうち生ごみについて、「家庭でもできる生ごみ処理」の方法として市民へ周知及びごみ減量の啓発に繋げる。

**②開始の経緯や目的・根拠**

非電気型生ごみ処理機キエーロは葉山町の松本氏の考案。市議を通じて提案があり、令和5年度より事業化した。

生ごみを処理した園芸の土として使用できること、作成については道具さえそろえば比較的簡単にできることから、（1）モニター募集については、実際容器を使っただき使い勝手などの意見を頂く、（2）夏休みの工作教室で、家族で作成した生ごみ処理機で実際に生ごみ処理をしてもらい、使い勝手や啓発のひとつとして家族でごみ処理について考えていただくきっかけとなればと考えている。

また、皆様から頂いた意見を参考にし、来年度以降の事業について検討材料とする。

<b>質問 6</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>非電気型生ごみ処理機キエーロ事業は、機械購入の費用を補助するのではなく、市民に対し取組方法の教育・啓発・周知を行うという理解で宜しいでしょうか。</b></li> </ul>
-------------	---

**(回 答)**

令和5年度については、指摘のとおりである。

参加者から報告を頂くこととなっているが、それらは各ご家庭の1日の生ごみ排出量データの資料としての活用や、キエーロのサイズや容量、形など使い勝手についてご意見をうかがう中で、次年度以降に行う事業の参考とする。特に市民からは容器販売の要望の声があるので、対応を検討中である。

モニター募集は、使用方法や観察記録の書き方の説明を行い、完成品を提供している。工作教室は、予め製材された材木を組み立てて、生ごみ処理容器を親子で製作する。その他は、モニター募集と同様である。

<b>質問 7</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>モニター募集について①今年度の募集数、②モニターになるための条件や選定方法、③モニターからはどのように意見を聴取するのか（例えばレポートの作成等）を教えてください。</b></li> </ul>
-------------	---

**(回 答)**

①今年度の募集数

1回10組、4日間計8回の講座で80組募集。

②モニターになるための条件や選定方法

越谷市に在住で観察記録等の報告書を提出できる方。定員を上回った場合は抽選。

③モニターからはどのように意見を聴取するのか

観察記録を、講座終了数週間後と春夏秋冬で提出を依頼。

<b>質問 8</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>今年度の非電気型生ごみ処理機キエーロ事業教室（45組参加）の実施回数及び参加率（参加者/募集人員）を教えてください。</b></li> </ul>
-------------	---

**(回 答)**

教室	参加組数	申込組数	募集組数
第1回（モニター）	10組	13組	各回10組
第2回（モニター）	7組	8組	
第3回（工作教室）	9組	25組	
第4回（工作教室）	10組	10組	
第5回（工作教室）	9組	20組	

特に工作教室は人気があり募集人員よりも申込人員が上回ることもあったので追加募集を実施し、8月の平日に追加開催を行い需要に対応した。

(2) 成果について

<b>質問 9</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この事業の成果として、事務事業評価表に記載の成果指標の推移の他に、以下の観点でのデータがあれば推移を教えてください。</li> </ul>
-------------	--

(回 答)

	成果に関するデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「再生家具等販売」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：来訪者数	実績値	6,405 人	9,672 人	8,254 人
2	「再生家具等販売」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：販売金額	実績値	1,845,000 円	2,656,800 円	2,356,900 円
3	「ゴミ減量・循環型社会の実現」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：ごみ排出量（資源ごみ以外）	実績値	3921.46 t	3732.83 t	3424.39 t
4	「ゴミ減量・循環型社会の実現」に関する達成状況	目標値 (あれば)	-	-	-
	データ名：資源ごみ排出量	実績値	8737.41 t	8632.15 t	8392.70 t

<b>質問 10</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民 1 人当たりのごみ排出量は年々減少しているように思われますが、①減少理由をどの様に分析されているか、②他自治体・近隣自治体と比較した大小関係を教えてください。</li> </ul>
--------------	--

(回 答)

①減少理由をどの様に分析されているか

ごみの総排出量に対して、その占める割合の最も大きい可燃ごみについて着目する。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家庭系可燃ごみ収集量	62,670 t	64,209 t	62,458 t	60,595 t
事業系可燃ごみ収集量	25,032 t	22,333 t	22,979 t	23,037 t

まず、家庭系可燃ごみについては令和 2 年度に総量がピークを迎えている。これは、コロナ禍の巣ごもり需要が家庭系可燃ごみの収集量に影響を最も大きく与えたと考えられる。そして令和 3 年度、令和 4 年度となるにつれ、その反動やコ

コロナ対策の緩和が徐々になされたため、外に出る機会も多くなり、結果として家庭系可燃ごみが減少したのではないかと考える。

その反面、事業系可燃ごみ収集量が令和2年度に大きく落ち込み、令和3年度、令和4年度と増加した、ということについても、コロナ禍の影響があったものとする。

可燃ごみの総量としては、ご指摘のとおり減少傾向にある状況である。考えられる理由として、令和2年度をピークに人口が減少していること、外出などのサービス需要がコロナ禍以前の状態に戻っていないこと（または人手不足により供給が追いついていない）こと、原油高などの影響による物価高で買い控えが発生しているなどが考えられる。

②他自治体・近隣自治体と比較した大小関係

隣接する草加市、及び同規模の所沢市、熊谷市においては、人口・可燃/不燃/資源物排出量・市民一人当たり排出量の増減傾向は、越谷市と同様傾向であった。

<b>質問 11</b>	<b>事務事業評価表に記載の成果指標の推移では、目標値の設定がありませんが、①目標値を設定しない理由、②A と評価された理由を教えてください。</b>
--------------	---

**(回答)**

①目標値を設定しない理由

ごみに関しては、品目に関わらず排出量は減量するのが望ましいが、粗大ごみの中から抽出して再生販売する家具販売額は増加を目指したいと考えている。搬入される粗大ごみが減ると、再生家具数も減ること、搬入される粗大ごみの痛みが厳しいと再生できない場合もあるため、目標値設定にそぐわないと判断した。

②A と評価された理由

歳入側面から見ると、過去3ヶ年販売額は増加しており、需要があると判断したためA評価とした。

(3)事業の実績について

<b>質問 12</b>	<b>この事業の実施内容に関し、具体的にどの程度の活動を行ったのかを表す数量の推移を、目標値（あれば）・実績値を分かる範囲で教えてください。</b>
--------------	--

**(回答)**

	活動量のデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	「再生家具等販売」に関する活動量	目標値 (あれば)			
	データ名：受入・修理・商品展示数	実績値	949 点	1,334 点	1,429 点
2	「再生家具等販売」に関する活動量	目標値 (あれば)			

	活動量のデータ名・説明		実施年度		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
	データ名：販売日数	実績値	159日	292日	307日
3	「リサイクルプラザの施設見学」に関する活動量	目標値 (あれば)			
	データ名：団体見学受け入れ	実績値	11回	24回	27回
4	「出張講座」に関する活動量	目標値 (あれば)			
	データ名：回数	実績値	8回	14回	22回

<b>質問 13</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 販売日数、団体受入数、出張回数は、①どのように決まっているのか（なぜこの値になっているのか）、②増減の予定や目標はあるのか、説明をお願いします。</li> </ul>
--------------	--

**(回答)**

①どのように決まっているのか（なぜこの値になっているのか）

販売日数は、リサイクルプラザの開館日数と同じとなる。リサイクルプラザの開館日は毎月曜休館日及び祝日と年末年始休館日を設定して決めている。過去3年間の日数の推移については、令和2年度はコロナ禍によりリサイクルプラザの営業を停止している時期があったため、他の年度と比較し少なくなった。

団体受入数は、毎年秋冬に、次年度の希望調査を各校に徴取し、庁舎管理課のバス調整と各校希望日を考慮調整して実施している。

出張講座には2種類あり、学校や保育所等の児童向けの出張講座は前年度に希望の有無を聞き取り、自治会等の一般団体向けの出張講座は市ホームページ（市民活動支援課が所管）を通じて申し込みを受け付けている。

②増減の予定や目標はあるのか、

販売日数は、現状どおりを想定している。

団体受入数、出張回数は、希望があれば対応予定である。理想は、見学来訪もしくは出張講座どちらかで、全校実施が目標だが、各校の予定があるので実施の可否は委ねている。

<b>質問 14</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生家具販売について、①再生の対象はどのような家具があるのか、②再生する家具の数が増減する理由を教えてください。</li> </ul>
--------------	--

**(回答)**

①再生の対象家具について

再生家具の対象は木製家具だけでなく、スチールラック、姿見等も含まれる。

②再生家具の増減理由について

粗大ごみのうち修理可能と見られる物は全てピックアップし順次修理を行うため、商品展示数は粗大ごみの排出量に左右される。商品展示数はピーク時には約3,800点程度あったが、現在は半数程度となっている理由としては、コロナ禍にご

み持ち込み数の制限をしたことで粗大ごみそのものの数が減ったことが影響している可能性がある。また、再生家具の修理を行う工房の稼働を令和3年度より週6回から週4回に縮小した影響も考えられる。

令和2年度から令和4年度にかけての増加傾向は、コロナ禍による巣ごもり需要を契機として断捨離を行う住民が増え、粗大ごみを多く出されたことによるものと考えている。

なお、令和4年度の粗大ごみの実績76,000点に対し、商品展示数は約1,400点である。

**質問 15** ● 再生家具の販売について、粗大ごみ回収から販売までの流れと対応者について、説明をお願いします。

(回答)

粗大ごみ再生業務委託先のシルバー人材センター職員2名が、回収された粗大ごみの中から再生可能な家具類を選び、工房に運んで修理する。

週末に、修理された家具の値段設定を市職員が行い、翌週火曜日にシルバー人材センター職員2名が売場に展示品を運んでいる。販売は市職員によって実施している。

**質問 16** ● 再生家具の値付けについて①基準、②売れない場合は値下げをされているのかを教えてください。

(回答)

①値付けの基準について

値段付けは過去の販売価格を参考にしている。

②値下げについて

商品展示数と販売数はほぼ同等で、殆どは1年程度で売れている。しかし、長期に買い手がつかない場合は値下げまたは破碎処理(廃棄)を行っている。

**質問 17** ● 再生家具の販売について、①月数回の限定での販売ではなく常時販売としている理由、②近隣自治体での実施状況(再生家具の販売事業を実施しているか及び常時販売であるか)を教えてください。

(回答)

①月数回の限定での販売ではなく常時販売としている理由

平成24年度までは定期的な入札販売だったが、市民からの常時販売の要望と事務改善を目的に平成25年度より、規定改正を行い常時販売に移行した。

②近隣自治体での実施状況

自治体名	実施状況
草加市	定期販売、先着申込制
三郷市	未実施
八潮市	定期販売、入札制
吉川市	未実施

自治体名	実施状況
松伏町	未実施
春日部市	未実施
さいたま市	3Rマーケット(洋服・未使用箱入り食器などの小物)、イベント開催日先着販売

<b>質問 18</b>	<b>● 再生家具の販売について、フリマアプリを活用した販売を検討されたことはありますか。</b>
--------------	---

**(回 答)**

そのような声をいただくことはあるが、販売数が多いことから写真のアップロードや商品管理に係る労力が不足すると思われる。また、販売先は市民や市内で勤務している方を想定しているため、現状ではフリマアプリでの全国販売はそぐわないと考える。

なお、今後、商品展示数が大幅に増加し職員での販売対応が困難となり、かつ、販売商品の常時供給が可能となれば、導入の検討が必要となる可能性はある。

<b>質問 19</b>	<b>● 再生家具の販売の曜日や時間帯別の来場者数の統計があれば教えてください。</b>
--------------	--

**(回 答)**

集計無し。

<b>質問 20</b>	<b>● 再生家具等販売の受益者について、①受益者に偏りがいないか確認されているか、②住民に広く活用いただくための取組をされているかを教えてください。</b>
--------------	---

**(回 答)**

①受益者の偏りについて

リピーター数を集計していないため不明であるが、体感としては繰り返し購入される方は一部に留まるとみている。購入者は、施設見学に来られた児童の家族がチラシを見て来館する方、知人から紹介された方等、様々である。

②住民に広く活用いただくための取組

再生家具等販売事業を知らなかったとの市民の声があるため、リサイクルプラザだより(年4回発行)や、施設見学やイベント時のチラシ配布により周知啓発を行っている。

<b>質問 21</b>	<b>● 出張講座について、現在の講座メニューおよび研修内容の説明をお願いします。</b>
--------------	---

**(回 答)**

学校や保育所での児童向け講座では、リサイクルプラザの紹介DVD視聴・パワーポイントでごみ分別説明・ごみ分別クイズを実施している。

自治会向けの講座では、新聞紙エコバッグ作成教室（雑紙回收入れに利用したり、古紙類回収の啓発を図る）を実施している。

質問 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会集会所等での出張講座は①古紙類回収の啓発を目的とされていますが、他自治体と比較して古紙類回収率が悪い等、理由がありますか。②他のメニューはありますか。</li> </ul>
-------	--

**(回 答)**

①古紙類回収の啓発を目的とされていますが、他自治体と比較して古紙類回収率が悪い等、理由があるか。

他自治体との比較ではなく、可燃ごみの組成調査から、紙類が多く確認出来たため、資源物として古紙類回収を増やす目的から、雑紙の分別を啓発している。

②他のメニュー

- ・ごみの分け方・出し方(ごみのゆくえと分別ルール)
- ・各種リサイクルの制度について
- ・食品ロスを減らそう！

質問 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張講座について、令和2年度から令和4年度に実施した各回の実施テーマ及び受講者の属性、人数について教えてください。</li> </ul>
-------	---

**(回 答)**

実施内容は前述のとおり、実施実績は以下のとおりである。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
一般団体	1件	49人	-	-	2件	30人
小学校	6件	588人	11件	1,074人	9件	1,156人
保育所	1件	26人	3件	77人	11件	292人

質問 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記実績の「一般団体」はどのような団体なのか補足説明をお願いします。</li> </ul>
-------	--

**(回 答)**

令和2年度：NPO法人(市民団体)

令和4年度：自治会のふれあいサロン2件

質問 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張講座以外の企画講座（貴市のホームページには「リサイクル関連教室」と記載されているもの）について、平成30年度～令和4年度の実施内容・回数・募集人員・参加者数を教えてください。</li> </ul>
-------	---

**(回 答)**

【令和2年度～令和4年度】

実施内容	回数	参加者数
新型コロナウイルス感染症で未実施	-	-



**【令和元年度】**

実施内容	回数	参加者数
リサイクルプラザ講演会	1回	78人
包丁とぎ教室	10回	65人
布ぞうり教室	3回	44人
牛乳パックで風車の貯金箱を作ろう！	1回	13人
エコクッキング教室	1回	19人
親子エコクッキング教室	1回	24人
親子広告チラシで小物入れ作り教室	1回	9人
親子リサイクル教室	1回	17人
合計	19回	269人

**【平成30年度】**

実施内容	回数	参加者数
包丁とぎ教室	11回	78人
広告チラシで小物入れ作り教室	4回	33人
牛乳パックで作る貯金箱	1回	33人
布ぞうり教室	3回	41人
新聞紙でエコバック作り	1回	11人
ダンボールでかわいい恐竜を作ろう	1回	21人
夏休み期間限定工作紙すき体験	4回	11人
エコクッキング教室	2回	46人
がま口教室	2回	30人
親子リサイクル教室	1回	25人
エコたわし作り教室	2回	16人
合計	32回	343人

**質問 26** ● 包丁とぎ教室は実施回数が多いようですが、1回あたりの参加人数は他の講座よりも少ないようです。①包丁とぎ教室の実施目的と、②なぜ回数が多いのかを教えてください。

**(回答)**

①実施目的

市民にもものを大事に使う意識を持っていただくことを目的としている。

②回数が多い理由

包丁とぎは生活に密接していることから住民からの要望が多いことが影響している。また、講師と砥石の用意のみでよいことから、他の講座と比較し市の準備の面で手軽さもある。

**質問 27** ● 企画講座のプログラム内容や実施日数・日程はどのように決められていますか。

**(回答)**

講座のプログラム・実施回数・日程は、講師の対応可能な日程を聞き取り調整している。今後は、人気のある講座は引き続き継続または関連した内容の講座を

新たに増やすことも検討したいと考えている。

**質問 28** ● 人工からすると、出張講座や施設見学対応は会計年度任用職員が主として対応されていると理解してよろしいでしょうか。

(回 答)

出張講座や施設見学対応は、会計年度任用職員が中心的に案内現場実務を担っているが、常勤職員も連絡調整や事務処理、案内業務など関わっている。

### Ⅲ 事業の評価 (Check : 見直し) について

#### (2) 効率性について

**質問 29** ● 本事業では事業者による業務委託をされていますが、①委託業務の内容と、②委託費がどの程度変わっているか (額、算定基準等)、について補足説明をお願いします。

(回 答)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託内容	粗大ごみ再生業務委託	粗大ごみ再生業務委託	粗大ごみ再生業務委託
委託料	3,599,280 円	2,347,129 円	2,448,829 円

**質問 30** ● 業務委託の内容について、具体的な業務内容を説明してください。

(回 答)

シルバー人材センター職員 2 名が、火曜日から金曜日に施設内プラットホームにある粗大ごみ仮置き場から再生可能な家具類を工房に運んで修理する。翌週火曜日にシルバー人材センター職員 2 名が売場に展示品出しを行う。

**質問 31** ● 再生家具の値付けや販売を委託業務としない理由を教えてください。

(回 答)

家具の値付け及び販売は公金を扱うことになるため市職員 (常勤職員) で実施している。

**質問 32** ● 委託料について①算定方法、②委託料の減少理由を説明してください。

(回 答)

#### ①算定方法について

委託は年間契約で、実稼働時間をベースに算出※している。

※開館日数×6時間/日×時間単価×職員数2人+材料費 (修理に必要な工具の購入費用等) なお、時間単価は年々上昇傾向にある。

#### ②減少理由について

予算の関係上、稼働日数を令和2年度までの週6日から、令和3年度以降は週4日に減らしたことで減少した。

質問 33

- 本事業では事業者による業務委託をされていますが、委託業者の選定の有無、選定している場合の頻度や基準等について説明をお願いします。

(回答)

本事業は、高年齢者の就労の促進と経済基盤の確保を目的に地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センターと随意契約としている。また、粗大ごみの修理再生を行う専門的な知識、技術を要するものであり、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第36条に基づき高年齢者の雇用確保に寄与し、且つ、当該業務を選定基準に適合して履行できる唯一の事業者であることから選定した。

(3) 総合評価/総合評価の説明について

質問 34

- 事務事業評価表の総合評価では「課題が少しあり事業の一部見直しが必要」が選択されていますが、少しある「課題」とはどのような課題なのか、「一部見直し」とはどのような見直しが必要なのか、説明をお願いします。

(回答)

市民へのごみ減量や、再使用・再利用に関する啓発活動は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止したままの物が多い。再開にあたり、参加者が関心を示し、ごみ減量に効果的な教室事業を実施出来るように見直しを行う。また、ごみ分別についてはごみ収集カレンダーに記述していますが、3ヶ月ごと年4回発行している「リサイクルプラザだより」で、収集品目ごとのより詳しい分別具体例や、市民への分別依頼の背景理由を特集していく予定である。その結果、市民の更なるごみ減量・リサイクルの関心が高まるように工夫改善を目指す。

昨今、リチウムイオン電池による発火事故が増えているが、新製品の廃棄に対応すべく、ごみの分別啓発の充実を図る。

質問 35

- ごみの分別の推進は市民への啓発だけでは浸透が難しく、分別の細分化を制度化する等の行動変容を促す取組が効果的なように思われますが、検討されていますか。

(回答)

種別によって分別は異なるが、例えばプラスチックの分別の際、プラ素材を細かく各自で判断して分別することは市民にとって難しく、ある程度分けてもらい残りは行政側で分別することが現実的であると考えている。

一方、雑紙の分別といった市民にとって比較的取り組みやすい分別に協力いただく取組を実施している。今後も市民にどこまでやっていただくかの線引きを考えていかなくてはならないと考えている。

#### IV 今後の方向性（Action:改革改善）について

##### (1) これまでの改善について

質問 36	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、所管課としてどのような見直し・改善を行ってきたのか、変更した内容について、次表の①～④の4つの観点に分けて、簡潔に説明をお願いします。</li> </ul>
-------	--

##### (回 答)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①対象者の見直し	-	-	-
②実施内容の見直し	-	-	-
③実施方法の見直し	-	-	再生家具購入の来館者に出張講座の質問を受けて、自治会で2件実施に結び付けた。
④その他の見直し	-	-	売れ残り滞留再生家具の減少のため、価格見直しを行った。

##### (2) 次年度の取組内容について

質問 37	<ul style="list-style-type: none"> <li>「フードドライブの実施などによる食品ロスの削減の啓発、プラスチックごみ削減の推進に関する講座」とされていますが、それぞれ、①既に実施されている内容、②必要である根拠（内容的に不要とは言えないものですが、これらに費用等を投じて注力する必要性・緊急性、深刻な課題等）について、説明をお願いします。</li> </ul>
-------	--

##### (回 答)

##### ①既に実施されている内容

小学生の施設見学や出張講座でのパワーポイントを使ってのごみ分別やごみ減量の説明、フードドライブのチラシ配布。市民まつりやエコウィーク等のイベント参加時にチラシ配布によるフードドライブの啓発。

##### ②必要である根拠

限りある資源を再利用・有効活用するために、制度周知や環境への影響を市民に認識してもらうことは必要不可欠と考える。

## 2-3 評価結果

評価対象とした7事業中、「B:課題が少しあり事業の一部見直しが必要」が5事業、「C:課題が多く事業の大幅な見直しが必要」が2事業となった。

うち、「C:課題が多く事業の大幅な見直しが必要」の「ふるさと納税活用推進事業」及び「障がい者手当給付事業」は、内部評価結果（B）と差異が生じる結果となった。

「ふるさと納税活用推進事業」では、「必要性」「有効性」「効率性」すべての観点で見直しが必要であると判断される結果となった。特に、必要性の視点において、事業目的が産業振興・PR・税収増加と多岐に渡り方向性が定まっていないために、効果的・効率的な取組が実施できていない。

「障がい者手当給付事業」では、市の独自事業である重度心身障害者手当の必要性や有効性の検討が不十分との指摘がなされ、本取組で達成すべき目標（誰がどのような状態にあるべきか）を明確にしたうえで、制度の抜本的見直しが必要である。

各課の評価結果は次ページ以降に整理した。

No.	部名	課名	事業名	内部評価	外部評価
1	総務部	安全衛生管理課	健康管理事業	B	B
2	市民協働部	市民活動支援課	ふるさと納税活用推進事業	B	C
3	福祉部	障害福祉課	障がい者手当給付事業	B	C
4	子ども家庭部	子ども福祉課	こども医療費給付事業	B	B
5		子ども福祉課 児童発達支援センター	児童発達支援センター運営事業	B	B
6	保健医療部	健康づくり推進課	歯科健康診査等事業	B	B
7	環境経済部	資源循環推進課	修理再生等啓発事業	B	B

No.	1	事業名	健康管理事業
部名	総務部	課名	安全衛生管理課

#### A) 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場における職員の安全と健康の確保</li> <li>・ 快適な職場環境の形成</li> <li>・ 公務災害や疾病の未然防止</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員</li> </ul>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (公財) 埼玉県健康づくり事業団への業務委託にて一般健康診断を実施</li> <li>・ 定期健康診断の結果、治療中も含め要受診・要精密検査が通知された職員に対し、再検査結果報告書の提出を求め、医療機関受診を促す</li> <li>・ 予防接種、職員健康相談の一部、ストレスチェックを、専門的な知識と技能を有する事業者へ業務委託</li> </ul>
市独自の 内容	<p>(定期健康診断等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①特定健康診査項目の追加、②炎症反応や腎機能等を確認できる血液検査の追加、③職場の特性を考慮し保育所施設職員への腰痛健診の追加</li> </ul> <p>(予防接種)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の安全配慮の観点から、業務における感染防止対策の一環として実施。</li> </ul> <p>(職員健康相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業医による長時間勤務者への面接指導については、労働安全衛生法に義務付けられている対象（月 100 時間以上、月 2～6 か月平均 80 時間超）の他、2 か月連続 45 時間超の長時間勤務の職員並びに月 80 時間超の長時間勤務の職員に対しても、疲労蓄積度チェックを実施し、その度合が高い職員も産業医指導対象者としている。</li> </ul>
市独自の 背景・理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期健康診断では、年齢要件にとらわれず、採血項目等を追加することで、効率的に職員の健康状態を把握し効果的な健康管理を行えるため。</li> </ul>

#### B) 本事業の課題（外部評価者からの指摘）

目的や対象等に関して	—
事業の実施に関して	<p>(健診等の未受診者に対するアプローチの非効率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期健康診断の未受診者に対するアプローチとして、本人への直接連絡だけでは受診しない職員に対しては、一部の職員に対して既の実施している方策である上司へ通知し上司から受診を促す仕組みを全体に適用することで組織的に対応することが望ましい</li> <li>・ 再検査は望ましいが未受診者全員への電話連絡は非効率である。優先順位を付けて連絡しているとのことだが、より効率的に行うために、ハイリスクの職員に対しては電話連絡を行い、その他はメールを一括送信し必要性を啓発する等の効率</li> </ul>

	<p>的な方法での通知が必要 (メンタル不調に対する制度の浸透が不十分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタル不調の要因の中には、職場や家族・友人との人間関係等、人に話しにくい要因が少なくない。自発的な相談を促すには、現在の健康面談のように市職員(保健スタッフ)を含めた対面での面談だけでなく、市役所外の専門家に対し匿名で受けられる面談等の場が必要</li> <li>・現在のメンタルヘルス関連の取組を今と同じ労力をかけて実施し続ける場合、不調者の増加に伴い業務量も増加する。市のメンタル不調者に対する対応は、国のガイドライン等を踏まえ既に必要な施策は網羅されており、新たな施策を次々と打ち出すよりも今ある取組を市役所内に浸透させ予防段階を強化し、休職に至る前に面談等で事前把握できる割合を高めることが重要</li> </ul>
事業の評価に関して	<p>(成果指標と目的の不一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的がどの程度達成できているかが事業の達成状況の評価であることから、健診の受診率では目的を達成できているのか不明確であり、目標の達成状況を測る成果指標としては不適切である。目的が3つ設定されているのであれば、それぞれに相応しい指標の設定が必要</li> <li>・上乘せするのであれば、それにより、3つの目的にどの程度寄与しているのか否かの検証が必要</li> </ul>

### C) 外部評価結果

評価の視点	必要性	・ 事業の目的からは、必要性が認められる
	有効性	・ 過去の状況を踏まえ適宜見直しではいるものの、3つの目的に照らしての有効性(特に上乘せの妥当性等)の検証・改善は見られない
	効率性	・ 効率化に取り組んでいるものの一部の業務においては見直しの余地があり、効率性が高まっていない
総合評価	結果	B (課題が少しあり事業の一部見直しが必要)
	理由	・ 必要性はあるが、有効性や効率性において改善の余地がある
今後の方向性	方向性	見直しの上で継続
	具体的な見直し内容	<p>目的や対象等</p> <p>—</p> <p>実施内容や方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の上乗せの有効性の精査</li> <li>・ 定期健診や再検査の未受診者に対するアプローチの効率化</li> <li>・ メンタルヘルスに対する対応は現行制度を職員に浸透させ活用を促進</li> <li>・ 目的に応じた成果指標の設定</li> </ul>

No.	2	事業名	ふるさと納税活用推進事業
部名	市民協働部	課名	市民活動支援課

#### A) 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の財源の確保、流失を防ぐ</li> <li>・ 市の特産品などを知ってもらう（市の PR）</li> <li>・ 市との関わりを持ってもらい、市を知ってもらう</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝礼品のみで寄附先を選ぶ方ではなく本市を愛し応援しようとする個人の方</li> </ul>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 越谷市の特産品等で、地域産業の活性化や地域経済への波及効果が期待されるものをふるさと納税返礼品として登録し、寄附者にはその中から希望する返礼品を選定してもらう</li> </ul>

#### B) 本事業の課題（外部評価者からの指摘）

目的や対象等に関して	<p>（目的・目標が不明瞭）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元々の目的「市の特産品などを知ってもらう（市の PR）」から、目的が追加され多岐に渡っているが、それぞれの目的（財源確保、特産品の PR＝産業振興）の達成に向けた目標が定まっておらず、また目標達成に必要な取組が不十分</li> <li>・ 目的「市との関わりを持ってもらい、市を知ってもらう」は漠然としており、この目的を達成することで、最終的に市や市民にどのようなメリットをもたらすことを目指しているのか不明確</li> </ul>
事業の実施に関して	<p>（ニーズ調査等の現状分析の未実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「財源確保」や「関わりを持ってもらう・知ってもらう」には、①魅力的な返礼品を増やす、②周知・認知度を高める、③リピーターを増やす等が必要だが、寄附への対応のみに忙殺され、効果的な分析・対策が実施できていない</li> <li>・ 返礼品が無い市内在住者からの寄附も増加させるのであれば、現在の目的とは不整合。ふるさと納税とは異なる仕組み・事業としないのであれば、目的の追加と、市民にも魅力的な寄附となるような使途・企画の提示、それに向けた過去の寄附状況の分析・ニーズ調査等が必要</li> </ul> <p>（職員の業務の非効率）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増加する寄附件数の中、常勤職員等の職員約 2 名が週 1 回、ポータルサイトでの申込受付以降の定型処理に忙殺され、上記の課題への対応や後述する効果測定等を実施する時間を確保できない（庁内の弱い連携体制）</li> <li>・ 目的「市の特産品の PR」は、多くのサイト閲覧者の目に触れ、寄附され、寄附を契機に実販売（通販含む）も増えるまでを到達点とするならば、経営指導・支援等の産業振興色が強まることから、現状では弱い連携となっている庁内の商工部門・農業部門の主体的参画が必要</li> </ul>
事業の評価に関して	<p>（指標と目的の不一致）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果指標を寄附件数としているにもかかわらず、データは寄附件</li> </ul>



	<p>数の増加率となっており、目的の達成状況を測定する成果指標として不適切</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 つの目的のそれぞれに相応しい成果指標が設定されておらず、進捗状況や達成状況の把握が困難なため、有効性に関する適切な評価がなされていない</li> <li>・ 以上から、費用対効果の妥当性の検証が困難なため、効率性に関する適切な評価もなされていない</li> </ul>
--	---

### C) 外部評価結果

評価の視点	必要性	・ 3 つの目的を設定していることへの妥当性は再検討が必要だが、設定されている3つの目的からは、ある程度の必要性は認められる（他の事業に比べて必要性が高いとまでは言い難い）	
	有効性	・ 現在の3つの目的それぞれの達成に近づくために必要となる、効果的な取組はあまり行われていないため有効性は低い	
	効率性	・ 業務実施体制や委託先サイト等の効率化に向けた見直し等がなされておらず、効率性は高まっていない	
総合評価	結果	C（課題が多く事業の大幅な見直しが必要）	
	理由	・ 一定の必要性は認められるが、有効性や効率性が低い	
今後の方向性	方向性	大幅な見直しの上で継続	
	具体的な見直し内容	目的や対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的を絞り、その目的の進捗が測れる適切な指標（活動指標・成果指標）の設定と、目的の達成に近づくような取組の実施</li> <li>・ 3 つの目的を堅持する場合、それぞれに相応しい指標設定と取組の実施</li> <li>・ 市内居住者からの寄附は、ふるさと納税とは異なる仕組み・事業とする</li> </ul>
		実施内容や方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の販売状況を分析し、新規寄附者/リピーターそれぞれの獲得に相応しい返礼品や広報手段（ポータルサイト等）を企画・選定</li> <li>・ 返礼品発送業務や寄附受領証明書発行のような定型業務は民間事業者への委託または会計年度任用職員の活用拡大を行い、正規職員は現状分析や事業者の発掘、新規の返礼品の企画・開発の業務等の本事業の効果を高める取組に注力</li> <li>・ 分析や新規返礼品の企画・開発においても、専門事業者のノウハウの活用、あるいは定型業務も含めた包括的な外部委託により費用対効果を高め、職員は委託先の管理のみとし、他業務に注力</li> </ul>
参考事例	<p>【民間事業者の活用によるふるさと納税関連業務の事務効率化（東京都豊島区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄付情報の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品の代金の精算、寄附金受領証明書等の作成・発送といった定型業務から、ふるさと納税ポータルサイトの運用・管理やコールセンター業務、返礼品の企画開発等の専門性を必要とする業務まで一貫して業務委託を実施</li> <li>・ 委託料は成果報酬型とし、寄附金額に委託料の積算の基礎となる率を乗じて算定することで、事業者による効果的な取組を促す仕組みとしている</li> </ul>		

No.	3	事業名	障がい者手当給付事業
部名	福祉部	課名	障害福祉課

#### A) 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度心身障がい者の生活の向上と福祉の増進</li> <li>・ 障がいがあることによる就労機会の制限や、通院等の医療費といった経済的又は精神的負担を軽減</li> </ul>
対象	<p>[特別障害者手当]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20 歳以上で、身体または精神の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する者</li> </ul> <p>[障害児福祉手当]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅の重度障がい児</li> </ul> <p>[経過的福祉手当]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和 61 年の制度改正以前の福祉手当受給者のうち、制度改正後、障害基礎年金も特別障害者手当も受けられない者</li> </ul> <p>[重度心身障害者手当]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別障害者手当等の支給対象にならない在宅の重度心身障害者</li> </ul>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいの程度や状態に応じて、重度心身障害者手当（市独自事業）、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当（法定受託事務）を支給する</li> </ul>
市独自の 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の制度である特別障害者手当等の支給対象とならない重度心身障がい者に対し、市が独自に重度心身障害者手当を支給</li> <li>・ 一部の対象への支給には県の補助があるが事業の実施は自治体の任意であり、かつ、越谷市では県の補助対象よりも広い対象に手当の支給を行っている</li> </ul>
市独自の 背景・理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の制度である特別障害者手当等の支給対象とならない重度心身障がい者の経済的な負担軽減を図るため</li> </ul>

#### B) 本事業の課題（外部評価者からの指摘）

目的や対象 等に関して	<p>(重度心身障害者手当の必要性や有効性が不明確)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的に「重度心身障がい者の生活の向上と福祉の増進」とあるが、市の独自制度である重度心身障害者手当を対象者にどのように活用してもらうことで、どのように生活の向上や福祉の増進に寄与するか不明</li> <li>・ 生活の基盤となる収入である障害年金等があるにも関わらず、特別障害手当等の対象外である者に対し、なぜ手当を支給する必要があるのか明確な理由が示されていない</li> <li>・ 対象者の経済状況により「生活の向上と福祉の増進」にどの程度つながるかは異なるはずだが、経済状況を踏まえた対象や金額の設定がなされていない</li> </ul>
事業の実施 に関して	<p>(重度心身障害者手当の実施に伴う業務量の増大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の業務量の多くが、市独自の重度心身障害者手当で占めており、業務負荷が高い</li> <li>・ 重度心身障害者手当はシステムの仕様上、国の制度である特別障</li> </ul>

	<p>害者手当と同様に支給回数は年4回と多く、毎回 5,000 人超への支払業務が発生している</p>
事業の評価に関して	<p>(目的の不明確)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的「重度心身障がい者の生活の向上と福祉の増進」が漠然としており、具体的な定義がないために、目的に即した指標が設定されておらず、評価が困難となっている</li> <li>・ 重度心身障害者手当の現在の支給金額は、県の補助事業の上限又は前身の制度からの引継ぎを設定理由としており、対象者にとって手当金額が妥当な(過少・過剰でない)のか検証されておらず、毎月 5,000 円または 3,500 円の手当が対象者の生活にどの程度寄与しているのか不明</li> </ul>

### C) 外部評価結果

評価の視点	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の独自事業である重度心身障害者手当は、対象者や想定用途及び支給額の妥当性の検討が無いまま制度化されており、必要性が高いとは言い難い</li> <li>・ 他の手当は国の制度であるため、必要性を論じる余地はない</li> </ul>	
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての手当の申請案内は漏れなく実施されており、必要な者はほぼ全員が申請していると判断できるため有効性がある</li> <li>・ 重度心身障害者手当は、対象者や想定用途及び支給額の妥当性が不明なため目的に合った効果が出ているのか不明である</li> </ul>	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式変更や現況届の廃止等、対応可能な範囲で適宜業務改善を実施されており効率性は高い状況にある</li> <li>・ 重度心身障害者手当は、対象者や想定用途及び支給額の妥当性が不明な中、業務量の多くを占め負荷が高く、改善の余地が大きい</li> </ul>	
総合評価	結果	C (課題が多く事業の大幅な見直しが必要)	
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市独自の重度心身障害者手当は必要性・有効性・効率性いずれも精査が必要</li> </ul>	
今後の方向性	方向性	見直しの上で継続	
	具体的な見直し内容	目的や対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度心身障害者手当は必要性を精査のうえで、想定用途を設定し必要な金額や支給対象者の妥当性を検討する</li> <li>・ 幅広く少額を個人に支給する手当よりも、需要が高い既存施策の拡充に活用することも一案である</li> </ul>
		実施内容や方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度心身障害者手当の支給回数を削減するため、次期システム更改時に仕様調整を実施する</li> </ul>
参考事例	<p><b>【鈴鹿市重症心身障害者手当の廃止（三重県鈴鹿市）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鈴鹿市は、一律の現金給付の仕組みを見直し、新たなサービスを拡充</li> <li>・ 年々支給額が 1,000 千円程度伸びていたため、平成 20 年度より対象者を在宅者に絞る形（重症心身障害者手当→在宅障害者手当）</li> </ul>		

	<p>で予算縮小の方向性を提示</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成 24 年度には事業の廃止または縮減策への移行について、障害者施策推進協議会の意見を聴取</li><li>・委員からの意見を踏まえ、平成 25 年度から在宅障害者手当を廃止し、「災害要援護台帳登録者及び在宅重度障害者を抱える世帯への見守り、相談事業」及び「サイバーダイン(株)の訓練装具(HAL)の指導訓練費の一部補助」の 2 事業を拡充</li></ul> <p><a href="https://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/open/shiryou/shingi/gijiroku/datas/286_003.pdf">https://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/open/shiryou/shingi/gijiroku/datas/286_003.pdf</a></p> <p><a href="https://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/open/shiryou/shingi/gijiroku/datas/286_004.pdf">https://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/open/shiryou/shingi/gijiroku/datas/286_004.pdf</a></p>
--	--

No.	4	事業名	こども医療費給付事業
部名	子ども家庭部	課名	子ども福祉課

#### A) 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが必要な医療サービスを受けられること</li> <li>子育て世帯の経済的負担を軽減すること</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校修了までの子ども</li> </ul>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校修了までの子どもに対し、医療保険制度による医療費の自己負担分等(高額療養費及び附加給付は除く)を支給する</li> </ul>
市独自の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象年齢の拡大(中学生まで)</li> <li>所得制限の撤廃</li> <li>自己負担金の撤廃</li> </ul>
市独自の背景・理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの保健増進及び子育て世帯の経済的負担の軽減のために実施している</li> <li>少子化に伴い、国において児童手当の対象や金額も拡大・増額されてきた経緯があり、こども医療もそうした時流や国民・市民のニーズに沿って徐々に拡大している</li> </ul>

#### B) 本事業の課題(外部評価者からの指摘)

目的や対象等に関して	<p>(自己負担無償化の有効性が不明確)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の医療受診の機会創出や子育て世代の経済的負担の軽減が目標とはいえ、自己負担を定額制ではなく無償化とする明確な理由がない。東京大学飯塚教授らの研究によると、子ども医療費の無償化により比較的健康的にもかかわらず頻りに医師を訪れる場合や、不適切な抗生物質の利用があると示唆された一方、自己負担(200円/回)を課しても健康状態のよくない子どもの受診状況は変わらないことが明らかとなった<sup>1</sup>。越谷市においても児童人口は減少傾向にあるにも関わらず医療費支給額は増加傾向にあり、適正受診の呼びかけはなされているものの、特に罰則があるわけではないため、功を奏しているのか不明である</li> <li>経済的負担の軽減を目的とするならば、負担の大きい家庭への軽減措置とすべきところ、所得制限等対象者の精査が為されておらず、費用対効果が悪い</li> </ul>
事業の実施に関して	<p>(業務の非効率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度より県内医療機関の現物給付化が実施された一方、県外の医療機関を対象とする償還払いは毎年6,000件程度発生している。償還払いは1件ずつ内容確認と支払処理を必要とするため、職員の業務負担を増加させる原因となり、現在は償還払いの審査業務に常勤職員0.6人工を要している</li> <li>償還払いは対面での受付を要する紙での申請としている、受付やデータ入力、入力内容確認等の業務が発生している</li> </ul>

<sup>1</sup> Toshiaki Iizuka, and Hitoshi Shigeoka (2022) Is Zero a Special Price? Evidence from Child Healthcare. *American Economic Journal: Applied Economics*, VOL.14, NO. 4, doi: 10.1257/app.20210184

事業の評価に関して	<p>(目的と成果指標の不一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果指標を医療費の支給件数の増加率（前年比）としているが、前年度との件数比較が本事業の目的である「子どもが必要なサービスを受けられていること」の証拠になり得ない</li> <li>・ 設定されている 2 つの目的に即した指標が設定されていないため、効果を挙げているかの評価が困難であり、事業の妥当性が検証できない。経済状況の厳しい家庭による受診状況等の実態調査・分析が必要</li> </ul>
-----------	---

### C) 外部評価結果

評価の視点	必要性	・ 児童が家庭の経済状況に左右されず適切な医療サービスを受診できるようにする上で、一定の必要性はある。但し、必要性の有無・程度は対象者の精査により異なる	
	有効性	・ 経済状況の厳しい家庭による受診状況等が不明のため有効性は不明（一定程度の有効性はあると推測するしかない）な上、無償化による不必要な受診が含まれている可能性がある	
	効率性	・ 償還払いにおいて受付方法や対象数を減らす取組がなされておらず効率性が高まっていない	
総合評価	結果	B（課題が少しあり事業の一部見直しが必要）	
	理由	・ 現在の事業の必要性に異論はないが、取組の程度や実施手法に改善の余地があると判断	
今後の方向性	方向性	見直しの上で継続	
	具体的な見直し内容	目的や対象等	・ 今後の対象拡大（高校生まで拡大）の議論と併せて、不適切な受診を増やさぬよう高額になりやすい入院のみを対象とする、負担金額を設定する等の補助内容の精査が必要
		実施内容や方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現物給付化の対象範囲を東京・千葉まで広げることで償還払いの申請件数を縮減</li> <li>・ 償還払いは原則電子申請</li> <li>・ 子どもが適切に受診できているか受診の状況を把握するため、子ども 1 人当たりの年間医療費や、受診率（年 1 回以上受診した子どもの割合）の推移をモニタリング</li> </ul>
参考事例	<p><b>【県外医療機関の受診に対する現物給付の実施（福島県白河市）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金への審査支払業務の委託により、社会保険の加入者は県外であっても現物給付を行っている</li> <li>・ 福島県内の 38 市町村（令和 2 年 4 月時点）が同様に全国の医療機関及び保険薬局での現物給付化を実施</li> </ul> <p><b>【償還払いの電子申請の受付（千葉県松戸市）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松戸市では電子申請の拡充を進めており、子ども医療費助成金交付申請（償還払い）も電子申請での受付を実施</li> <li>・ 電子申請導入後 3 か月で申請方法の 35%（令和 4 年 1 月時点）を占め、窓口対応の 28%が削減されており年間 1,145 人が窓口来庁不要となる試算</li> </ul>		

No.	5	事業名	児童発達支援センター運営事業
部名	子ども家庭部	課名	子ども福祉課 児童発達支援センター

#### A) 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の発達に支援を必要とする就学前の児童に対し、その発達に合わせた療育を積み重ねることで、基本的な生活習慣を身に着け、集団生活を過ごしやすくし、将来にわたって家族や地域の中で生活できる力を養う</li> <li>保護者に対する子育てに関する不安や負担の軽減</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の発達に支援を必要とする就学前の児童（療育が必要と認められた児童）</li> </ul>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の発達に支援を必要とする就学前の児童に、日常生活に必要な基本的動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う</li> <li>支援を必要とする児童や保護者に対する発達に関する相談や指導・助言</li> </ul>
市独自の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市直営の児童発達支援センターの設置</li> </ul>
市独自の背景・理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人が地域でともに暮らすための支援が求められるようになったことや、平成 18 年度には障がい福祉サービスの抜本的な改革として障害者自立支援法が施行され、施設体系を含めた障がい者福祉の枠組みが大きく変更されるなど、社会情勢の変化を受け、市に設置されていた障がい児施設を「越谷市児童発達支援センター」として整備</li> </ul>

#### B) 本事業の課題（外部評価者からの指摘）

目的や対象等に関して	<p>(センターの役割を踏まえた実施内容の不足)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センターは地域の障がい児発達支援の中核的役割をもち、令和 6 年度の法改正に合わせて地域の児童発達支援事業所との連携や、事業所への支援・助言を実施内容に含まなければならない</li> </ul>
事業の実施に関して	<p>(不十分な地域支援の機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児に対する直接支援は充実しており人員も多く割かれているが、現時点では、児童発達支援事業所との大きな違いである地域支援の役割が十分に発揮されている状況にない。今後は、地域支援の肝となる事業所との連携体制の構築と、事業所等の市内関連施設の支援ニーズの把握により地域支援の実施内容や業務量を見込んだ内部体制の再検討が必要</li> <li>必要な人員の確保にあたっては、センター設立時と比較すると現在の民間の児童発達支援事業所数は大幅増加しており、児童発達支援事業所と重複する「ぐんぐん（週 5 日通所）」の待機児童数も 0 人が続いている状況を踏まえ、これまで注力してきた直接支援の取組である「ぐんぐん」の規模見直しにより生じた人員を、他施設へ通所している児童を専門的に支援する事業へ配置することも一案である</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所等訪問支援及び研修会の実施により地域全体の障がい児支援の質の底上げがなされているとのことだが、令和4年度までの研修会の開催では参加可能な範囲が市の保育士や市内の民間保育園関係者に留まり、民間の児童発達支援事業所関係者は対象となっていない（令和5年度は11月に市内民間児童発達支援事業所関係者対象の研修会を実施）。地域全体の底上げには、事業所職員がセンター職員と比較して不足している技術やノウハウ・知識を習得させることが必要</li> </ul>
事業の評価に関して	<p>(需要に合った成果指標の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ぐんぐん」の待機児童数を成果指標としているが、前述のとおりぐんぐんの待機児童数0人が続いている状況を踏まえると、今後は他施設へ通所している児童に対する支援に関する指標を成果指標とすべきである</li> </ul>

### C) 外部評価結果

評価の視点	必要性	・ 事業の目的からは一定の必要性が認められる
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい児に対する直接支援については有効性が高い</li> <li>・ 令和6年の障がい児通所支援体制の見直しにおいて、児童発達支援センターは地域における中核的役割が明確化されるが、現時点ではその機能を十分に果たせる状態にあるとは言い難く、今後は有効性を高める必要がある</li> </ul>
	効率性	・ 効率性については特段問題はなし
総合評価	結果	B（課題が少しあり事業の一部見直しが必要）
	理由	・ 必要性、効率性には問題が無いが、今後の児童発達支援センターの役割を踏まえ有効性には見直しが必要である
今後の方向性	方向性	見直しの上で継続
	具体的な見直し内容 目的や対象等 実施内容や方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容に障がい児の直接支援だけでなく、児童発達支援事業所を含めた地域全体の障がい児支援の底上げを明記</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい児の直接支援を重視した体制を見直し、地域支援の体制整備</li> <li>・ 児童発達支援事業所との連携強化と事業所職員へのノウハウの共有</li> </ul>
参考事例	<p>【事業者が主体として活動する児童発達支援連絡会（大阪府豊中市）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内で障害児通所支援を行う事業者が、事業者相互のネットワークづくりや支援の質の向上、その他児童福祉に有益な活動を行うことを目的として運営</li> <li>・ 事業者の主体的な活動として企画運営を行い、市はその後方支援を担う</li> <li>・ 令和4年9月現在、45事業所が加入し、研修会などの活動を実施</li> </ul>	



	<p><b>【市主体の児童発達支援に係る関係機関連絡会（埼玉県入間市）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域支援の一環として、関係機関の顔の見える関係づくりに資するため、情報交換、事例検討、研修会などを年2回程度開催</li><li>・ 参加機関は児童発達支援に関連する各分野の支援機関として、児童発達支援事業所だけでなく、保育所・幼稚園・学校・学童保育等を含む</li></ul>
--	--

No.	6	事業名	歯科健康診査等事業
部名	保健医療部	課名	健康づくり推進課

#### A) 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯を通じて自らの歯で食べる楽しみを享受し、豊かな人生を送ることが出来ること</li> <li>歯科口腔保健の正しい知識の啓発や歯科口腔疾患の予防や疾病の早期発見・早期治療につなげ健康の保持増進を図る</li> </ul>
対象	<p>[歯周病検診]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>35歳以上70歳以下（5歳刻み）の市民</li> </ul> <p>[口腔がん検診]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上の市民</li> </ul> <p>[在宅訪問歯科保健事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の寝たきり又はこれに準ずる高齢者や障がい者</li> </ul> <p>[歯科検診・相談][歯科健康フェア]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民</li> </ul>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科口腔保健に関する知識を普及啓発し、歯科疾患の予防を図るとともに早期発見・早期治療を行う</li> <li>歯周病検診は個別通知により勧奨し、実施する。歯科健診・相談及び口腔がん検診を実施した。越谷市歯科医師会への業務委託により実施</li> <li>歯科健康フェアを越谷市歯科医師会と共催にて開催</li> </ul>
市独自の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯周病検診について、法令に定められた対象年齢40歳、50歳、60歳及び70歳に、35歳、45歳、55歳、65歳を加え検診対象者を拡大している。</li> <li>その他、口腔がん検診、歯科健康フェアは市独自の取組である</li> </ul>
市独自の背景・理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯周病は傾向として40歳以上は疾病率が高くなるため、35歳から意識付けを行うことで予防に取り組んでいただくため</li> <li>近年は、国で国民全員に歯科健診を行う方向で議論がされており、時代の潮流にあった取組である</li> </ul>

#### B) 本事業の課題（外部評価者からの指摘）

目的や対象等に関して	<p>(実施内容の重複)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歯周病検診と歯科健診・相談は口腔内の検査を行っており実施内容が重複し、市で企画運営する歯科健診・相談事業の実施意図が不明確である。現在、市民の口腔環境が全国的に見ても悪く、改善する必要性が高いのであれば全年齢を対象とする歯科健診・相談の実施意義があると考えるが、その場合は現在のように日時や場所を限定すると制度の使いやすさが著しく低く利用者を増やすことは困難である。事実、歯科健診・相談の充足率は60%程度であり、市民ニーズが高いとは言い難い</li> </ul>
事業の実施に関して	<p>(各取組の実施効果が不明確)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歯周病検診は疾病率が高くなる40歳前に口腔ケアを意識付けさせるため対象年齢を引き下げ35歳からとしているが、35歳で受診する市民（受診率5%）は日ごろから口腔ケアに意識が高い（年1回以上歯科受診している等）者なのか、本事業を契機</li> </ul>

	<p>として口腔ケアを始める者が不明確であり、本事業の効果が不明確である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科健康フェアは幅広い年代層をターゲットと想定しているものの、効果を高めるうえで具体的なターゲットの設定と共同主催者である越谷市歯科医師会との目標共有が必要である。また、アンケート調査等の結果分析がなされていない</li> <li>・ 個別通知にナッジを活用しているものの、対象者の属性に合わせた記載内容の精査や効果検証はなされていない</li> </ul>
事業の評価に関して	<p>(不適切な成果指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の成果指標を歯科健康診査等受診・参加者数としているが、これはあくまで各取組の参加者数に過ぎず、事業目的を踏まえると参加者数の増加＝市民の口腔の健康保持・増進とは言えない</li> </ul>

### C) 外部評価結果

評価の視点	必要性	・ 市民の健康を保持・増進するために口腔環境に対するアプローチは必要性が高いと言える	
	有効性	・ 様々な取組を行っているが、内容が重複している取組や、効果測定がなされず実施されている取組があり有効性は低い	
	効率性	・ 歯科医師会を活用し効率的に実施ができている	
総合評価	結果	B (課題が少しあり事業の一部見直しが必要)	
	理由	・ 必要性・効率性に問題は無いものの、有効性が低いため	
今後の方向性	方向性	見直しの上で継続	
	具体的な見直し内容	目的や対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科健診・相談事業の必要性の精査</li> <li>・ 必要な場合は実施手法の見直し（歯周病検診と同様にかかりつけ医での受診）、不要な場合は廃止</li> </ul>
		実施内容や方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯周病検診は未受診者に特化したアプローチの実施と、効果分析</li> <li>・ 越谷市歯科医師会との協議の上で歯科健康フェアの実施目標を設定し効果測定。効果が得られない場合は、対面でのイベント形式での実施の必要性を含め、内容の見直し又は廃止・縮小を検討</li> <li>・ 本事業の成果を評価する成果指標の見直し</li> </ul>
参考事例	<p><b>【歯科関連事業の成果指標・目標値の設定（熊本県熊本市）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本市では第4次歯科保健基本計画にて、事業の成果を把握するために以下のような成果指標及び目標値を設定しモニタリング（一部抜粋）</li> <li>○ 歯科健診受診率の増加</li> <li>○ 40歳・60歳の未処置歯を有する者の減少</li> <li>○ 40代以上における歯周炎を有する者の割合の減少</li> <li>○ 40歳以上における自分の歯が19本以下の者の割合の減少</li> </ul>		

No.	7	事業名	修理再生等啓発事業
部名	環境経済部	課名	資源循環推進課

#### A) 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ減量・循環型社会の実現に向けて市民の関心を高める</li> <li>・ 児童生徒への環境教育に貢献</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民</li> </ul>
実施内容	<p>修理再生等啓発事業として以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物減量等推進員制度</li> <li>・ 再生家具の販売</li> <li>・ 施設見学/出張講座</li> <li>・ 雑紙/小型家電回収 BOX の設置</li> <li>・ 食品ロス削減/フードドライブの実施</li> <li>・ 非電動型生ごみ処理機の啓発</li> <li>・ 減量及びリサイクル啓発</li> </ul>

#### B) 本事業の課題（外部評価者からの指摘）

目的や対象等に関して	—
事業の実施に関して	<p>(効果の未精査による横並びの取組実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業では様々な取組がされているが、取組には注力度合いに大小は無く、常勤職員は各取組にほぼ等しく人工をかけてしまっている。本事業の実施効果を最大化するには、事業目的の達成に対する各取組の効果を測定し、効果が大きい取組に人工や事業費を注力し、効果が小さな取組は抜本的な見直し又は規模縮小（人工や事業費を必要最低限とする）すべき</li> </ul> <p>(再生家具販売の効率化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生家具の販売について、他自治体では修理から販売までシルバー人材センターに委託している事例が多数あり、現在の市職員が販売を担う体制はコスト面から改善が必要</li> <li>・ 現在の委託条件の制約が、廃棄物からの再生件数・販売数の制約に繋がることから、成果連動・成功報酬型等成果が高まるような条件での包括委託への見直しが必要</li> <li>・ 再生家具の販売はリサイクルプラザでの対面販売のみであるが、地域型の情報掲示板を活用し販売を実施（ただし家具はリサイクルプラザでの受け取りとし、購入者が運搬）すれば、市民は場所・日時に関係なく販売家具を確認することができ、市民の活用機会を広げられる可能性がある</li> </ul> <p>(市民ニーズと企画の不一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画講座のプログラム内容や実施日数は、講師の対応可能な日程をベースに組み立てられており、市民ニーズや事業目的に照らした実施効果が反映されているとは言い難い</li> <li>・ 企画講座は体験型講座を主としており、参加者がものを作るという体験だけで終わらない仕組みが必要である。</li> <li>・ 市民への啓発の手段として対面の講座形式だけが効果的な手段</li> </ul>

	であるか精査が必要である。オンライン講座形式や動画配信形式といったデジタルを活用した手法も一部の講座で取り入れることが望ましい
事業の評価に関して	(成果評価の未設定) ・ 成果指標が設定されておらず、進捗状況や達成状況の把握が困難なため、有効性に関する適切な評価がなされていない

### C) 外部評価結果

評価の視点	必要性	・ 設定されている目的からは、ある程度の必要性は認められる（他の事業に比べて必要性が高いとまでは言い難い）	
	有効性	・ 有効な取組であるか測ることなく、全ての取組を横並びで実施しているため、有効性は高まっていない	
	効率性	・ 業務実施体制には改善の余地があり、効率性は高まっていない	
総合評価	結果	B（課題が少しあり事業の一部見直しが必要）	
	理由	・ 一定の必要性は認められるが、有効性や効率性が低いため	
今後の方向性	方向性	見直しの上で継続	
	具体的な見直し内容	目的や対象等	・ 本事業の目的を踏まえた成果指標の設定
		実施内容や方法等	・ 本事業の目的に照らして最も効果がある（又は効果が見込まれる）取組を精査し、人や事業費を選択的に集中 ・ 再生家具販売は、修理から販売まで一貫してシルバー人材センターに委託 ・ 企画講座は、ニーズが低い講座や参加者満足度を含めた実施による効果が低い講座は次年度以降せず、新規又は他の既存講座への振替の徹底 ・ 講座は単なるものづくりの場ではなく、教育啓発の場とする ・ 企画講座は対面だけでなくオンライン講座・動画配信を活用した効果的かつ効率的な実施
参考事例	<p><b>【地域版情報掲示板での再生家具の販売（東京都府中市）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府中市では、リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結している株式会社ジモティーが運営する地域の情報掲示板「ジモティー」で再生家具を出品・販売（家具の運搬は購入者自身）</li> </ul> <p><b>【粗大ごみの再生販売を独立採算で事業化（東京都町田市）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初は市の委託事業であったが、再生家具の販売による収益性を高められたことで独立採算化し、一般財団法人まちだエコライフ推進公社を設立し、独立採算制に転換</li> <li>・ 製品の修理・販売を町田シルバー人材センターと連携し、効率的・効果的に実施</li> <li>・ ジモティー掲示板で再生家具を掲示（ただしインターネット上での購入は不可、希望者は店舗へ来訪し購入）。事前に市民が商品を確認できる仕組みとしている</li> </ul>		

## 2-4 外部評価の総括

7事業のうち、そのほとんどで「有効性」「効率性」に課題があると指摘した。

「有効性」に関しては、各事業が事業目的の達成に寄与しているのか十分に検討されていないことが根本原因にある。中には、目的（誰がどのような状態になっていることを目標とするのか）そのものが不明確なため有効性を測ること自体が困難となっている事業もあった。有効性の検討においては、①事業目的の設定段階にてターゲットや達成時の状態を明確にすること、②事業実施及び評価段階において、目的の達成に向けた事業の効果を明らかとする指標を設定すること、の2点が重要である。このような指摘がなされるということは、職員の内部評価（事務事業評価）の意図の理解が不十分であると考えられ、内部評価（事務事業評価）の実施時には、これまで以上に内部評価の観点や評価のポイントを理解させる取組が必要である。また、目標設定・指標設定の考え方が定着するまでは、内部評価結果に対し、管理部門や所管課以外からの添削指導ができるような体制の構築も一案である。

「効率性」に関しては、ICTの活用等の「新たな手段の導入」を検討される傾向があるが、最初に取り組むべきは廃止・縮小可能な事業や省略可能な業務が無いか精査し、業務そのものを減らすことである。本来不要な業務をデジタル化しても業務効率が高まったとは言い難く、不要な業務を無くす方がより業務量削減の効果は高い。精査を行ったうえでICTの活用や、専門性を有する民間委託の活用・定型的な業務への会計年度任用職員の活用といった担い手の見直しを進めることで、より効果的・効率的な業務・事業遂行が可能となる。

また、今回は「必要性」に関する指摘は少なかったものの、全国的に自治体の財政状況は今後一層厳しさを増すと想定される中、市が貴重な経営資源（ヒト・モノ・カネ）を投入して実施しなくてはならない事業であるかどうか、シビアな優先順位の設定が求められる。市の取組の方向性は「越谷市総合振興計画」に定められることとなっており、当該計画との整合を図ることで市として注力すべき（＝必要性の高い）事業が精査できる仕組みとする必要がある。また、市の実施事業には代替可能な民間事業者のサービスが存在する場合もあり、市が担うサービスの範囲の縮小や見直しが必要である。

今回の外部評価結果は、今回の対象とならなかった事業においても同様の課題を抱えている可能性が高い。評価の視点を参考に、対象業務以外においても各自見直しを行い、今後の効果的・効率的な行政経営を進めていただきたい。

# 参考資料 対象事業に対する市民意見募集結果

## A) 意見の募集

外部評価への市民参画手法として、外部評価対象事業に対する市民意見の募集を行った。

募集期間	令和5年9月19日～10月20日
募集方法	電子申請、意見箱設置（行政管理課・行政資料コーナー・各地区センター）・郵便

なお、市民意見を募集する際、市民に対し現在の事業の実施状況を明らかとするため、対象事業単位で事務事業評価表及びヒアリング概要をホームページにて公開した。

## B) 結果

意見件数は2件であった。主な意見は以下のとおりである。

### 【主な意見】

- ・ 内容については重要な施策であり、現状に合わせた必須事業である。  
(障がい者手当給付事業)
- ・ 対象児童が増えているので、事業の拡充が必要と考える。  
(児童発達支援センター運営事業)
- ・ 特に歯周病については、早期の予防が必要であり、全て賛成である。  
(歯科健康診査等事業)